

第3編

災害応急対策計画 編

第1章 風水害応急対策計画

風水害応急対策計画の基本的な考え方

部署・関係機関	関係部署
---------	------

災害応急対策計画は、災害が発生しまたは発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、または応急的救助を行うなどの災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、救助救急及び交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものとする。

なお、災害応急対策計画は、災害が発生し、来襲が予想され、そして、来襲通過、通過後などの時間の経過に準じた応急対策計画を概ね次のような順序でまとめるものとする。

時間経過		災害応急対策計画項目	
災害来襲予報	災害が きそう	1	組織動員計画
		2	気象警報等の伝達計画
		3	災害通信計画
		4	災害状況等の収集・伝達計画
		5	水防計画
		6	消防計画
		7	災害広報計画
災害来襲	災害が きた	8	避難計画
		9	要配慮者対策計画
		10	観光客等対策計画
		11	救出計画
		12	交通輸送計画
・ ・ ・ 災害通過 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 通過後	災害が 通過中 ・ ・ ・ 災害が 去った	13	災害救助法適用計画
		14	給水計画
		15	食料供給計画
		16	生活必需品供給計画
		17	医療救護計画
		18	感染症対策、し尿処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画
		19	行方不明者の捜索、遺体収容及び処理計画
		20	障害物の除去・災害廃棄物処理計画
		21	住宅応急対策計画
		22	二次災害の防止計画
		23	教育対策計画
		24	危険物等応急対策計画
		25	治安警備計画
		26	民間団体等協力計画
		27	ボランティア受入れ計画
		28	広域応援要請計画
		29	自衛隊災害派遣要請計画
		30	労務供給計画
31	公共土木施設応急対策計画		
32	ライフライン等施設応急対策計画		
33	農林水産物応急対策計画		
34	海上災害対策計画		
35	道路事故災害応急対策計画		

第1節 組織動員計画

部署・関係機関	総務班、各関係部署
---------	-----------

I 基本方針

本村の地域に災害が発生しまたは発生する恐れがある場合に、的確かつ迅速な災害応急対策を行うため災害対策組織（対策本部または対策本部の設置に至らない場合の警戒本部）を編成するとともに、各組織の業務分掌をあらかじめ樹立しておくものとする。

II 実施内容

1. 村災害対策本部

村本部は、おおむね以下の基準により設置するものとする。

- (1) 村の区域内に大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき。
- (2) 村の区域内に災害が発生し、その規模及び範囲からみて対策を要すると認められるとき。
- (3) 県本部が設置された場合において、村本部設置の必要を認めたとき。

2. 大宜味村災害準備・警戒体制の設置規模及び基準

気象台から大雨・洪水及び高潮の注意報が発表されるなど災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策本部の設置に至らない場合のときの組織設置と所掌事務について定めるものとする。

(1) 災害対策準備体制（第1配備）

災害警戒本部の設置前における初動体制、又は設置に至らない災害規模の発生及び発生が予想される場合に、防災担当者（総務課事務局）による災害対策準備体制（第1配備）をとるものとする。

〔設置基準〕

- ① 本村域における震度4を観測・発表した場合。
- ② 本村の津波予報区内である沖縄本島地方に、津波注意報が発表されたとき。
- ③ 沖縄気象台から本村に関わる地域に大雨・洪水及び高潮注意報等が発表されるなど、災害が発生し、又はおそれがある場合において、警戒を要するとき。

(2) 災害警戒本部（第2配備）

災害対策本部の設置に至らない災害規模の発生又は発生するおそれの場合、必要に応じ、災害警戒本部を設置する。

災害警戒本部の要員は、情報、連絡を担当する少数の人数をもってあて、「大宜味村災害対策本部・準備・警戒体制の所掌事務及び配備」における配備要員によるものとする。

〔設置基準〕

- ① 強い地震（震度4以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときで、村長が必要と認める場合。
- ② 本村域において震度5弱を観測した場合。
- ③ 沖縄本島に津波警報の「津波」が発表された場合。
- ④ 県全域又は村域に、気象業務法に基づく暴風、大雨、又は洪水、その他の注意報が発表されたのに伴い、災害に関する情報の収集・伝達を特に強化して対処する必要があるとき。

- ⑤ 暴風、大雨、地震、津波、その他の異常な自然現象により、県の全域又は村の地域に災害の発生するおそれがあり、警戒を要するとき。
- ⑥ 前各号のほか、災害予防及び災害応急対策の的確な実施のため、警戒体制をとる必要のあるとき。

(3) 大宜味村災害対策本部（第3配備）

災害警戒本部までの災害規模及び対応策を上回り、村組織全体における応急対策の実施が必要なとき、村長を本部長として全職員をもって組織する災害対策本部を設置する。

〔設置基準〕

- ① 村全域にわたって風水害等により大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがある場合。
- ② 沖縄本島地方に津波警報の「大津波」が発表された場合。
- ③ 村域内において震度5強以上を観測した場合。
- ④ 隣接市町村において震度6弱以上を観測した場合。

3. 大宜味村災害対策本部（第3配備）の組織及び事務体系

村長を本部長として、災害対策基本法第23条第1項及び大宜味村災害対策本部条例の規定に基づき組織され、防災会議と緊密な連携のもとに地域防災計画の定めるところ、村域のかかる災害予防及び災害応急対策を実施する。

(1) 組織及び所掌事務

- ① 本部に本部長及び副本部長をおき、本部長は村長を、副本部長には副村長、教育長をもってあてる。
- ② 本部に本部会議をおき、本部長、副本部長、災害対策本部の各班長、その他本部長が必要と認めるものをもって構成し、本部長がこれを招集する。
- ③ 本部長（村長）が、出張、休暇等による不在又は連絡不能で特に緊急の意思決定をする場合においては、下記の順位により所定の決定権に代わって意思決定を行うものとする。

この場合において、代理で意思決定を行った者は、速やかに所定の決定権者に報告し、その承認を得るものとする。

1) 本部長 ⇒ 2) 副本部長 ⇒ 3) 総務班長

- ④ 本部会議において協議すべき事項は、災害応急対策の基本的事項とする。
 - ア) 災害予防、災害応急対策の実施に関する重要な事項
 - イ) その他本部長が必要と認める事項
- ⑤ 本部の組織編成及び所掌事務は、「大宜味村災害対策体制の所掌事務及び配備」によるものとする。
- ⑥ 各対策班は原則として、本部の設置と同時に設置されるものとする。ただし、災害の種別等により、本部長が必要でないと認める対策班は、設置されないものとする。

(2) 本部の設置及び閉鎖

① 本部の設置事項

大宜味村災害対策本部は災害対策基本法第23条第1項の規定により、次のような場合におい

て村長が設置する。

- ア) 村内に大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき。
- イ) 村域内において震度5以上及び隣接市町村において震度6弱以上を観測したとき。
- ウ) 沖縄本島地方に津波警報の「大津波」が発表された場合。
- エ) 村内に大規模な災害が発生し、その規模及び範囲から判断し、本部設置による対策を要すると認められるとき。
- オ) 県本部が設置された場合において、村対策本部の設置の必要を認めたとき。

② 本部の閉鎖

本部の閉鎖について、次の事項に従い閉鎖するものとする。

- ア) 予想された災害の危険が解消したと認められたとき。
- イ) 災害発生における応急措置が概ね完了し、本部による対策実施の必要がなくなったと認められるとき。

③ 本部設置・閉鎖における通知及び公表

本部を設置又は閉鎖したときは、県、関係機関及び住民に対し、次の通り通知公表する。

《通知又は公表先・通知又は公表の方法》

通知又は公表先	通知又は公表の方法
各対策班への通知・公表	庁内放送、電話、防災行政無線、庁内LAN（メール等）、その他迅速な方法
地域住民への公表	防災行政無線、広報車、ホームページ、ラジオ、テレビ、その他迅速な方法
県への通知	沖縄県総合行政情報通信ネットワーク（電話・FAX、メール含む）、その他迅速な方法
報道機関への通知・公表	電話・FAX、ネット配信（ホームページ・メール等）、その他迅速な方法
名護警察署・各駐在所	〃
その他関係機関	〃

④ 本部の設置場所

本部の設置場所は、災害発生時における本庁舎の業務継続の確保のため村役場とする。本庁舎が大規模災害（地震等）の影響を受け使用できない場合は、大保ダム地域防災センターの活用を依頼する。（大規模災害による県の現地対策本部が設置された場合、その指示に従うものとする。）

その他、必要に応じ設置候補として、公共的施設の使用可能性を調査し、可能な場所に設置するものとする。

3. 災害対策の動員計画

(1) 配備の指定及び区分

災害対策への体制を迅速に整えるため、災害準備体制をはじめ災害対策本部の配備までの基準を定めるものとする。

また、災害の発生又は災害が発生するおそれのある場合、体制基準にともない対策本部長（村長）は直ちに配備の規模を指定する。

■災害対策体制配備基準

体制区分	配備区分	気象情報・災害の種類		配備・体制内容
		災害全般	地震・津波	
災害 準備体制	第1配備 (初動配置)	・ 沖縄気象台から各種注意報の発表があり、災害の発生が予想されるが、災害発生まで多少の時間的余裕がある場合。	・ 本村域内において震度4を観測した場合。 ・ 沖縄本島地方に津波注意報が発表された場合。	・ 防災情報の収集・連絡等における担当配置。 ・ その他職員は自宅待機。
災害 警戒本部	第2配備 (警戒配置)	・ 沖縄気象台が大宜味村に関わる地域に各種警報を発表するなど災害発生のおそれがあり、警戒を要するとともに情報収集・伝達の必要があるとき。	・ 震度4以上を観測したときや、弱い地震でも長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときで村長が必要と認める場合。 ・ 本村域において震度5弱を観測した場合。 ・ 沖縄本島地方に津波警報の「津波」が発表された場合。	・ 必要に応じて対策本部開設の即時設置可能な警戒体制。 ・ 災害発生とともに、災害応急活動が開始される体制とする。数人の人員をもってあてる。
災害 対策本部	第3配備 (全配備)	・ 村全域にわたって風水害等などにより大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがある場合。	・ 沖縄本島地方に津波警報の「大津波」が発表された場合 ・ 村域内において震度5強以上や隣接市町村において震度6弱以上を観測した場合。	・ 全職員をもってあたるもので、完全な非常体制とする。

(2) 配備人員及び指名

- ① 各班の配備要員は「大宜味村災害対策体制の所掌事務及び配備」とする。ただし、この配備要員は災害の実情により、所属の班長において増減することができる。
- ② 各班長は、災害対策要員のうちから配備の規模に応ずる配備要員をあらかじめ指名しておくものとする。
- ③ 各対策班長は、配備要員名簿を作成し、組織機構改革においては総務対策班長（事務局）へ見直しを提出しておくものとする。

(3) 動員方法

- ① 本部長は、気象予報・警報及び災害発生のおそれのある異常現象等の通報を受けた場合で、大きな災害が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに本部会議を招集し、災害対策要員の配備指定その他、応急対策に必要な事項を決定するものとする。

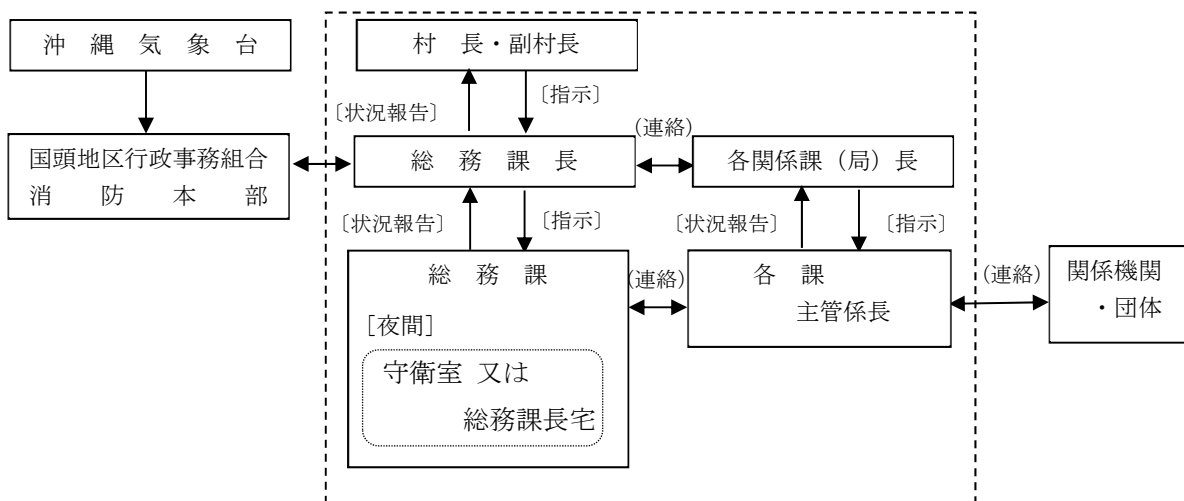
- ② 本部会議の招集に関する事務は、総務対策班が行う。
 - ③ 総務対策班長は、本部が設置され対策要員の配備規模が決定されたときは、その旨各班長に通知するものとする。
 - ④ 通知を受けた各班長は各係へその旨通知するものとし、直ちに班内の配備要員に対し、その旨通知するものとする。
 - ⑤ 通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配備に就くものとする。
 - ⑥ 各班長は、あらかじめ班内の非常招集系統を確立しておくものとする。
- なお、非常招集系統については、配備要員名簿に併記し総務対策班長に提出しておくものとする。

(4) 非常登庁

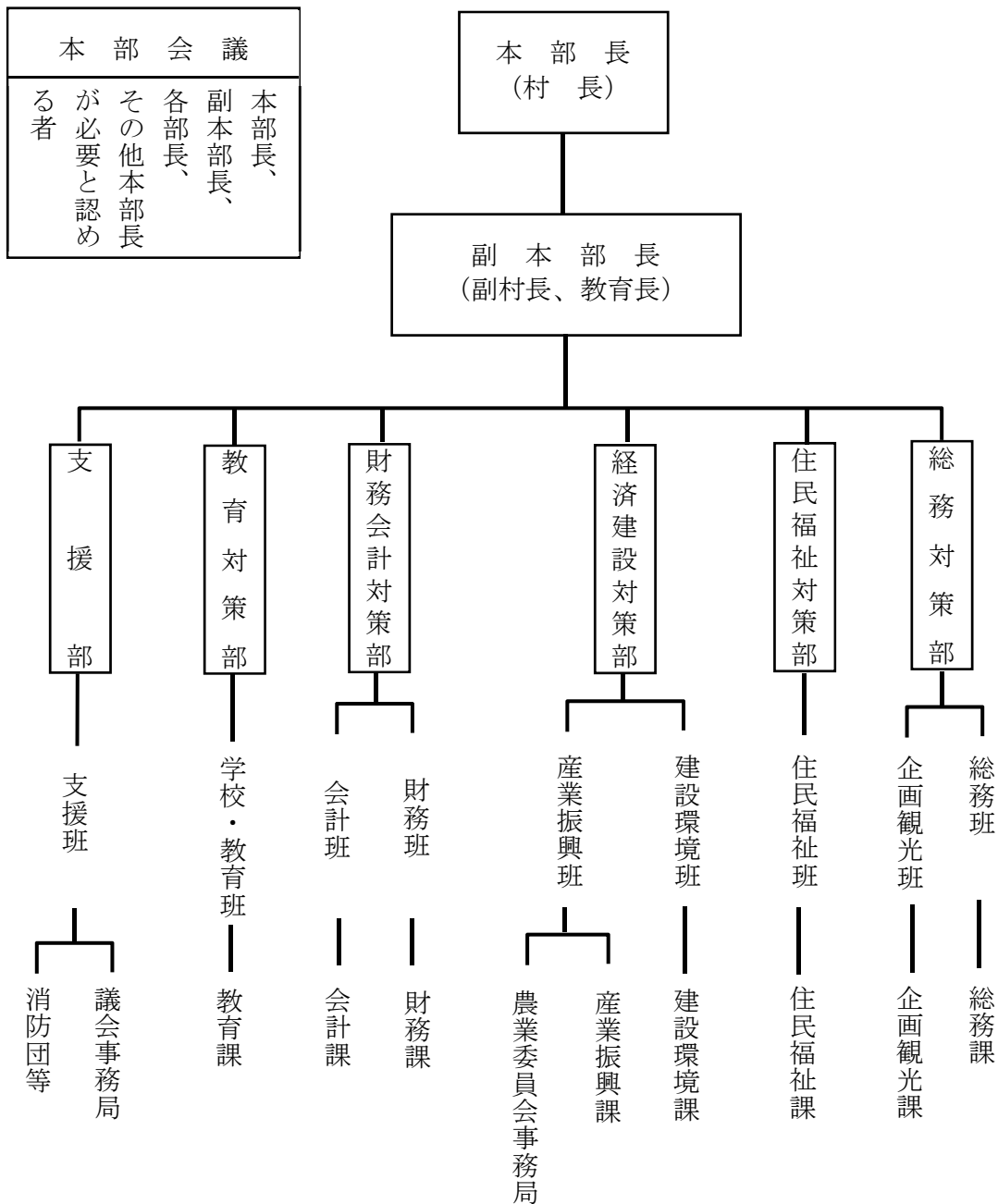
職員は、夜間及び休日等の勤務時間外に災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあることを知ったときは、以後の状況の推移に注意し、所属の各部長と連絡をとり、又は自らの判断で所属機関に参集するものとする。

自主参集の基準については、災害対策動員計画における「災害対策体制配備基準」に基づくものとする。

■ 非常時連絡系統図（大宜味村組織）



■ 大宜味村災害対策本部組織図



- ① 市町村長の部内職員に限らず、都道府県警察の職員、教育委員会の職員、選挙管理委員会の職員等全てを指す。(参考：災害対策基本法第23条2)
- ② 地方自治法第284条の規定により消防事務につき一部事務組合を設けた場合における当該組合、いわゆる組合消防の職員は、市町村の職員ではないので、災害対策本部の職員に任命することはできない。したがって任命する場合は、事前にその職員を市町村の職員に任命しておく必要がある。(参考：地方自治法第284条)

■ 大宜味村災害対策の所掌事務（配備要員含む。）

組織機構				所 掌 事 務	配備要員数		
部	班	班長	担当課		第1配備	第2配備	第3配備
総務対策部	総務班	総務班長	総務課	1. 本部の設置及び廃止に関すること。 2. 本部の庶務に関すること。 3. 防災会議、その他防災関係機関への連絡及び伝達調整に関すること。 4. 各班の分掌事務の調整に関すること。 5. 各班及び班内への連絡調整に関すること。 6. 気象予警報等の受理及び伝達に関すること。 7. 村庁舎（対策本部設置建物）等の防災及び保全に関すること。 8. 現地視察調査や被害状況等の情報収集及び伝達に関すること。 9. 県、その他関係機関に対する被害報告に関すること。 10. 災害非常配備体制の指示、伝達及び職員の非常招集に関すること。 11. 職員の服務・動員、配置に関すること。 12. 被災者及び物資の輸送に関すること。 13. 職員の輸送に関すること。 14. 非常通信、防災行政無線の運用及び確保に関すること。 15. 庁内 LAN 等を利用した、被害状況等の収集及び発信に関すること。 16. 避難所の設置及び開設、閉鎖に関すること。 17. 隣接市町村、県または指定行政機関の職員等の応援に関すること。 18. 相互応援協力、広域応援要請に関すること。 19. 災害従事職員の公務災害、健康管理、諸給付金の貸付等に関すること。 20. 災害時における車両の調達に関すること。 21. 各公民館への区長待機等の指示に関すること。 22. 災害時の危険物等の保安に関すること。 23. 災害時における交通安全対策に関すること。 24. 海外及び県外移住者、県人会、その他の関係団体等との連絡調整に関すること。 25. その他、各班に属さないこと。	担当者 2名	班長の指示に従い出動・配置につく	全 員
	企画観光班	企画観光班長	企画観光課	1. 災害情報、被害状況及び応急対策状況（救助活動を含む）の住民及び報道機関への広報に関すること。 2. 災害現地視察調査及び災害写真等、災害記録の収集に関すること。 3. 災害情報、被害状況の把握及び総務対策班（事務局）への報告に関すること。 4. 観光施設関連の災害対策及び被害調査・復旧に関すること。 5. 災害時における観光客への対応に関すること。 6. 災害見舞い及び視察者の応接に関すること。 7. ダム管理機関・団体等との連絡調整に関すること。 8. 商工業の災害対策及び被害調査・復旧に関すること。 9. 労務者雇用に関すること。		班長の指示に従い出動・配置につく	全 員

組織機構				所 掌 事 務	配備要員数		
部	班	班長	担当課		第1 配備	第2 配備	第3 配備
住民福祉対策部	住民福祉対策班	住民福祉対策班長	住民福祉対策課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管の被害状況調査及び総務対策班への報告に関する事。 2. 災害救助法の適用に関する事（災害救助法適用に関する県への報告手続き）。 3. 主食の確保及び主食配給の特別措置に関する事。 4. 応急食料その他生活必需品の調達及び管理に関する事。 5. 被服、寝具その他生活必需品の給付または貸与、配分に関する事。 6. 避難所における炊き出し、その他救助活動に関する事。 7. 災害による医療及び助産に関する事。 8. 救護班の編成及び派遣並びに被災者の応急救護に関する事。 9. 災害救助活動に協力する民間団体及び日赤、その他医療機関との連絡調整に関する事。 10. 災害時における医薬品及び衛生材料の調達及び配分に関する事。 11. 災害時の感染症対策に関する事。 12. 災害調査及び感染等の状況報告に関する事。 13. 防疫に関する県関係機関（保健所等）との連絡調整に関する事。 14. 職員の健康管理に関する事。 15. 災害時の食品・生活衛生に関する事。 16. 地域組織（自治会等）における自主防疫の応急助成に関する事。 17. 避難所施設の防疫に関する事。 18. 保育所所児の避難に関する事。 19. 災害時における保育所及び保育所所児の保健衛生に関する事。 20. 高齢者、障害者、観光客等の災害時要援護者に対する災害対策に関する事。 21. 被災者相談の窓口等に関する事。 22. 義援金品、見舞い金品等の配分及び受付に関する事。 23. 生活再建支援に関する事。 24. 国民健康保険料（税を含む）等及び被保険者の一部負担金の減免に関する事。 25. ボランティア総合窓口の設置に関する事。 		班長の指示に従い出動・配置につく	全 員

組織機構				所 掌 事 務	配備要員数		
部	班	班長	担当課		第1配備	第2配備	第3配備
経済建設環境対策部	建設環境班	建設環境班長	建設環境課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土木対策の庶務及び連絡調整に関すること。 2. 土木関係災害に対する警戒巡視に関すること。 3. 所管する被害状況等の調査収集及び総務対策班(総務課事務局)への報告に関すること。 4. 交通不通箇所及び通行路線に関すること。 5. 災害時における道路及び橋りょう(使用等)に関すること。 6. 村道など、村が管理を施している土木施設の災害復旧事業に関すること。 7. 水防活動の総括に関すること。 8. 河川、堤防、溝渠、水路の災害応急措置及び被害調査に関すること。 9. 河川並びに水路の水位測定及び河川域の警戒巡視に関すること。 10. 上・下水道施設の災害応急措置及び被害調査に関すること。 11. 建築物の災害対策及び被害調査に関すること。 12. 公営住宅の災害対策及び被害調査に関すること。 13. 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 14. 高潮対策に関すること。 15. 港湾施設の警戒及び応急対策に関すること。 16. 応急仮設住宅の建設及び住宅建設、住宅の応急修理に関すること。 17. 公園及び街路樹等の災害対策、並びに被害調査に関すること。 18. 災害時の給水及びその輸送に関すること。 19. 災害時における水質検査に関すること。 20. 給水活動の協力する団体等との連絡調整に関すること。 21. 給水、その他必要事項の住民への広報に関すること。 22. 被災者の公営住宅等への入居に関すること。 23. 応急仮設住宅への入居及び管理に関すること。 24. 災害対策用資機材の運用に関すること。 25. 障害物の除去(一時保管を含む)に関すること。 26. 急傾斜地や土石流等の危険予想区域における災害対策に関すること。 27. 災害時におけるゴミ及びし尿処理に関すること。 28. 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理・埋葬に関すること。 29. 墓地災害の応急対策に関すること。 30. 遺体の埋葬許可証の発行に関すること。 31. がれき及び廃棄物に関すること。 32. 災害時の動物の保護・収容に関すること。 33. り災証明に関すること。 		班長の指示に従い出動・配置につく	全員

組織機構				所 掌 事 務	配備要員数		
部	班	班長	担当課		第1配備	第2配備	第3配備
経済建設対策部	産業振興班	産業振興班長	産業振興課・農業委員会事務局	1. 農地農業用施設、及び農作物等の被害調査並びに災害予防対策と復旧事業に関すること。 2. 家畜伝染病の防疫に関すること。 3. 村有・民有林の林産物、及び林業施設の災害対策及び被害調査に関すること。 4. 水産物、水産施設及び漁船、漁具の災害対策及び被害調査に関すること。 5. 畜産の被害調査に関すること。 6. 村有土地改良施設（農業用排水施設、農業用道路等）に関わる施設の被害調査に関すること。 7. 所管の被害状況の情報収集及び報告に関すること。 8. 農作物の病虫害防除に関すること。 9. 漁港施設の警戒及び応急対策に関すること。 10. 停泊、繫留船舶の安全維持に関すること。 11. 民有林野及び林業施設の被害調査及び災害復旧に関すること。 12. 林産物の被害調査に関すること。 13. 応急措置用副食物（農産物）の流通対策及び確保に関すること。 14. 災害時における農業災害補償他に関すること。 15. 被害漁業者における災害資金に関すること。		班長の指示に従い出動・配置につく	全員
財務会計対策部	財務班	財務班長	財務課	1. 災害対策に必要な経費の予算措置に関すること。 2. 被災者に対する村税の徴収猶予及び減免に関すること。 3. 災証明に関すること。 4. 他の班の支援に関すること。		班長の指示に従い出動・配置につく	全員
	会計班	会計班長	会計課	1. 災害対策に必要な現金及び物品の出納に関すること。 2. 災害応急対策用諸物資等の購入に関すること。 3. 災害対策本部の歳入出現金の出納に関すること。 4. 救援金品及び見舞い金の保管・出納に関すること。 5. 災害対策応急物資等、購入品の検収に関すること。		班長の指示に従い出動・配置につく	全員

組織機構				所 掌 事 務	配備要員数		
部	班	班長	担当課		第1 配備	第2 配備	第3 配備
教育 対策 部	学 校・ 教 育 班	教 育 課 長	教 育 課	1. 所管の被害状況等の調査収集及び総務対策班への報告に関する こと。 2. 職員の管理（動員、配置等）に関すること。 3. 各学校、給食センター（調理場）との連絡調整に関すること。 4. 物品調達手続き及び経理に関すること。 5. 学校・教育施設の災害調査及び応急対策に関すること。 6. 避難所の開設・運営についての協力に関すること。 7. 幼児児童生徒の避難に関すること。 8. 災害時の教育指導に関すること。 9. 学用品等の給与に関すること。 10. 災害時における学校及び幼児児童生徒の保健衛生に関するこ と。 11. 災害時における幼児児童生徒の学校給食に関すること。 12. 社会教育施設の災害対策に関すること。 13. 文化財及び文化施設の被害状況等の情報収集及びその対策に関 すること。 14. 災害救助活動に協力する婦人会、青年会等との連絡調整に関す ること。		班長の指示に従い出動・配置につく	全 員
支 援 部	支 援 班		議 会 事 務 局	1. 他の班の支援に関すること		班長の指示に従い出動・配置につく	全 員
	支 援 班		消 防 団 等	1. 救急、火災等の出動に関すること。 2. 障害物の除去に関すること。 3. 通信に関すること。 4. 水害、火災、その他の災害の警戒、鎮圧、救助に関すること。 5. 危険物及び取扱施設の保安・災害対策に関すること。		班長の指示に従い出動・配置につく	全 員

第2節 気象警報等の伝達計画

部署・関係機関	総務班、各関係部署
---------	-----------

I 基本方針

災害の発生あるいは拡大を未然に防御するため、気象特別警報・警報・注意報及び気象情報を迅速かつ的確に伝達する措置等については、次により実施する。

II 実施方法

1. 気象警報や注意報の種類及び発表基準の周知徹底

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の市町村ごとに発表される。また、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村をまとめた地域の名称(※)を用いる場合がある。(※) 国頭地区：国頭村、大宜味村、東村

(1) 気象業務法に定める警報等

ア 気象注意報

気象によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。

種類	基準		
大雨	表面雨量指数基準	9	
	土壌雨量指数基準	95	
洪水	流域雨量指数基準	田嘉里川流域=6、大保川流域=7.8、平南川流域=5.2	
	複合基準 ^{※1}	大保川流域=(9, 7.7)	
	指定河川洪水予報による基準	—	
強風	平均風速	陸上	15m/s
		東シナ海側	15m/s
波浪	有義波高	2.5m	
高潮	潮位	1.3m	
雷	落雷等により被害が予想される場合		
濃霧	視程	陸上	100m
		東シナ海側	500m
乾燥	最小湿度 50%で、実効湿度 60%		
低温	最低気温 5℃以下		
霜	最低気温 5℃以下		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

イ 気象警報

気象によって重大な災害が起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う。

種類	基準		
大雨	表面雨量指数基準	17	
	土壌雨量指数基準	137	
洪水	流域雨量指数基準	田嘉里川流域=7.6、大保川流域=9.8、平南川流域=6.6	
	複合基準※ ¹	大保川流域=(10, 8.6)	
	指定河川洪水予報による基準	—	
強風	平均風速	陸上	25m/s
		東シナ海側	25m/s
波浪	有義波高	6.0m	
高潮	潮位	2.0m	

ウ 気象特別警報

気象によって重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合のその旨を警告して行う予報。最大級の警戒を呼び掛けて行う。

現象の種類		基準	
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。	
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
	高潮		高潮が吹くと予想される場合
	波浪		高波が吹くと予想される場合

エ 気象情報等

気象の予報等に関し特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を喚起する場合や、特別警報・警報・注意の報発中に現象の経過や予想、防災上の留意点等を解説する場合等に発表する。気象情報の対象とする現象により、台風に関する情報、大雨に関する情報、潮位に関する情報がある。なお、台風情報で使用される台風の大きさ等は次のとおりとする。

台風の大きさ（風速 15m/s 以上の半径）		台風の強さ（最大風速）	
大型	500km 以上 800km 未満	強い	33m/s 以上 44m/s 未満
超大型	800km 以上	非常に強い	44m/s 以上 54m/s 未満
		猛烈な	54m/s 以上

オ 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

警報注意報や気象情報で災害に対して注意警戒を呼びかける。警報が発表された市町村地域のうち、実際に土砂災害や水害発生の危険度が高まっている場所は、危険度分布で色分けして表示する。例えば土砂災害警戒判定メッシュ情報では、特に「極めて危険」（濃い紫色）が出現した場合、土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域等では、過去の重大な土砂災害発生時に匹敵する極めて危険な状況になっており、命に危険が及ぶような土砂災害がすでに発生していてもおかしくない状況である。内閣府の「避難情報に関するガイドライン」では「土砂災害の危険度分布において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域等に避難情報を発令することを基本とする」とされている。なお、警報の危険度分布等の概要は次のとおりである。

■警報の危険度分布等の概要

種類	概要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

カ 早期注意報（警報級の可能性）

警報級の現象が5日先まで予測されているときに、その可能性について[高]、[中]の3段階で発表される。

当日から明日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（本島中南部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間予報の対象地域と同じ発表単位（沖縄本島地方など）で発表される。

キ 地方海上警報

海上の船舶の安全確保を図るため、定められた海域（海上予報区）に対して強風や視程障害等の現象の実況及び予想（24時間以内）がある場合、沖縄气象台が発表する。

①地方海上予報区の範囲と細分名称

ア) 沖縄气象台担当地方海上予報区

沖縄海域（SEA AROUND OKINAWA）

イ) 細分名称

沖縄東方海上（SEA EAST OF OKINAWA）

東シナ海南部（SOUTHERN PART OF EAST GHINA SEA）

沖縄南方海上（SEA SOUTH OF OKINAWA）

②地方海上警報の種類と発表基準

地方海上警報の種類	発表基準
海上警報なし（英文 NO WARNING）	警報をする現象が予想されない場合又は継続中の警報を解除する場合
海上濃霧警報（英文 FOG WARNING）	濃霧により視程が 500m 以下（0.3 カリ以下）
海上風警報（英文 WARNING）	最大風速が 13.9～17.2m/s (28 ノット以上 34 ノット未満)
海上強風警報（英文 GALE WARNING）	最大風速が 24.5m/s 以上 (34 ノット以上 48 ノット未満)
海上暴風警報（英文 STORM WARNING）	最大風速が 24.5～32.7m/s (48 ノット以上)
海上台風警報（英文 TYPHOON WARNING）	台風による風の最大風速が 32.7m/s 以上 (64 ノット以上)

(2) 水防警報等

①水防活動用気象警報

水防活動に資するため、水防関係機関に対して行われる水防活動用の注意報・警報は次に定める注意報・警報が発表されたとき、これによって代替されるものとする。

水防活動用気象警報・注意報	代替警報・注意報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波警報又は津波特別警報（大津波警報）
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

②水防警報

水防警報とは、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

③氾濫警戒情報

村は、河川水位、氾濫警戒情報等を参考にしつつ、河川の状況や気象状況等も合わせて総合的に判断し、避難情報を発令するものとする。また、村地域防災計画に、水位周知河川の浸水想定区域ごとに、住民、要配慮者利用施設の管理者等への氾濫警戒情報の伝達体制を規定しておく。

(3) 消防法に定める火災警報等

①火災警報

村長が消防法の規定により沖縄県知事から火災気象通報を受けたとき又は気象状況が火災の予防上危険であると認めたときにこれを発する。

②火災気象通報

県と沖縄気象台との「沖縄地方における火災気象通報に関する協定」に基づき、気象官署がそれぞれ担当区域に発表する「火災予防に関する気象通報」をもって火災気象通報にかえる。

(4) 村長が行う警報等

村長は、県や沖縄気象台その他の関係機関からの災害に関する予報もしくは警報の通知を受けたとき、又は自ら災害に関する予報もしくは警報を知ったとき、又は自ら災害に関する警報をしたときは、地域防災計画の定めるところにより当該予報もしくは警報、又は通知にかかわる事項を関係機関及び住民その他の関係あるあらゆる団体に伝達しなければならない。

この場合において、必要があると認めるとき、村長は住民その他の関係あるあらゆる団体に対し予想される災害の事態及びこれに対して取るべき措置等について必要な通知または警告を行うものとする。

(5) 土砂災害警戒情報

県と気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に土砂災害発生の危険度がさらに高まったとき、村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村毎に土砂災害警戒情報を発表する。なお、これを補足する情報として、実際に危険度が高まっている場所が土砂災害警戒判定メッシュ情報で確認できる。

村長は、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等の状況や気象状況も合わせて総合的に判断し、避難指示等を発令するものとする。

また、村地域防災計画において、土砂災害警戒区域・危険箇所ごとに、自治会・自主防災組織及び要配慮者利用施設の管理者等への土砂災害警戒情報の伝達について規定するものとする。

(6) 記録的短時間大雨情報

県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、気象庁が府県気象情報の一種として発表する。

(7) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、各気象台が受け持つ予報区単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

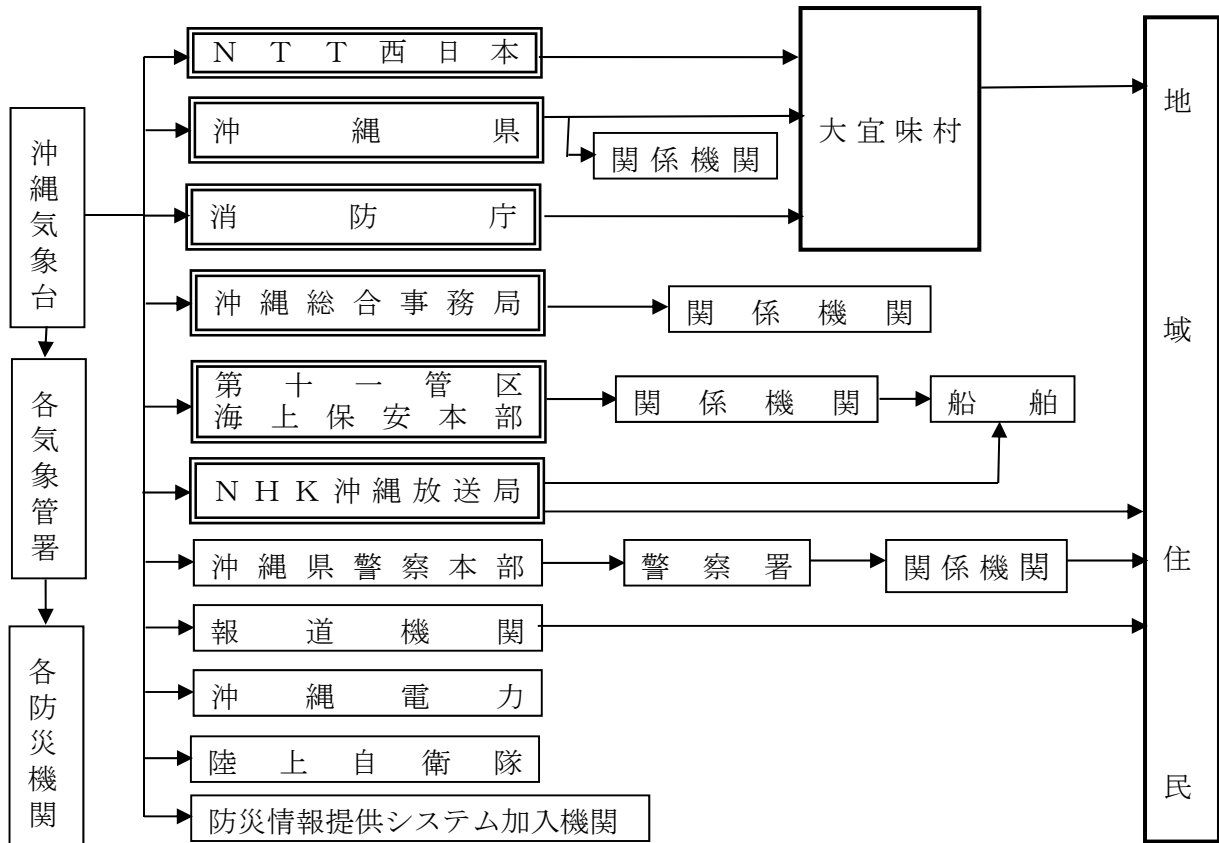
2. 警報等の発表及び解除等の発表機関

警報等の発表及び解除は次の機関で行うものとする。

警報等の種類	発表機関名	対象地区
大雨注意報 洪水〃 強風〃 波浪〃 高潮〃 濃霧〃 雷〃 乾燥〃 霜〃 低温〃 大雨(土砂災害、 浸水害)警報 洪水〃 暴風〃 波浪〃 高潮〃 大雨特別警報 暴風〃 波浪〃 高潮〃	沖繩气象台	大宜味村
記録的短時間大雨情報(発表のみ) 竜巻注意情報(発表のみ)	気象庁	沖繩県
火災警報	大宜味村長	大宜味村
水防警報	県知事	河川、湖沼又は海岸
土砂災害警戒情報	県及び气象台(南大東島地方气象台を除く)	各市町村別(伊是名村、粟国村、渡名喜村、多良間村、南大東村、北大東村を除く)

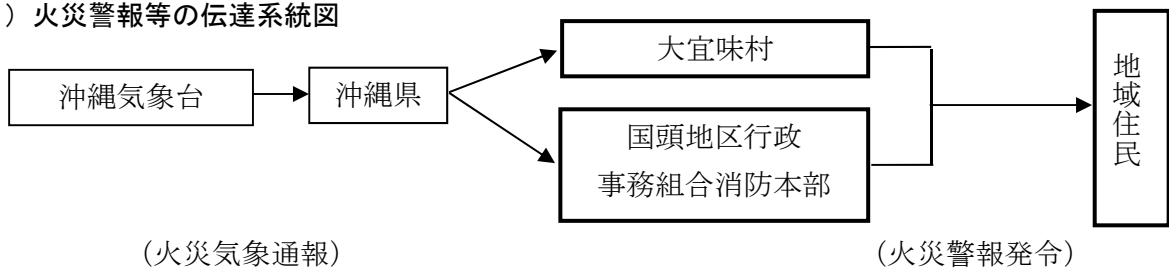
3. 気象情報の伝達

(1) 気象情報等の伝達系統図



注) 二重枠内の機関は、気象業務法第15条等による伝達機関、細枠内の機関は、その他の連絡機関
 注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

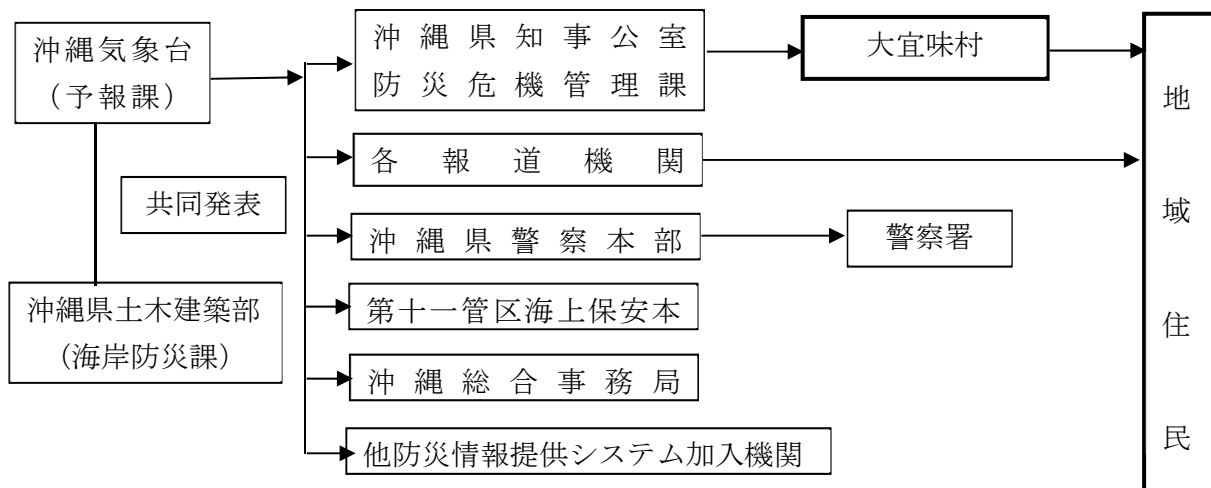
(2) 火災警報等の伝達系統図



(3) 地方海上警報等の伝達系統図

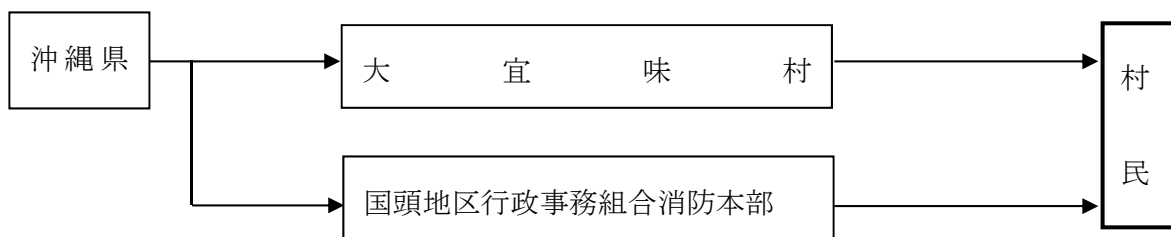


(4) 土砂災害警戒情報の伝達系統図



4. 大宜味村防災行政無線放送による伝達体制・系統

土砂災害・大雨・津波等警報の伝達については、基本村が担い、国頭地区行政事務組合消防本部と相互に連携し防災行政無線放送による周知を図るものとする。



(1) 受領伝達要項

- ① 関係機関から通報される警報等は、村、消防本部において受領し、迅速、確実な情報収集を行うものとする。
- ② 関係機関から警報等を受領した村及び消防本部は、直ちにその旨を総務対策班長に伝達し、必要に応じ情報や体制等の一元化を図るものとする。
- ③ ‘②’により通知を受けた総務対策班長は、大きな災害が発生するおそれがあると認めるとき、又は大きな災害が発生したことを知ったときは、直ちに村長（本部長）に報告するものとする。
- ④ 消防本部から伝達される警報等の受領にあたっては、次の事項について記録（文書）するものとする。
 - ア) 警報等又は災害の種類
 - イ) 発表又は発生の日時
 - ウ) 警報等又は災害の内容
 - エ) 送話者及び受話者の職・指名
 - オ) その他の必要な事項
- ⑤ 防災関係機関及び各事業所等は、気象警報等について携帯電話、トランジスタラジオ等を常備して積極的に情報収集を行うものとする。

5. 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の措置

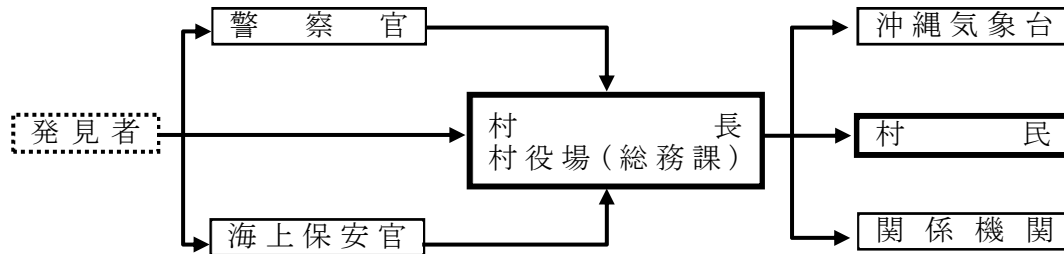
気象、水象あるいは地象に関し異常現象を発見した者は、災害の拡大を未然にとどめるため、その発見場所、状況及び経過等できるだけ具体的な情報を、以下により速やかに通報しなければならない。

(1) 通報を要する異常現象

異常現象とは、おおむね次に掲げる現象をいう。

事項	現象		
気象に関する事項	著しく異常な気象現象	強い突風、竜巻、激しい雷雨	
地象に関する事項	土砂災害関係	土石流	山鳴りがする、川が濁り始める等
		がけ崩れ	がけに亀裂が入る、小石がバラバラ落ちてくる等
		地すべり	地面にひび割れができる等
水象に関する事項	異常潮位、異常波浪	著しく異常な潮位、波浪	

(2) 異常現象発見者の通報系統図



(3) 異常現象発見時の通報要領

- ① 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、災害の拡大を未然に防ぐため、その発見場所、状況、経過等をできるだけ具体的に村長、担当区域の警察官又は海上保安官に通報する。
- ② 通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を村長に通報する。
- ③ 通報を受けた村長は、異常発見者の通報系統図によりその旨を気象庁その他関係機関に通報するとともに、できるだけその現象を確認し、事態の把握に努める。

第3節 災害通信計画

部署・関係機関	総務班、支援班、各関係部署
---------	---------------

I 基本方針

気象警報等の伝達、災害情報等の収集、応急対策の指示及び伝達等災害時における通信設備の所有者または管理者は、災害時の通信が円滑かつ迅速に行われるよう実施するものとする。

II 実施内容

1. 通信の協力体制

通信設備の所有者又は管理者は、災害時の通信が円滑かつ迅速に行われるよう相互に協力する。

2. 通信施設の利用方法

災害時における警報の伝達、災害情報等の収集、応急措置の実施について緊急かつ特別の必要があるとき、又は電気通信事業用設備が利用できなくなった場合における通信設備の利用方法は、以下のとおりである。

(1) 電気通信事業用設備の利用

①非常扱いの通話

災害対策関係機関は、事前に最寄りのNTT西日本沖縄支店に連絡し、「非常通話用電話」を指定しておくものとする。非常通話は天災地変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合に、次に掲げる事項の市外通話に対しその取扱をするものとする。

また、非常通話を利用する場合は、あらかじめ指定された番号をダイヤルし、非常通話用電話の指定番号、通話の内容及び通話先を申告の上、申し込むものとする

ア) 非常扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に依頼する。

通話の内容	機関等
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項	気象機関相互間
2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
4 鉄道その他の交通施設(道路、港湾等を含む。)の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間

通話の内容	機関等
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間

イ) 緊急扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に依頼する。

通話の内容	機関等
1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故 その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの通話を取り扱う機関相互間（前項の表中8欄に掲げるものを除きます。） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者との機関との間
2 治安の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
3 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
4 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
5 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の1欄からこの欄のまでに掲げるものを除く。）相互間

②非常扱いの電報

電話で非常電報を依頼する場合は、自己の電話番号及び申込責任者名を電報受付センター(115)に申告の上、申し込むものとする。

なお、非常電報として取り扱われる通信の内容は、非常通話用電話による非常通話の例によるものとする。

(2) 専用通信設備の利用

電気通信事業用設備の利用ができなくなった場合、また緊急通信の必要があるときは、以下に掲げる通信設備をあらかじめ協議して定めた手続きによるものとする。

- ①第十一管区海上保安本部通信設備
- ②警察通信設備
- ③気象官署通信設備
- ④沖縄電力通信設備

⑤ 沖縄総合事務局開発建設部通信設備

■ 通信施設・設備の通信方法

専用通信施設	通信方法
村防災行政無線放送 (行政区別)	村防災行政無線放送は、情報伝達に用いられており、各種災害で非常事態が発生、または発生のおそれがある場合において通信連絡を行なうものとする。
沖縄県総合行政情報 通信ネットワーク	市町村及び県、消防本部、防災関係機関との通信は、沖縄県総合行政情報通信ネットワーク設備の利用による通信確保を図るものとする。
消防無線電話	消防無線電話を利用し、通信相手機関を管轄する消防本部を通じ通信連絡を行うものとする。
警察電話	沖縄県警察本部の警察有線電話を利用して、通信相手機関を管轄する各署、交番等を経て通信連絡する。
警察無線電話	沖縄県警察本部の警察無線電話を利用し、「警察電話」に準じて通信連絡する。
大保ダム 地域防災センター	大保ダム地域防災センターにおける通信回線を、管理機関と事前調整の上、非常時の連絡として通信確保する。
その他非常通信の利用	その他の非常通信の利用は、各種災害で非常事態が発生し、または発生のおそれがある場合で村の専用通信施設の利用ができないか、または利用することが著しく困難であるため、その非常通報の目的を達成することができない時に、非常通信設備を利用して通信連絡する。

(3) 非常の場合における無線通信設備の利用

災害等による非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信設備を利用することができない場合、又はこれを利用することが著しく困難である場合は、非常通信を利用するものとする。

非常通信は、無線局を開設している者が自ら発注するもののほか、次に掲げる者の依頼に応じて発受することができる。

- ①官庁（公共企業体を含む。）及び地方自治体
- ②各防災会議
- ③日本赤十字社
- ④全国消防長会
- ⑤電力会社
- ⑥その他人命救助及び急迫の危険又は緊急措置に関する発信を希望するもの

なお、非常通信を利用するに際しては、沖縄非常通信協議会において設定した非常通信ルールを考慮する。

(4) 通信設備優先利用の協定

災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用について、村が必要と認める機関とあらかじめ協議しておくものとする。

(5) 放送要請の依頼

村が災害に関する通知、要請、伝達又は警告等を行う場合において、テレビ又はラジオによる放送を必要とするときは、県（広報班）に放送の要請を依頼する。

ただし、人命に関するなどの特に緊急を要する場合は、直接放送機関に放送の依頼を行い、事後

速やかに県（広報班）にその旨を報告するものとする。

(6) 関係機関・通信施設の現況

■ 大宜味村防災行政無線

平成26年3月末日現在

同報無線	整備事業者		県・村	
	免許区分		防災行政用	
	設置場所		役場	
	勤務時間外の伝達		可	
	局数	市町村役場		1
		消防機関		1
		親局		1
	中継局		1	
	同報子局	デジタル無線方式	38	

■ 国頭地区行政事務組合消防本部 無線局の配置状況

呼出名称	無線局	電波の方式	空中線電力	設置場所
しょうぼうくにがみ	基地局	F3	10W	消防署
しょうぼうくにがみ	基地局	〃	10W	〃
しょうぼうくにがみ	固定局	〃	1W	〃
しょうぼうくにがみ	固定局	〃	5W	〃
しょうぼうおおぎみ	固定局	〃	1W	分遣所
しょうぼうおおぎみ	受信	〃		分遣所
しょうぼうにしめ FB	中継	〃	10W	国頭村西銘岳
しょうぼうにしめ FX		〃	10W	国頭村西銘岳
しょうぼうたみなと FB	中継	〃	10W	大宜味村字津波 1971
しょうぼうたみなと FX		〃	1W	大宜味村字津波 1971
しょうぼうくにがみ 1	移動局(車載用)	F3	10W	分遣所ポンプ車
〃 2	〃	〃	〃	本部指令車
〃 3	〃	〃	〃	消防署救急車
〃 5	〃	〃	〃	分遣所積載車
〃 6	〃	〃	〃	消防署タンク車
〃 7	〃	〃	〃	消防署救急車
〃 8	〃	〃	〃	分遣所救急車
〃 9	〃	〃	〃	本部広報車
〃 10	〃	〃	〃	消防署救助工作車
〃 11	〃	〃	〃	消防署ポンプ車
〃 12	〃	〃	〃	駐在所タンク車
〃 13	〃	〃	〃	林野工作車
〃 14	〃	〃	〃	
〃 17	〃	〃	〃	駐在所資器材搬送車
〃 103	〃	〃	5W	消防署
〃 105	〃	〃	5W	分遣所ポンプ車内(1号)
〃 107	〃	〃	5W	消防署
〃 111	〃	〃	5W	分遣所救急車内(8号)
〃 113	〃	〃	5W	分遣所ポンプ車内(14号)
〃 117	〃	〃	5W	消防署救急車内(3号)
〃 119	〃	〃	5W	消防署
〃 121	〃	〃	5W	駐在所
〃 122	〃	〃	5W	消防署
〃 123	〃	〃	5W	消防署

資料：国頭地区行政事務組合消防本部

第4節 災害状況等の収集・伝達計画

部署・関係機関	総務班、企画観光班、支援班
---------	---------------

I 基本方針

災害の発生あるいは拡大を未然に防御するため、気象予警報等や被害状況報告並びにその他災害に関する情報は、防災活動体制の万全を図るうえにおいて欠くことができないものであり、迅速かつ確な収集及び伝達の要領等について定めるものとする。

II 実施責任者

村長は、村において災害対策本部を設置した場合、社会的影響から報告の必要があると認められる災害の場合、被害状況を県知事に報告する。県に報告ができない場合にあっては、国（総務省消防庁）に報告する。被害が甚大なため被害の調査が困難なときは、関係機関に応援を求めて行うものとする。

III 実施内容

1. 災害状況等の収集

(1) 情報の種類

被害規模を早期に把握するため、以下の情報等の収集を行う。なお、情報の収集に当たっては、地理空間情報の活用や、他の機関と情報を共有し連携に努める。

- ① 人的被害、住家被害及び火災に関する情報
- ② 避難指示の状況並びに警戒区域の指定状況
- ③ 避難者数及び避難所の場所等に関する情報
- ④ 医療機関の被災状況並びに稼働状況に関する情報
- ⑤ 道路の被害、応急対策の状況並びに道路交通状況に関する情報
- ⑥ 空港及びヘリポートの被害、応急対策の状況並びに航空機運行状況に関する情報
- ⑦ 電気・水道及び電話の被害並びに応急対策の状況に関する情報
- ⑧ 港湾及び漁港の被害、応急対策の状況に関する情報
- ⑨ 大規模災害時における消防機関への119番通報の殺到状況

(2) 村による情報収集

村は、職員による調査、職員の参集途上の情報、住民等からの通報、ライフライン機関等からの情報入手、119番通報の殺到状況等から災害情報を把握する。

特に、情報の空白期間においては、119番通報の殺到状況や周囲の状況等から被害情報を推定し県に報告する。

2. 災害発生時の第1次情報の報告

(1) 災害発生直後（風水害・地震津波）

- ① 報告すべき災害の発生を覚知したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国（消防庁）へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について判明したものの中から逐次報告するものとする。
- ② 被害の有無に関わらず、地震が発生し、村の区域内で震度5強以上を記録した場合、又は津波により死者又は行方不明者が生じた場合は直ちに消防庁及び県に対し報告する。

- ④行方不明者の数については捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。
- ⑤行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

3. 災害報告

災害状況等の収集報告は、本計画並びに各対策部における災害報告要領によるものとする。

■ 報告の種類及び要領

報告種別	報告要領	報告様式
災害概況即報	災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合。）に災害即報様式第1号に基づく内容を県に沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。 また、県に報告できない場合にあっては、総務省消防庁に報告するものとする。	災害即報様式第1号
被害状況即報	被害状況が判明次第逐次報告するもので災害即報様式第2号に基づく内容を、市町村から地方本部等を経て県に沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。 また、県に報告できない場合にあっては、総務省消防庁に報告するものとする。 なお、村が県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。	災害即報様式第2号
災害確定報告	被害状況の最終報告として、同一の災害に対する応急対策が終了した後20日以内に災害報告様式第1号に基づく内容を地方本部等を経て、県に報告する。 なお、報告に当たっては、地元警察（署、駐在所、交番）と密接な連絡を保つものとする。	災害報告様式第1号
災害年報	毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを市町村は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを災害報告様式第2号に基づき4月15日までに県へ報告する。	災害報告様式第2号

●資料編 3. 様式等

4. 被害状況判定基準

災害により被害を受けた人的及び物的被害の設定は、法令等に特に定めがあるものを除くほか、概ね別表2の「被害状況判定基準」による。

5. 安否情報の提供

県又は村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を侵害す

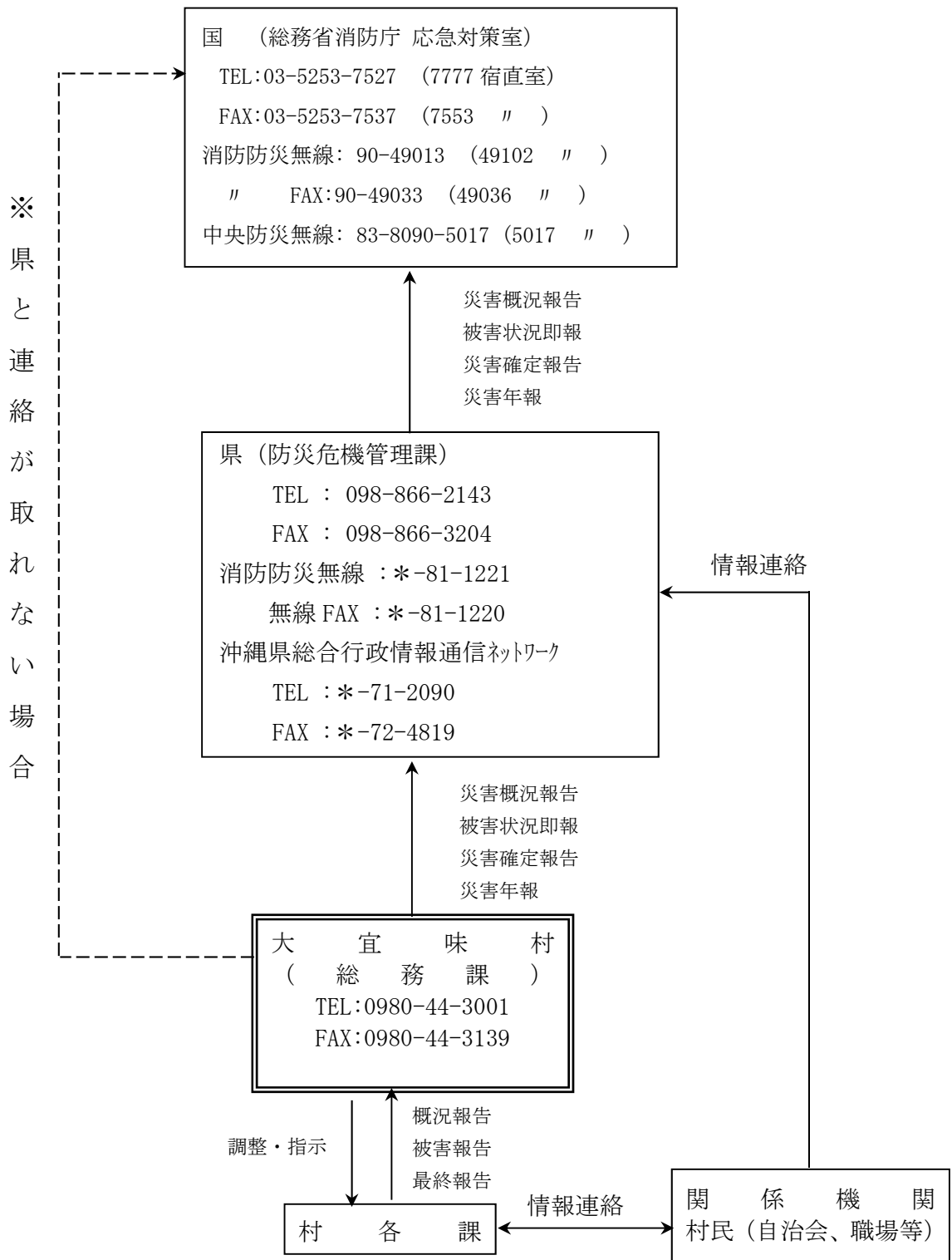
ることのないように配慮しつつ、消防、救助等の人命に関わる緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

また、安否情報を適切に提供するために必要なときは、関係市町村、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

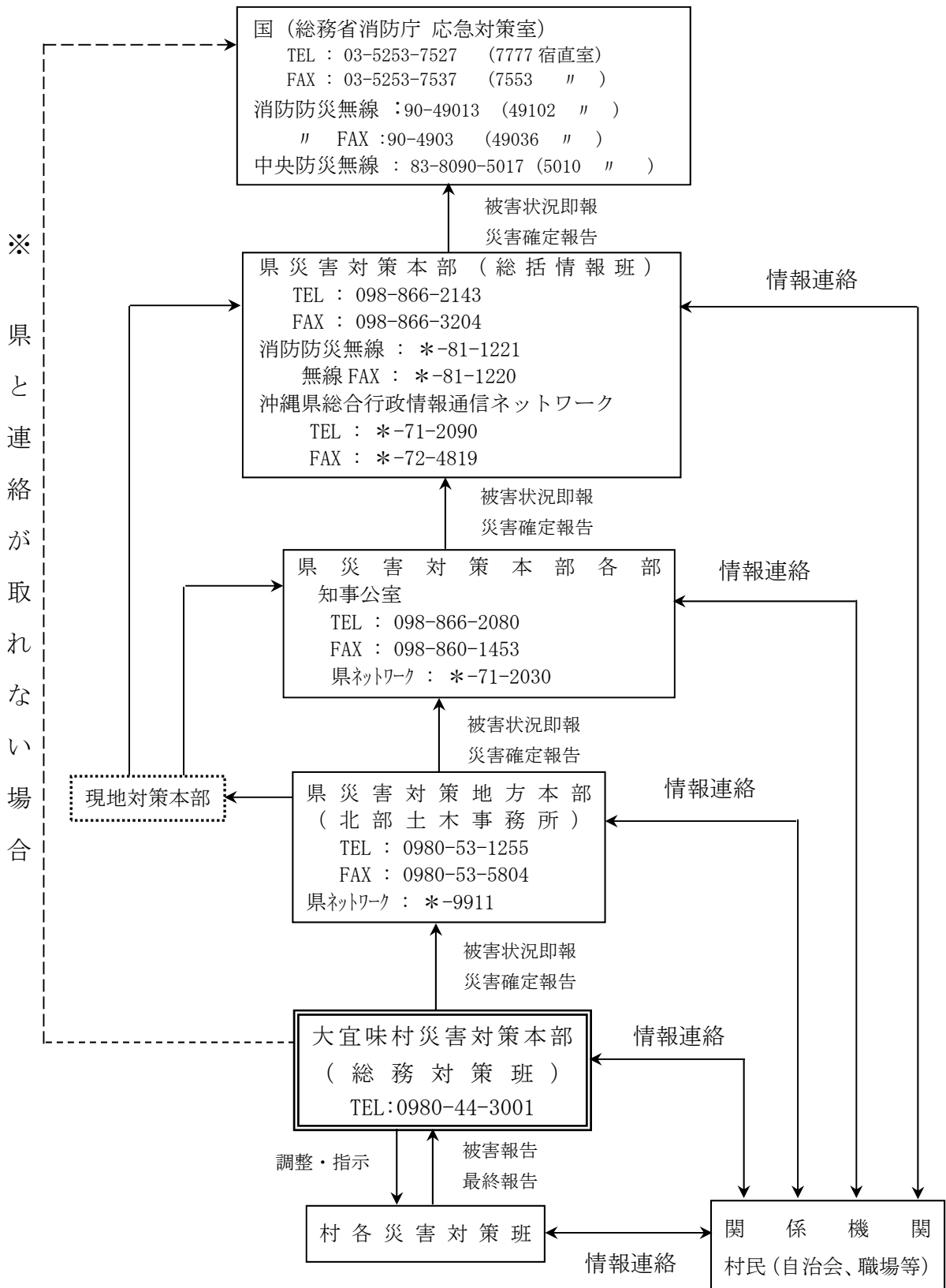
なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

■ 災害情報連絡系統図

<県災害対策本部未設置時>



＜県及び村災害対策本部設置時＞



《防災関係機関の収集する情報》

情報・連絡内容	情報収集・連絡系統図
1) 被害・復旧の状況	
人的被害、住居被害、火災状況	<pre> graph LR Village --> Local[地方本部(総務)] Local --> Pref[県本部(総括情報班等)] Fire[消防機関] --> Pref Police[警察本部] --> Pref </pre>
道路状況、交通状況	<pre> graph LR Village --> Local[地方本部(総務)] Local --> Pref[県本部(総括情報班等)] Pref --> Civil[土木建築部] Civil --> Pref Police[警察本部] --> Pref Transport[輸送関係機関] --> Pref </pre>
防波堤・岸壁・航路・泊地等の漁港施設、堤防・護岸・海岸等の海岸施設、滑走路・エプロン等の航空施設の状況	<pre> graph LR Village --> Local[地方本部(農林)] Local --> Pref[県本部(総括情報班等)] Local --> Civil[地方本部(土木)] Civil --> Pref Pref --> Forestry[農林水産部] Pref --> CivilEng[土木建築部] Osaka[大阪航空局那覇空港事務所] --> Pref Okinawa[沖縄総合事務局開発建設部] --> Pref </pre>
ライフライン、輸送機関状況	<pre> graph LR Lifeline[ライフライン関係機関] --> Pref[県本部(総括情報班等)] Transport[輸送関係機関] --> Pref Village[村(水道)] --> SW[福祉保健部] Village --> Enterprise[企業部] SW --> Pref Enterprise --> Pref </pre>
文教施設関係情報	<pre> graph LR Village --> National[国頭教育事務所] National --> Pref[県本部(総括情報班等)] National --> Education[教育部(県教育庁)] Education --> Pref Local[県立文教施設] --> Education Local --> Civil[総務部] Local --> Pref Private[私立学校] --> Civil Private --> Pref </pre>
その他の施設の状況	<pre> graph LR Village --> Local[地方本部(総務)] Local --> Pref[県本部(総括情報班等)] Local --> Civil[所管部] Civil --> Pref Other[その他の施設] --> Local Pref --> Civil Civil --> Local </pre>
2) 対策の実施状況	
住民避難の状況	<pre> graph LR Village --> Local[地方本部(総務)] Local --> Pref[県本部(総括情報班等)] Police[警察本部] --> Pref </pre>
救援物資、避難所の運営、ボランティア受入れ状況	<pre> graph LR Village --> Local[地方本部(総務)] Local --> Pref[県本部(総括情報班等)] Relief[救援部門] --> Pref </pre>
その他の対応状況	<pre> graph LR Village --> Local[地方本部(総務)] Local --> Pref[県本部(総括情報班等)] Other[関係機関] --> Pref Other --> Civil[各部] Civil --> Pref </pre>

【別表1】

■ 災害即報様式第1号の記入要領

災害の概況	発生場所 発生日時	当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。	
	災害種別概況	風水害	降雨の状況及び河川の氾濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況。
		地震	地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況。
		火山噴火	噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況。
		その他これらに類する災害の概況。	
被害の状況		当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。	
応急対策の状況		当該災害に対して、市町村（消防機関を含む）及び都道府県が講じた措置について具体的に記入すること。特に、住民に対して避難の勧告・指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の数等について記入すること。	

■ 災害即報様式第2号の記入要領

各被害欄		原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。 なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、報告時点の断水戸数、通信不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。
災害対策本部設置の状況		本部設置の有無及び設置の場合においては、設置及び廃止の日時を報告するものとする。
避難の状況		避難の勧告又は指示をした者、対象となった区域及び人員、避難場所、避難の勧告指示をした日時、避難完了日時、避難の方法その他必要な事項について報告するものとする。
応援要請		応援を要請した市町村、人員、作業内容の概要、時間その他必要な事項について報告するものとする。
応急措置の概要		消防、水防その他の応急措置について概要を報告するものとする。
救助活動の概要		被災者に対する救助活動について概要を報告するものとする。
備考欄	災害の発生場所	被害を生じた地域名
	災害の発生日時	被害を生じた日時又は期間
	災害の種類概況	台風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波等の種類、災害経過
	消防機関の活動状況	消防、水防、救急・救助、避難誘導等の活動状況

【別表2】

災害により被害を受けた人的及び物的の被害判定は、法令等に特別の定めがあるものを除くほか、概ね次の基準による。

■ 被害状況判定基準

被害区分		判定基準
① 人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認した者、又遺体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1か月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1か月未満で治療できる見込みの者とする。
② 住家の被害	住家	現実に居住のため、使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟数	建造物の単位で1つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい付属物が付着している場合（同一棟でなくとも同じ宅地内にあるもので非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）同一棟とみなす。
	世帯	生計を1つにしている実際の生活単位をいう。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には柔化の損壊、若しくは流失した部分の床面積が、その柔化の延べ面積の70%以上に達したものの、または柔化の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家の損壊がはなはだしいが補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分はその住家の延べ面積の20%以上70%未満のものまたは住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが土砂、竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものをいう。

被害区分		判定基準
③ 非住家被害	非住家	住家以外の建物で、他の被害区分に属さないものとする。これらの施設に人が入居しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊または半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。
④ 田畑の被害	田の流出・埋没	田の耕土が流失し、または砂利のたい積のため耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流出・埋没、畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
⑤ その他の被害	文教施設	小学校、中学校、高等学校及び幼稚園等における教育の用に供する施設とする。
	病院	院療法（昭和23年法律205）第1条に規定する患者20人以上の収容施設を有する病院とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連絡するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用された河川若しくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床上その他の施設もしくは沿岸を保全するために防衛することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	河岸	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河川とする。
	清掃施設	ゴミ処理及びし尿処理施設とする。
	崖くずれ	山及び崖崩れのうち、人家、道路等に影響を及ぼすものとする。
	被害船舶	ろ、櫂（かい）のみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。	

被害区分		判定基準
⑤ その他の被害	水道	上水道の断水している戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀または石塀の箇所数とする。
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
	火災発生	地震または火山噴火の場合のみ報告するものとする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地農業用施設、林業用施設、漁業施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害市町村	公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。	
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。	

第5節 水防計画

部署・関係機関	建設環境対策班、支援班、各関係部署、関係団体
---------	------------------------

I 基本方針

水防法及び災害対策基本法の主旨に基づき、大宜味村地域における河川等の洪水、高潮又は津波等の水害から村民の生命、身体及び財産の保護を図るものとする。

II 実施責任者

管轄する区域の河川、海岸等で水防を必要とするところを警戒、防御するものとし、円滑な水防活動が行われるよう消防機関と連携し、水防団やその他必要な機関を組織しておくものとする。

この計画による実施は、村長が行う。

III 実施内容

1. 水防組織

(1) 水防本部の設置

沖縄気象台より、洪水、大雨、津波及び高潮の発生のおそれがある予報・警報（暴風警報を除く）を受けたとき、又は村長が必要と認めたときからその危険が解消するまでは、災害警戒本部及び災害対策本部の必要要員を水防本部として設置するものとする。

ただし、大宜味村災害対策本部が設置された場合、水防本部は同時に災害対策本部組織に統合されるものとする。

(2) 水防本部連絡会議

水防本部に連絡会議をおき、本部長、副本部長、本部員、その他本部長が必要と認めるものをもって構成し、本部長がこれを招集する。

水防本部連絡会議における協議は、水害対策の全般に関する事項とする。

(3) 水防本部の組織構成

- | | | |
|--------|-------|----------------|
| ① 本部長 | …………… | 村長 |
| ② 副本部長 | …………… | 副村長 |
| ③ 本部員 | …………… | 村災害対策本部の配備に準ずる |

(4) 水防本部の事務分掌

水防本部の事務分掌は、村災害対策本部の所掌事務に準ずるものとする。

ただし、水防担当（建設環境対策班）において次の事務所掌を行う。

■ 水防担当班の事務分掌

- ① 水防連絡会議に関すること
- ② 水害に関する気象予報・警報の受理、伝達に関すること
- ③ 災害情報の受理、伝達に関すること
- ④ 河川、土木等に関する水害調査及び事務局（総務対策班）への報告に関すること
- ⑤ 水防に関する応急対策に関すること
- ⑥ その他、関係機関との連絡調整に関すること

2. 水防非常配備と出動

通常勤務から水防非常配備体制への切替を確実にを行うため、本部長は次の要領により配備を指示するものとする。

(1) 水防非常配備体制の種類

水防非常配備体制の配備内容は、災害対策組織の災害対策本部までの警戒体制基準に準ずるものとする。

(2) 非常登庁

水防対策本部員は常に気象の変化に注意し、非常配備体制の発令が予想されるときは進んで所属長と連絡をとり、または自らの判断により登庁するものとする。

3. 水防対策巡視

水防管理所管の各部及び消防関係機関は、県からの通報またはその他の方法により気象予報・警報等を知ったときは、危険が解消するまで絶えず河川、海岸堤防等を巡視しなければならないものとする。

■ 警戒通報の要領

通報の種類	通報の方法
水位の通報	河川及びため池等の水位を逐次村長（事務局）、消防本部に報告し、それぞれの管理者との情報交換に努めるものとする。
潮位の通報	海岸、漁港等の潮位の変動を絶えず監視し、危険潮位（平均潮位の差があった場合。）と判断したときは、直ちに関係対策班、関係機関及び団体等に通報するものとする。

4. 避難のための立ち退き

洪水または高潮等により著しい危険があると認めるときは、水防対策部は水防法第22条に基づき、本章における「第7節 災害広報計画」を併用し、「第8節 避難計画」に基づいて実施するものとする。

5. 警戒区域の設定

水防上緊急の必要がある場合、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

6. 非常事態時の水防作業

(1) 水防作業

村長、水防団長又は消防機関の長は、水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、直ちにその旨を北部土木事務所長等、氾濫のおそれのある方向の隣接地域の水防管理者及びその他水防に関係のある機関に通報するとともに、できる限り被害が拡大しないよう防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

(2) 応援

水防のため、緊急の必要があるときは、村長は他の水防管理者又は消防機関の長に対して応援を

求めることができる。応援を求められた者は、できるかぎりその求めに応じなければならない。応援のため派遣された者は、水防についての応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。

(3) 警察官の出動

村長は、水防上必要があると認めるときは、名護警察署長に対し警察官の出動を求めることができる。

(4) 自衛隊の派遣要請

村長は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、第1章「第6節 自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、県に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。

(5) 決壊等後の措置

堤防等が決壊し、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生した場合においても、村長、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

7. 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防活動に従事する者自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防活動に従事する者自身の安全は確保しなければならない。

- ①水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ②情報を確認するための通信機器を携行する。
- ③水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ④水防活動は原則として複数人で行う。
- ⑤直ちに避難できる場所を考えて水防活動を実施する。
- ⑥避難時間の確保が短いと予想される津波に関する予報が発表された場合には、水防活動を中止、又は行わず安全な場所へ避難する。
- ⑦洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配布する。

8. 水防解除

村長は、水位が減じ、警戒の必要がなくなったとき又は高潮若しくは津波のおそれなくなったときは、管理区域の水防活動体制を解除し、一般に周知させるとともに、北部土木事務所等にその旨報告するものとする。

また、水防団及び消防団の水防活動体制の解除は、水位が減じて警戒の必要がなくなり、水防管理者が解除の指令をしたときとし、解除後は、人員、資機材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。

9. 水防報告

村は、水防活動が終了したときは速やかに次の事項をとりまとめて別記第1号様式及び別記第2号様式により、北部土木事務所長等に報告するものとする。

- 資料編 資料3-24 水防活動実施状況報告書（別記第1号様式）
資料3-25 水防活動状況報告書（別記第2号様式）

第6節 消防計画

部署・関係機関	総務班、支援班、国頭地区行政事務組合消防本部、大宜味消防団
---------	-------------------------------

I 基本方針

火災、風水害、地震等の災害から村民生命・身体及び財産を保護するため、保有消防力の全機能をあげて目的達成に努めるものとする。

また、本計画の他に消防本部が定める「国頭地区行政事務組合消防計画」に準ずるものとする。

II 実施責任者

火災又は地震等の災害を防除し、これらの災害による被害を軽減するための消防を実施する。

III 実施内容

1. 消防業務の内容

(1) 火災の予防・警戒（火災予防査察等）

① 重点的に随時予防査察を実施する。

（多数の者が勤務又は出入りする建物の他、防火対象物及び危険物の製造・貯蔵・取扱所等）

② 一般建物等については全国火災予防運動等の実施に努めるものとする。

③ 防火対象物の管理者は、政令に定める防火管理者を定める。

④ 当該防火対象物についての消防計画を作成し、届出を励行するものとする。

⑤ 第2編 第2章 第5節 火災予防計画に規定するものの他、火災発生の危険除去、人命の危険発見、排除に努め火災の予防・警戒にあたる。

(2) 火災防御活動

火災を関知したら、消防隊編成及び出動計画に基づき出動し、火災防御にあたる。

(3) 救助・救急活動

① 指揮者は、まず要救助者の有無を確認し、必要があれば身元等の捜索を実施する。

② 要救助者があれば各隊は協力して救急隊との連携のもと、全力で救助活動に努める。

③ 火災に対処する第一義は人命救助とし、あらゆる消防活動に優先する。

④ 負傷者の搬送及び収容は、原則として救急隊が行うものとし、状況により消防車又は現場付近の車両を持って行うものとする。

(4) 火災原因及び被害調査

火災原因及び被害調査の結果は、消防長から村長に報告するものとする。

2. 相互応援要請

消防長及び村長は、火災が延焼拡大し、大火災に進展の様相を呈したときは、消防組織法第39条に規定に基づく近隣市町村への応援要請を図るものとする。また、必要に応じて「沖縄県消防相互応援協定」等の協定活用や、消防組織法第44条に基づく応援要請を県に求めるものとする。

3. 林野火災対策

(1) 異常気象地の警戒態勢

異常乾燥及び強風時に、火災警報の発令とともに警戒態勢を強化する。

■ 警戒態勢の内容

- ① 消防車、広報車等により巡回広報を実施する。
- ② 林野参入者に対する火気注意を徹底する。
- ③ 消防職員による巡回警戒を強化する。
- ④ 消防職員、団員の自宅待機、又は一部招集を指令する。

(2) 林野火災の発生（発見時）、拡大についての通報連絡系統

林野火災が発生し、拡大するおそれがある場合における関係機関の通報連絡等は、第2編 第2章 第6節 林野火災予防計画に準じて行う。

[通報連絡内容：火災発生の日時、場所、火災現場の状況、被害の程度、対応措置の概況等]

第7節 災害広報計画

部署・関係機関	企画観光班
---------	-------

I 基本方針

村は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、それぞれの分担事務、又は業務に基づき、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるものとするとともに、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及啓発に努めるものとする。なお、その際には高齢者、障害者、外国人等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行うものとする。

II 実施責任者

村長は村域における災害情報や被害情報並びにその他災害に関する広報を行うものとする。

III 実施内容

1. 実施要領

実施事項	実施内容
各部の広報	各部において広報を必要とする事項が生じたときは、直接企画観光班に原則として文書でもって通知する。
広報係	広報係は、各部が把握する災害情報、その他の広報資料を積極的に収集し、本部長の指示により速やかに住民及び報道機関へ広報する。また必要に応じて災害現地に出向き、写真その他の取材活動を実施するものとする。

2. 住民に対する広報の内容

報道機関を通じて広報する内容は、おおむね以下のとおりである。

- ①避難指示等の発令又は解除
- ②災害対策本部の設置又は閉鎖
- ③地域住民のとるべき措置（災害対策本部への不要不急の電話を遠慮してもらう等）
- ④二次災害防止のための事前措置
- ⑤被害状況、災害応急対策状況（交通、食料、生活物資、電気・ガス・水道などの復旧の見通し等）
- ⑥被災者の安否及び空き病院についての情報
- ⑦その他必要と認める事項

3. 住民及び観光客等の災害弱者に対する広報の方法

広報の方法	住民からの問い合わせ等への対応
① 村防災行政無線放送による広報 (総務対策部 総務班)	① 来庁者に対する広報窓口の設置 (村内に災害が発生したと確認された時点から設置する。)
② インターネットによるホームページ、緊急即報(エリア)メール、SNS等の広報	② 広報車を現地へ派遣しての情報収集及び必要事項の広報活動
③ Lアラートや報道機関を通じ、テレビ、ラジオ、新聞等による広報	③ 住民専用電話の設置による広報活動
④ 広報車による広報	④ インターネットによるメール等の対応
⑤ 災害に関する情報事項等の掲示	⑤ 大保ダム地域防災センターにおける住民対

広報の方法	住民からの問い合わせ等への対応
⑥ 広報誌等の配布、その他 ⑦ 大保ダム地域防災センターにおいて、集約された情報の広報 (現地対策本部の設置における対応)	応窓口の設置

4. 報道機関に対する情報等の発表の方法

実施事項	発表内容
情報の発表	報道機関に対する情報等の発表は、すべて総務対策部（企画観光班）において行う。
報道機関への要請	情報等の発表に際しては、広報内容を予め報道機関と協議しておくものとし、報道機関との連携を重視することから、災害時に報道機関の情報連絡員の派遣を要請する。

報道機関を通じて広報する内容は、おおむね以下のとおりとする。

- ① 災害の種別（名称）及び発生年月日
- ② 災害発生場所または被害激甚地域
- ③ 被害の状況
- ④ 災害救助法適用の可否
- ⑤ 災害対策本部における応急対策の状況
- ⑥ その他必要と認める事項

■ 報道機関一覧表

機関名	所在地	電話番号
NHK 沖縄放送局	那覇市おもろまち2丁目6番21号	098-850-0817 (代)098-850-5151
琉球放送（RBC）	那覇市久茂地2丁目3番1号	(代)098-867-2151
沖縄テレビ放送（OTV）	那覇市久茂地1丁目2番20号	(代)098-863-2111
琉球朝日放送（QAB）	那覇市久茂地2丁目3番1号	098-860-1199
沖縄ケーブルテレビ（OCN）	那覇市松尾1丁目18番26号	098-863-0077
ラジオ沖縄（ROK）	那覇市西1丁目4番4号	098-869-2211
エフエム沖縄	浦添市小湾40番地	(代)098-877-2361
FM琉球	那覇市おもろまち3丁目3番1号	098-865-3131
沖縄タイムス社	那覇市おもろまち1丁目3番31号	098-860-3000
沖縄タイムス社北部支社	名護市港2-6-5-2F	0980-53-3611
琉球新報社	那覇市天久905	098-865-5111
琉球新報社北部支社	名護市港2-3-11F	0980-53-3131

5. 安否情報の提供

村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等の人命に関わる緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

また、安否情報を適切に提供するために必要なときは、関係市町村、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

●資料編 資料3-15 行方不明者届出票

第8節 避難計画

部署・関係機関

総務班、企画観光班、名護警察署、第十一管区海上保安本部

I 基本方針

大雨・洪水等の警報・注意報の発表に伴う災害が発生した場合または災害が発生するおそれのある場合や大地震や津波災害など、危険区域内の住民に対して避難のための立ち退きを勧告または指示するとともに、避難所の開設・運営等を実施し避難住民の生活安定を図るものである。

II 実施責任者

風水害から避難するための、高齢者等避難の発令による高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難の促進、立退きの指示、及び住家を失った被災者のための避難所の開設及び避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は以下のとおりである。

ただし、状況により、関係法令に基づき避難のための立退きの指示、警戒区域の設定、避難の誘導、避難所の開設及び避難所への収容及び保護を、次の者が行うものとする。

なお、これらの責任者は相互に緊密な連携を保ち、住民等の避難が迅速かつ円滑に行われるように努めるものとする。

また、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

1. 避難情報及び警戒区域の設定

(1) 高齢者等避難の発令

村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をする。

村長は、必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
村長	災害全般	なし	警報等の伝達時には、災害対策基本法第56条により実施可能。

(2) 避難指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認める地域の必要と認める居住者等に対し、村長またはその他の責任者は避難のための立ち退きを指示する。

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
村長	災害全般	災害対策基本法第60条	
知事	災害全般	災害対策基本法第60条	村長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第61条	村長から要請がある場合または村長が避難の指示をするいとまのないとき
警察官	災害全般	警察官職務執行法第4条	
自衛官	災害全般	自衛隊法第94条	警察官がその場にいないとき
知事またはその命を受けた職員	洪水、津波、高潮、地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	
水防管理者	洪水、津波、高潮	水防法第29条	

(3) 緊急安全確保

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示する。

(4) 警戒区域の設定

災害による村民の生命や身体等に対する危険を防止するために特に必要と認める場合、村長またはその他の責任者は警戒区域を設定する。なお、警戒区域の設定には強制力があり、従わない場合には罰則もあるため不必要な範囲まで設定しないように留意する必要がある。(災害対策基本法第116条)

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
村長	災害全般	災害対策基本法第63条	
知事	災害全般	災害対策基本法第73条	村長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第63条	村長から要請がある場合または村長(委任を受けた職員含む)がその場にいないとき
自衛官	災害全般	災害対策基本法第63条	村長(委任を受けた職員含む)、警察官等がその場にいないとき
消防吏員 消防団員	火災	消防法第28条	消防警戒区域の設定
警察官	火災	消防法第28条	消防警戒区域の設定 消防吏員・団員がいないときまたは要求があったとき
水防団長 水防団員 消防機関に属する者	洪水、津波、高潮	水防法第21条	
警察官	洪水、津波、高潮	水防法第21条	水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、またはこれらの者の要求があったとき

(5) 避難の誘導

避難所への誘導は、避難指示、高齢者等避難の発令者及び警戒区域の設定者が行うものとする。

(6) 避難所の開設及び収容保護

避難所の開設及び収容保護は村長が行うものとする。なお、救助法が適用された場合における避難所の開設及び収容保護は、知事の補助機関として村長が行うものとする。

また、広域避難等において村のみで対応不可能な場合は、県、近隣市町村等の協力を得て実施する。

●資料編 資料 7-1 沖縄県災害救助法施行細則（別表第1、別表第2）昭和47年沖縄県規則19号

Ⅲ 実施内容

1. 避難指示等の運用

(1) 避難指示等の種類

避難指示等の種類及び基準は、以下のとおりである。

種類	警戒レベル	内容	根拠法
高齢者等避難	警戒レベル3	一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの避難行動を開始することを求める。 <基準> ①本村において震度4が観測され、村長が必要と認めたとき ②遠地地震による津波が到達すると予測されるとき ③村長が必要と認めたとき	なし
避難指示	警戒レベル4	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに必要なと認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。 <基準> ①震度6弱の地震が発生したとき ②村長が必要と認めたとき ③津波予報区内に大津波警報、津波警報、又は津波注意報が発表されたとき ④強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は揺れが弱くても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで、村長が必要と認めたとき	災害対策基本法第60条
緊急安全確保	警戒レベル5	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を	災害対策基本法第60条

種類	警戒レベル	内容	根拠法
		確保するための措置を指示する。 <基準> ①村長が必要と認めたとき 注：警戒レベル4での避難場所等への避難が安全に出来ない場合、直ちに身の安全を確保するよう促す情報。	
警戒区域の設定	-	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合、警戒区域を設定し、当該区域への立入りの制限、禁止、退去を命ずる。 なお、災害対策基本法第116条により従わなかった者には罰則が規定されている。	災害対策基本法第63条

(2) 避難指示等の基準

村は、次の点に留意して、浸水想定区域、土砂災害警戒区域・危険箇所等の住民及び要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難指示等の発令にあたる。

なお、周囲の状況等により避難することがかえって危険を伴う場合等は、基本法第60条に基づき、居住者等に対して屋内安全確保の安全確保措置を指示することができる。

- ① 全国瞬時警報システム（J-ALERT）Lアラート（災害情報共有システム）等により伝達を受けた大雨・洪水警報、土砂災害警戒情報、氾濫警戒情報等を地域衛星通信ネットワーク及び防災行政無線等により住民等への伝達に努める。
- ② 避難指示等の判断は、「避難情報に関するガイドライン（内閣府（防災担当））」を参考に策定する。また、地域の雨量・水位、上流域の雨量、河口部の潮位、气象台や河川管理者、砂防関係者の助言、現場の巡視報告及び通報等も参考にして、総合的かつ迅速に行う。
- ③ 村は、必要に応じて避難情報の対象地域、判断時期等について、国や県へ助言を求めるものとする。
- ④ 村は、風水害等に関する避難情報を発令する場合は、当該避難情報に応じた警戒レベルを付して発令するものとする。また、発令する避難情報、警戒レベル及びそれに応じた住民に求める行動等については、「(1) 避難指示等の種類」を参照する。
- ⑤ 警報、避難情報等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客、漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、コミュニティFM放送、携帯電話及びワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。
- ⑥ 避難情報の伝達にあたっては、危険の切迫性に応じて伝達文の内容を工夫するなど、住民等の積極的な避難を喚起するように努める。

(3) 避難指示等の内容

避難措置の実施者は、高齢者等避難、避難指示、警戒区域の設定において、以下の事項を明らかにして発するものとする。

- ①発令者
- ②対象区域

- ③高齢者等避難、避難指示及び警戒区域の設定理由
- ④避難日時、避難先及び避難経路
- ⑤その他必要な事項

(4) 避難情報の伝達方法

避難措置の実施者は、当該区域の住民、学校、観光施設、事業所等に対して防災行政無線、サイレン、広報車、電話連絡等の手段によってその内容を伝達する。

また、必要に応じて放送局、ポータルサイト・サーバー事業者に、放送設備やインターネットを活用した情報伝達の協力を要請する。

(5) 関係機関への通知

避難措置の実施者は、概ね次により必要な事項を関係機関へ通知する。

指示者 警戒区域の設定者	必要措置（関係機関への通知）	備考
村長の措置	村長 → 知事（防災危機管理課）	災害対策基本法に基づく措置
知事の措置	知事（防災危機管理課） → 村長	災害対策基本法に基づく措置
知事又はその命を受けた職員の措置	知事（海岸防災課） → 所轄警察署長	地すべり防止法に基づく措置
警察官の措置	警察官 → 所轄警察署長 → 村長 → 知事（防災危機管理課）	災害対策基本法に基づく措置
	警察官 → 所轄警察署長 → 県警察本部長 → 知事（防災危機管理課） → 村長	警察官職務執行法（職権）に基づく措置
自衛官の措置	自衛官 → 村長 → 知事（防災危機管理課）	
水防管理者の措置	水防管理者 → 所轄警察署長	
消防吏員・消防団員の措置	消防吏員・消防団員 → 村長	

(6) 放送を活用した避難情報の伝達

村は、村長が避難指示等を発令した際には、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する連絡会設置要綱」（平成17年6月28日）に基づき作成された様式及び伝達ルートにより、避難指示等発令情報を県内放送事業者及び沖縄気象台に伝達する。

(7) 解除の基準

避難情報の解除については、国の「避難情報に関するガイドライン」を参考に、当該地域の今後の水位や土砂災害の見込み等について、国や県に技術的な助言を求めた上で判断する。

2 高齢者等避難、避難の指示基準の目安と住民に求める行動

(1) 村の役割

村は、一人ひとりが適切な避難行動をとることができるように平時から高齢者等避難、避難指示及び避難行動の意味合いや住民に求める行動について、事前に周知を図るとともに、災害時には住民等の主体的な避難行動を支援する情報（避難指示等）を提供しなければならない。

なお、高齢者等避難、避難指示の基準の目安は、以下のとおりとする。

警戒レベル 相当情報	洪水等に関する情報			土砂災害に 関する情報	高潮に 関する情報
	水位情報が ある場合	水位情報が ない場合	内水氾濫に 関する情報		
5	氾濫発生情報	大雨特別警報（浸水害）		大雨特別警報 （土砂災害）	高潮氾濫発生情報
4	氾濫危険情報		内水氾濫 危険情報	土砂災害警戒情報	高潮特別警報 高潮警報
3	氾濫警戒情報	洪水警報		大雨警報 （土砂災害）	高潮警報に切り替 える可能性に言及 する高潮注意報
2	氾濫注意情報		-		-
1	-	-	-	-	-

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報 （避難情報等）
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保	緊急安全確保
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認する	洪水、大雨、 高潮注意報
1	今後気象状況 悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報

（2）住民等の避難行動の原則

住民等は、自然災害に対して既存の防災施設、行政主導のソフト対策には限界があることを認識し、行政に依存し過ぎることなく「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることを原則とする。

ア 避難行動をとるにあたって事前に明確にする事項

- ① 災害種別毎に、居住地等にどのような脅威があるのか、あらかじめ認識しておくこと。
- ② それぞれの脅威に対して、どのような避難行動をとれば良いかを認識しておくこと。
- ③ どのタイミングで避難行動をとることが望ましいかを認識しておくこと。

イ 避難行動

- ① 指定緊急避難場所や指定避難所等への立退き避難
- ② 緊急避難場所等ではないが、近隣のより安全な場所・建物等への立退き避難
- ③ 屋内安全確保（その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動）

3. 避難の実施方法

本村は、次の点を十分考慮し、避難実施の万全を期する。

（1）避難の優先順位

避難にあたっては、要配慮者（幼児、高齢者、障害者、病人、妊産婦及び外国人等）を優先させる。

(2) 避難者の誘導

実施事項	実施内容
避難者の誘導	避難指示後の避難者誘導は、避難指示者と村長が協力し消防職員が中心となって行うものとする。避難所の開設及び収容は、村長が行うものとする。 ア 避難時の事故の防止及び安全かつ迅速な避難を図るため、避難誘導員を配置し、避難体制の確保を行う イ 避難行動要支援者については、社会福祉協議会や民生委員、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て各戸を訪問し、安否確認等による避難を行うものとする。 ウ 避難は徒歩を原則とするが、避難困難区域や避難行動要支援者の避難支援者等で、津波到達予測時間を越えるなど自動車等の不可欠な場合は、避難者が自動車等で安全かつ確実に避難できることを確認した上で、徒歩以外の避難手段を設定する。
避難の経路、避難後の措置	地域の実情に応じ避難経路は2箇所以上選定しておくものとし、避難所の位置及び経路等を必要な場所に掲示するものとする。 避難した地域に対しては、事後速やかに避難もれ又は要救出者の有無を確認するものとする。
避難の順位	傷病者、心身障害者、妊産婦、乳幼児、高齢者、婦女子等の災害弱者を優先し、防災活動に従事できる者は最後に避難させるものとする。

(3) 避難行動要支援者の避難誘導

在宅の避難行動要支援者の避難は、村の自主防災組織、自治会及び民生委員等地域で支援を行ない実施する。

社会福祉施設等の入所者及び利用者は、施設の管理者が避難誘導を行なう。その場合、村は可能な限り支援を行う。

(4) 避難完了の確認

避難誘導の実施者は、避難地域において、避難誘導後速やかに避難もれまたは要救出者の有無を確認する。

4. 避難所の開設及び収容保護

避難所の開設及び避難者の収容は村長が行うが、救助法が適用された場合は知事の補助機関として行うものとする。

村長が避難所を設置したときは、直ちに避難所開設状況（開設日時、場所、収容人員、開設期間の見込み）を知事に報告しなければならない。

（避難所の設置基準や避難予定場所等は、第2編 第3章 第1節 避難施設の整備計画を参照）

避難事項	実施内容
避難所の設置	避難所の設置は、集团的に収容でき炊き出し可能な既存の施設を利用し、その他被害状況等の条件を考慮して、適切と認めるものを避難所として開設する。ただし、これらの施設が利用できないときは、野外に仮設物、テント等を設置するものとする。 また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。
福祉避難所の設置	要配慮者に配慮して、公共施設や福祉施設等に福祉避難所を開設する。
収容の対象者	避難所に収容し得る者は、避難指示、警戒区域の設定を受けた者及び災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者とする。
費用	村が避難所の設置のために支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための人夫費、消耗器材費、建物又は器物の使用謝金、燃料費及び仮設便所等の設置費とする。
開設の期間	避難所を開設できる期間は、災害発生から7日以内（救助法適用）とする。
避難場所	本村における避難予定場所を、予め指定しておくものとする。なお、災害の種類及び被害状況等により避難所を変更または新たに設置し、その旨住民に周知を図るものとする。
避難所が不足する場合	避難所としての施設が不足する場合、次の措置を行う。 ア) 隣接市町村への収容委託、建物・土地の借り上げ等 イ) 県施設の一時使用要請 ウ) 県を通し、一時的に避難施設としての船舶の調達を要請

5. 避難所の運営管理

村は、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図る。

管理事項	実施内容
避難所の運営	避難者の運営は、避難者による自治を原則とする。 村は、避難所の適切な運営管理を行うため、各避難所との情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、自主防災組織等の協力を得て実施する。
避難者に係る情報の把握	避難所毎に、収容されている避難者及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等に係る情報の早期把握に努めるものとする。また、指定避難所等以外に避難している被災者、親戚・知人宅等に避難している被災者の所在も把握し、これらの被災者への情報伝達や問い合わせ等に対応する。
避難所の環境	避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める ア 食事供与の状況やトイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。 イ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性及びごみ処理の状況、トイレ環境など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。 ウ 運営に当たっては、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品及び女性用下着の女性による配布、巡回警備等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

管理事項	実施内容
	エ テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。 オ ペットの同行避難を考慮して、避難場所敷地内にペット専用のスペースの確保、飼育ルールを定めるとともに、飼養について飼い主の自己管理を促すよう努める。
避難所の統合・廃止	被災地区の状況に応じ、避難所の統合及び廃止を行う。

6. 避難長期化への対応

村は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、仮設住宅のほか、必要に応じて、旅館やホテル、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等、利用可能な宿泊施設や住宅等の提供について避難者に情報提供し、避難所の早期解消に努める。

7. 県有施設の利用

村は、避難所が不足する場合、県に対し県有施設の活用を要請することができる。

8. 船舶の利用

大規模な災害により避難所が不足する場合、村は県に対し、一時的な避難施設として船舶の調達を要請することができる。

9. 在宅避難者等の支援

村は、やむを得ず避難所に滞在できない在宅避難や自主避難所等の状況を把握し、食料等必要な物資の配布、保健師の巡回健康相談等による保健医療サービスの提供、生活支援情報の提供等に努める。

第9節 要配慮者対策計画

部署・関係機関

総務班、企画観光班、住民福祉班

I 基本方針

大雨・洪水等の警報・注意報の発表に伴う災害が発生し、または発生する恐れがある場合、災害時要援護者等の避難が迅速かつ円滑におこなわれるよう努めるものとする。

II 実施責任者

災害時要援護者対策の実施は、災害時要援護者等の管理者及び村とする。
なお、避難計画の基本的な事項は「第8節 避難計画」のとおりである。

III 実施内容

1. 避難行動要支援者の避難支援

村は、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針」等に基づき作成した避難行動要支援者名簿を活用し、避難行動要支援者の避難誘導等の支援を行う。

避難誘導に当たっては、地域住民、自主防災組織、女性防火クラブ及び民生委員等の支援者の協力を得て、要援護者への避難情報の伝達、安全な高台や福祉避難所等への誘導及び安否の確認を行う。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難行動要支援者を保護するために特に必要があるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対して避難行動要支援者名簿を提供し、避難支援や迅速な安否確認等の実施に努める。

2. 避難生活への支援

(1) 避難時の支援

村は、災害時要援護者の避難状況や生活状況を把握し、必要な福祉対策のニーズを検討し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供する。

避難所においては、専用スペースを設けるなど生活への配慮をするとともに、福祉避難所の設置や社会福祉施設等への緊急入所を行う。

県は、福祉保健所を通じて情報を収集するとともに、村の要請に基づき、専門的人材の確保及び派遣並びに入所施設の確保などの広域支援を行う。

(2) 応急仮設住宅への入居

村は、地域の支援のつながりや生活の利便性を考慮した場所に応急仮設住宅を設置し、災害時要援護者を優先して入居するように配慮する。

また、バリアフリー等の設備等についても、可能な限り災害時要援護者に配慮した福祉仮設住宅を設置する。

(3) 福祉サービスの持続的支援

村は、福祉サービス提供者等と連携を図り、可能な限り通常の福祉サービスが継続されるよう支援する

(4) 外国人への支援

村及び県は、沖縄県国際交流・人材育成財団等の団体と連携して、外国人への相談、外国語によ

る情報発信及び語学ボランティアの派遣等を行う。

第10節 観光客等対策計画

部署・関係機関	総務班、企画観光班、住民福祉班
---------	-----------------

I 基本方針

大雨・洪水・津波等の警報・注意報の発表に伴う災害が発生し、または発生する恐れがある場合、観光客等の避難が迅速かつ円滑におこなわれるよう努めるものとする。

II 実施責任者

観光客等対策の実施は、観光施設等の管理者及び村とする。

なお、避難計画の基本的な事項は「第8節 避難計画」のとおりである。

III 実施内容

1. 避難情報の伝達及び避難誘導

(1) 村の役割

村は、津波情報や避難指示（緊急）等の避難情報を、住民等への伝達方法の他に、浸水想定区域内の観光施設や交通施設等に電話等により伝達する。

また、村職員、消防職員及び消防団員等により海岸、港湾等を巡回し、海水浴客及び釣り人等の来遊者に高台や最寄りの避難ビルへの避難を呼びかける。

(2) 観光施設等の役割

大雨・洪水・津波情報や村の避難情報を把握した宿泊施設や観光施設の責任者は、放送施設や拡声器等により、宿泊者や来遊者に対し避難を呼びかけ、垂直避難や指定避難所などの安全な避難場所に誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、大雨・洪水・津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。

(3) 交通機関の役割

大雨・洪水・津波情報や村の避難情報を把握した場合、旅客に対し避難を呼びかけ、高台や避難ビル等の安全な避難場所に誘導する。

運行中の車両及び船舶等の旅客は、運転者等が運行管理者との連絡又は地域の避難誘導者の指示に従い、安全な避難場所まで誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、大雨・洪水・津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。

2. 避難収容

(1) 収容場所の確保

村は観光客等の避難状況を把握し、一時的に収容する施設を確保する。施設が不足する場合は、近隣市町村、宿泊施設及び事業所等に施設の提供を要請する。

本村から県有施設の一時使用の要請があった場合、県は支障のない範囲において提供する。また、国、関係団体等に施設の利用を要請する。

(2) 安否確認

村は、観光施設の管理者、観光関係団体、交通機関及び警察等と連携して、観光客の人数確認、負傷者及び不明者等の安否情報を把握し、県に報告する。

(3) 飲料水・食料等の供給

村及び観光施設の管理者等は、可能な限り飲料水・食料等を供給する。

3. 帰宅困難者対策

(1) 情報の提供

村は、帰宅困難者に対し、災害の状況、飲料水・食料等の供給及び交通機関の復旧状況などの情報を、収容場所等でチラシ、テレビ及びラジオ等で提供する。

(2) 帰宅困難者対策

県及び村は、観光危機により運休・欠航している交通機関の早期の回復が見込めず、多くの観光客等が県内に滞留している場合は、観光客等の帰宅のために、バス、航空機及び船舶での輸送について、国及び(一社)沖縄県バス協会及び航空会社等と調整を図り帰宅困難者対策を計画する。

第11節 救出計画

部署・関係機関	総務班、消防団等、警察署
---------	--------------

I 基本方針

災害時において救助活動が迅速かつ円滑におこなわれるよう努めるものとする。

II 実施責任者

村は消防本部等の救助機関と連携して迅速な救助活動を実施する。

また、被災地の地元住民や自治会等の組織（自主防災団体）等は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。

●資料編 資料 7-1 沖縄県災害救助法施行細則（別表第1、別表第2）昭和47年沖縄県規則19号

III 実施内容

1. 救出の方法

被災者の救出は、村と消防本部又は消防団等を主体とした救出班を編成し、警察と相協力して救出に必要な器具を借り上げる等、情勢に応じた方法により実施するものとする。

(1) 村

① 村は、本来の救助機関として救出にあたるものとする。

※「本来」とは、消防（救助含む）の責任は村が負うこと（消防組織法第6条）となっており、国・県は管理権限を持たず指導・助言を行うのみである。

② 村のみでは救出が実施できないと判断した場合は、県に対して隣接市町村、警察、自衛隊等の応援を求めるものとする。

(2) 警察

警察は、救出の応援要請があった場合、又は警察自身が必要と判断した場合は、速やかに救出活動を実施する。

救出に大量の人員を必要とする場合は、広域緊急援助隊の出動により救出を実施するものとする。

(3) 住民

住民は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。

2. 救出用資機材の調達

村内には救出用資機材が備蓄されていないことから、今後防災関係機関と調整を図りながら整備に努めることとし、資機材を保有する建設業協会との協定等を図ることで、救出に必要な重機配備を要請・調達する方法などの検討推進していくものとする。

- ① 要救出・救助現場の早期把握
- ② 要救出・救助現場に対する人員の投入
- ③ 要救出・救助現場に対する資機材の投入
- ④ 救出・救助従事機関間の連絡調整・役割分担・地域分担

3. 惨事ストレス対策

救助機関は、職員等の惨事ストレス対策を実施するため、必要に応じて総務省消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

※ 災害救助法が適用された場合

1. 対象者

災害によって早急に救出しなければ生命若しくは身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出を要する者。

なお、救出を必要とする状態にある場合を例示すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 火災の際に火中に取り残されたような場合
- (2) 地震の際に倒壊家屋の下敷きになったような場合
- (3) 水害に際し、流失家屋とともに流されたり孤立した地点に取り残されたような場合
- (4) 船舶が遭難し乗客等の救出が必要な場合
- (5) 山津波により生理めとなったような場合
(山津波：斜面崩壊により湖が出来、その後一気に下流へ放たれること。)
- (6) 多数の登山者が遭難した場合

2. 救出の費用及び期間

(1) 費用

- ア 借上費（救出に直接必要な機械器具の借上費で実際に使用したものの実費）
- イ 修繕費（救出に使用した機械器具の修繕費）
- ウ 燃料費（機械器具を使用するために必要な燃料費及び照明用の灯油代）

(2) 期間

災害発生の日から3日以内

（ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり）

■ 救出用資機材一覧

分類	品名	保有数
一般救助用器具	かぎ付はしご	2
	三連はしご	3
	金属製おりたたみ梯子又はワイヤー梯子	1
	空気式救助マット	1
	救命索発射銃	1
	サバイバースリング又は救助用縛帯	12
	平担架	1
	ロープ一式	1
	カラビナー式	1
	滑車一式	1
重量物排除用器具	油圧ジャッキ	1
	油圧スプレッター	1
	可搬ウインチ	4
	ワイヤーロープ一式	1
	マンホール救助器具	0
	マット型空気ジャッキ一式	1
	大型油圧スプレッター	1
	救助用支柱器具	1
切断用器具	油圧切断機	1
	エンジンカッター	3
	ガス溶断器	1
	チェーンソー	5
	鉄線カッター	3
破壊用器具	万能斧	6
	ハンマー	3
	携帯用コンクリート破壊器具	0
検知・測定用器具	可燃性ガス測定器	1
呼吸保護用器具	空気呼吸器（予備ボンベを含む）一式	14
隊員保護用器具	革手袋	41
	耐電手袋	3
	安全帯	1
	防塵メガネ	10
	携帯警報機	0
	防毒マスク	20
水難救助用器具	潜水器具一式	18
	流水救助器具一式	0
	救命胴衣	21
	水中投光器	0
	救命浮環	7
	浮標	5
	救命ボート	3
	船外機	2
	水中スクーター	0
	水中無線機	0
	水中時計	0
	水中テレビカメラ	0
その他の救助用器具	投光器一式	1
	携帯投光器一式	1
	携帯拡声器	4
	携帯無線機一式	1
	応急処置用セット	1
	その他の携帯救助工具	1

資料：国頭地区行政事務組合消防本部

第12節 交通輸送計画

部署・関係機関	総務班、建設環境班、警察署
---------	---------------

I 基本方針

災害時には応急対策要員及び資器材等の輸送を迅速に行うことが必要であり、円滑な交通が図られるよう道路または港湾等交通施設に対する規制及び応急措置について定めるものとする。

II 実施責任者

災害時における交通の規制、交通施設の応急対策及び緊急輸送は、次の者が行うものとする。なお、これらの責任者は相互に協力し、被災者や応急対策要員並びに応急対策物資等の輸送が円滑に行われるよう努めるものとする。

区分	実施者	範囲	根拠法
陸上	道路管理者	(1) 道路の破損、決壊その他の理由により交通が危険であると認められる場合 (2) 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合	道路法第46条
	公安委員会	(1) 災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するため必要があると認める場合 (2) 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、または交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認める場合 (3) 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	災害対策基本法第76条 道路交通法第4条、第5条、第6条
海上	海上保安庁	(1) 船舶交通の安全のため必要があると認めるとき。 (2) 異常な気象又は、海象、海難の発生その他の事情により特定港内において船舶交通の混雑の生ずるおそれがあり、または混雑緩和のため、必要があると認める場合 (3) 海上保安官がその職務を行うため、周囲の状況から真にやむを得ないと認める場合	港則法第37条 海上保安庁法第18条

Ⅲ 実施内容

1. 規制措置の内容

(1) 危険個所における規制

村、県又は県公安委員会は、道路の破損、決壊、その他の状況により通行禁止又は制限する必要があると認めるときは禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明らかに記載した道路標識を設けるとともに、必要がある場合は、適当な迂回路の標識をもって明示し、一般の交通に支障がないよう措置するものとする。

特に、津波警報が発表された場合は、浸水想定区域への車両の流入を規制する。

(2) 緊急輸送のための規制

災害が発生した場合において、村長及び警察、消防等防災関係機関が災害応急対策に従事する者又は災害対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため、必要があると認めるときは、輸送機関及び県公安委員会は次により適切な措置をとるものとする。

■ 規制措置の実施内容

実施機関	措置内容
緊急輸送機関の措置	災害地において、緊急輸送を実施しようとする機関の長は、あらかじめ日時、種別、輸送量、車両の種別、発着地、経路、事由等を県公安委員会に連絡するものとする。
公安委員会の措置 (制限の必要を認めたとき)	<p>ア) 緊急車両以外の車両の通行禁止、または制限の対象、区間及び期間を記載した様式1（本節後述）による表示及び適当な迂回路の表示を所定の場所に設置するものとする。</p> <p>イ) 上記の通行禁止、または制限しようとするときは、あらかじめ当該道路管理者に禁止または制限の対象、区間、期間及び理由を通知するものとする。ただし、緊急を要する場合であらかじめ当該道路管理者に通知するいとまがないときは、事後において速やかに通知するものとする。</p> <p>ウ) 緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するために区間の指定、放置車両や立ち往生車両の移動等について要請するものとする。</p>

(3) 規制に係わる措置命令等

①交通規制等の禁止・制限の周知

県公安委員会は、災害時における通行の禁止又は制限（以下「通行禁止等」という。）を行ったときは、災害対策基本法第76条の規定に基づき、直ちに通行禁止等に係わる区域又は道路の区間、その他必要事項を周知させるものとする。

②相互連絡

道路管理者と警察機関は、相互に緊密な連絡をとり、交通の規制を実施しようとするときはあらかじめその規制の対象区間、規制期間及び理由を相互に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ通知するいとまがないときは、事後速やかにこれらの事項を通知するものとする。

③発見者等の通報

災害時に道路及び橋りょう等の交通施設の危険な状況、又は交通が極めて混乱している状況を発見した者は、すみやかに村長又は警察官に通報するものとする。通報を受けたとき(者)は、警察官にあつては村長へ、村長にあつてはその路線を管理する道路管理者又は警察機関へ通知するものとする。

④一般車両運転者の責務

災害対策基本法(第76条)の規定に基づく通行禁止等が行われたときは、車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

■ 災害時における車両運転者の義務

規制区分	措置内容
道路区間及び区域に係る通行禁止等が行われた場合	道路区間や区域に係る通行禁止等が行われたときは、車両を当該道路区間や道路以外の場所に移動させる。移動させることが困難なときは、できる限り道路の左端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法で駐車させる。
警察官の指示を受けた場合	その他警察官の指示を受けたときは、それに従う。

⑤警察官、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防職員による措置命令等

ア)警察官による措置命令等

警察官は、通行禁止等に係わる区域又は道路の区間(以下「通行禁止区域等」という。)において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他物件付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

また、警察官は命ぜられたものが当該措置をとらない時又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができない場合は、自ら当該措置をとることができる。

イ)災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員による措置命令等

警察官がその場にはいない場合、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防職員は、自衛隊及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な運行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。なお、当該措置をとったときは、直ちにその旨を管轄する警察署長に通知しなければならない。

⑥道路管理者の措置

道路管理者、港湾管理者又は漁業管理者(以下本節において「道路管理者等」という。)は、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急を要するとき、又は県公安委員会から要請を受けたときは、区間を指定し、運転者等に対して車両の移動等を命令する。また、運転者がいない場合等は、自ら車両の移動等を行うものとする。

知事は、必要に応じてこれらの措置をとるべきことを道路管理者である村に指示し、緊急通行車両の通行ルートを広域的に確保するものとする。また、村長は、管理外の道路において、これらの措置が必要な場合、当該道路管理者に対し要請することができる。

⑦緊急通行車両の事前届け出

大規模災害発生時には、多数の緊急通行に係る業務を実施する機関、団体等から、緊急通行車両であることの確認申請が殺到しその事務等が困難を極め、災害応急対策に支障を来たすことが懸念される。このことから、災害時に使用する車両については事前に県公安委員会に届け出て、その活動に支障のないよう万全を期しておくものとする。

⑧交通施設の応急対策

交通施設の災害応急対策は本章の「第31節 公共土木施設応急対策計画」に定めるところとする。

2. 緊急輸送

(1) 緊急輸送の実施責任

被災者の避難、その他応急対策の実施に必要な輸送は村長が行う。

ただし次の場合は、県が緊急輸送に必要な措置をとるものとする。

- ① 災害範囲が広域で、車両等の確保配分について調整を必要とする場合
- ② 輸送実施機関において、輸送不可能の状態と認められる場合

(2) 緊急輸送の対象

■ 優先段階別の輸送対象内容

優先段階	対 象 内 容
第1段階	ア) 救助・救急、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 イ) 消防、水防活動等、災害の拡大防止のための人員、物資 ウ) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員、物資等 エ) 後方医療機関へ搬送する負傷者等 オ) 緊急輸送に必要な輸送施設・拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階	ア) “第1段階”の続行 イ) 生命維持に必要な物資（食料・水等） ウ) 傷病者、被災者の被災地外への輸送 エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員・物資
第3段階	ア) “第2段階”の続行 イ) 災害復旧に必要な人員及び物資 ウ) 生活必需品

(3) 輸送の方法

輸送の方法は、輸送物資等の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設等の状況を勘案し、適当な方法によるものとする。

輸送実施機関は、所属職員のうちから輸送責任者を指名し、当該物資等を輸送する車両等に同乗させる等の措置を講ずるものとする。

① 道路輸送

ア) 車両等の確認

輸送のために必要とする自動車及び運転者の確保の順位

- a. 応急対策を実施する機関に属する車両等
- b. 公共的団体に属する車両
- c. 営業用の車両等
- d. 自家用の車両

イ) 緊急通行車両の届出

- a. 緊急通行車両の事前届出

緊急通行車両の確認を迅速かつ円滑に行うため、村において緊急通行車両の事前届出を県公安委員会に提出し、届出済証の交付を受けるものとする。

県公安委員会は、緊急通行車両に係わる業務実施の責任を有し、緊急通行車両事前届出受理簿の登載を行う。

- b. 緊急通行車両の標章及び証明書

緊急通行車両の使用者は、知事又は県公安委員会より標章及び証明書の交付を受け、被災地における交通の混乱の防止を図るものとする。

[使用者の申出・証明書等の交付]

緊急輸送に車輛を使用しようとする者は、知事又は県公安委員会に対し、緊急通行車輛確認証明書等の交付を申し出、所定の標章（様式2）及び証明書（様式3）の交付を受ける。

- c. 標章の掲示

緊急車両の交付を受けた車両は、当該車両の前面の見やすい箇所に標章を掲示するものとする。

ウ) 村有車両の確保

村有車両の確保は、総務対策班（担当）において行い、各部長は、車両を必要とするときに必要な事項を明示して配車を要請する。

総務対策班（担当）は、各部長から配車の要請があった場合は、車両の保有状況、応急対策の内容及び緊急度を考慮のうえ使用車両を決定し、要請した部へ通知するものとする。

〈必要事項〉

- a. 輸送日時及び輸送区間
- b. 輸送対象の人数、品名及び数量
- c. その他必要な事項

エ) 民間車両（村有車両以外）による輸送

本村において必要な車両確保が困難な場合、民間車両により輸送を行う場合は、沖縄総合事務局運輸部に斡旋を依頼し、迅速な輸送の実施に努めるものとする。

オ) 費用の基準

- a. 輸送業者による輸送又は車両の賃借料は、通常の料金とする。
- b. 官公署、その他公共機関等の所有車両の使用については、燃料費程度を負担するものとする。

カ) 燃料の確保

村において、車両による輸送を行う場合は、沖縄県石油商業組合・沖縄県石油業協同組合に優先的な供給を要請する。

② 海上輸送

災害のため陸上輸送が困難、又は海上輸送がより効果的な場合、輸送実施機関が船舶を借り上げ輸送を実施するものとする。

ア) 県有船舶による輸送

県有船舶による輸送を必要とするときは、県（総括及び情報対策班）に対し、次の事項を明らかにした文書をもって要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- a. 災害の状況及び応援を必要とする理由
- b. 応援を必要とする期間
- c. 応援を必要とする船舶数
- d. 応急措置事項
- e. その他参考となるべき事項

イ) 第十一管区海上保安本部船艇の派遣要請等

村長は、第十一管区海上保安本部船艇による輸送を必要とするときは、知事（総括情報班）に対し要請及び要請後の措置を行う。

※「第3章第29節 自衛隊災害派遣要請計画」による要領に準ずる

ウ) 民間船舶による輸送

村長は、民間船舶により輸送を行う場合は、沖縄総合事務局運輸部に斡旋を依頼し、迅速な輸送の実施に努めるものとする。

③ 空中輸送

■ 空中輸送の実施内容

実施項目	実施内容
空中輸送の実施	災害による交通途絶その他の理由により、空中輸送の必要が生じた場合は、空中輸送要請及び要請後の措置並びに撤収要請について実施する。
空中輸送の要請等	※ 本章「第29節 自衛隊災害派遣要請計画」により実施する。
ヘリポートの整備	空中の輸送（緊急患者空輸、物資の空輸等）を受ける場合に備え、ヘリコプターの発着又は飛行機からの物資投下が可能な場所の選定、整備に努め災害時における空中輸送の円滑を図るものとする。 ※ 本章「第29節 自衛隊災害派遣要請計画」によるヘリポート設置基準による。

④ 人力等による輸送

災害時の人力等による輸送を行う場合に備え、安全かつ効率的な輸送通路について検討し、地域住民の協力のもと迅速適切な措置がとれるよう努めるものとする。

3. 広域輸送拠点の確保

村は、救援物資の受入れのために、施設又は空地に輸送拠点を確保する。

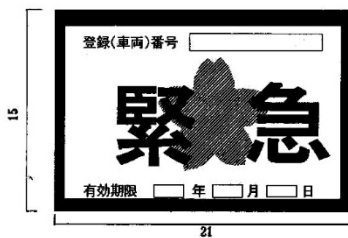
■ 車両通行止・緊急通行車両標章及び証明書

【様式1】



1. 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白とする。
2. 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
3. 図示の長さの単位はセンチメートルとする。
4. 道路の形状または交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

【様式2】



1. 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分は、白色、地は銀色とする。
2. 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施す。
3. 図示の長さの単位はセンチメートルとする。

【様式3】 別記様式第1号（第3関係）緊急通行車両事前届出書

別記様式第1号(第3関係)

災害応急対策用 緊急通行車両事前届出書 年 月 日 沖縄県公安委員会 殿 申請者住所 (電話) 氏名 印		災害応急対策用 第 号 緊急通行車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 沖縄県公安委員会 印	
番号標に表示されている番号		(注) 1 災害発生時にはこの届出済証を最寄りの警察本部、警察署又は交通検問所等に提出して所要の手續を受けてください。 2 届出内容に変更を生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合には、公安委員会(警察本部交通規制課又は警察署経由)に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両が廃車となったとき。 (3) その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)			
使用者	住所 (電話)		
	氏名		
出 発 地			
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は警察本部交通規制課に提出してください。			

■ 村有車両

所有者	乗用車		乗合バス	ワゴン	トラック	軽トラック	貨物車		合計
	普通	小型					普通	小型	
総務課	11		1		1				13
企画観光課									
住民福祉課	2	1		1					4
建設環境課						3		3	6
産業振興課	1			2		2			5
農業委員会									
教育委員会			3				1		7
計	14	1	4	3	1	5	1	3	32

資料：総務課

第13節 災害救助法適用計画

部署・関係機関

住民福祉班

I 基本方針

災害に際して応急的及び一時的に必要な救助を行い、被災者の保護や社会秩序の安定化等を図るため救助法の適用について定めるものとする。

II 実施責任者

救助法に基づく救助は、県が実施する。この場合、村長は、県が行う救助を補助するものとする。ただし、県は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、災害救助法施行令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を村長が行うこととすることができる。(災害救助法第30条)

1. 救助の種類

- ① 避難所及び応急仮設住宅の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 被災者の救出
- ⑥ 被災した住宅の応急修理
- ⑦ 生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 埋葬
- ⑩ 死体の捜索及び処理
- ⑪ 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

※ 救助法の適用にいたらない災害についての被害者の救助は、村防災計画に定めるところにより村長が実施するものとする。

III 実施内容

1. 災害救助法の適用基準

村における救助法に基づく救助は、次に掲げる事項のいずれか一つに該当する場合である。

■ 災害救助法の適用基準

指標となる被害項目	滅失世帯数	該当条項
① 村内の住家が滅失した世帯の数	村 30 世帯以上	第1項の1
② 県内の住家が滅失した世帯の数そのうち村内の住家が滅失した世帯の数	県 1,500 世帯以上 かつ村 15 世帯以上	第1項の2
③ 県内の住家が滅失した世帯の数そのうち村内の住家が滅失した世帯の数	県 7,000 世帯以上で 村 特に救助を要する場合	第1項の3

指標となる被害項目	減失世帯数	該当条項
④ 災害が隔絶した地域で発生したものである等被災者の救護が著しく困難である場合	多数 ※	第1項の3
⑤ 多数の者が生命または身体に危害を受け若しくは受けるおそれが生じた場合	— ※	第1項の4

(注) ※印の場合は、県知事が厚生労働大臣と事前協議を行う必要がある。

2. 減失世帯の算定基準

減失世帯とは、住家が全壊（焼）流失等により減失した世帯の数である。その他の損壊に対しては、次の表による換算基準とする。

なお、被害世帯に対する算出適用の人口基準は、災害直前の国勢調査人口による。

住家損壊内容	被害世帯数1（減失世帯）の算定
全壊（焼）・流失等による減失	1世帯
半壊・半焼等の著しい損壊	1 / 2世帯（2世帯で1）
床上浸水、土砂たい積等による一時的居住不可能な状態	1 / 3世帯（3世帯で1）

3. 救助法の適用手続

区 分	実 施 内 容
救助法の適用要請	村長は救助法の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みがある場合、直ちに知事へ報告する。
救助法の適用特例	災害の実態が急迫（知事による救助の実施を待ついとまのない等）な場合、村長は救助法に定める救助を行い、直ちに知事に報告する。その後の処理については知事の指揮を受ける。
県（知事）の対応	県知事は、村長からの報告に基づき、救助法を適用する必要があると認められたときは、直ちに村長に通知するとともに関係行政機関、厚生労働大臣及び内閣総理大臣に対し、通知又は報告する。 また、救助法を適用したときは、速やかに公告するものとする。

4. 救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償の基準

- ① 費用の限度額については、毎年度改正が行われるので留意すること。
- ② 救助の期間については、県知事と協議する。

●資料編 資料 7-1 沖縄県災害救助法施行細則（別表第1、別表第2）昭和47年沖縄県規則19号

第14節 給水計画

部署・関係機関	建設環境班
---------	-------

I 基本方針

災害により飲料水を確保することができない者に対して、最小限度必要な量の飲料水を供給する必要がある、その方法について定めるものとする。

II 実施責任者

被災者に対する応急飲料水の供給は、村長が行う。

災害救助法が適用された場合は、知事が実施する。ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは村長が実施する。

III 実施内容

1. 給水対象者

災害のため、現に飲料水を得ることができない者とする。

救助法が適用された場合、本地域で自力による飲料水確保が不可能であれば、家屋・家財の被害世帯に係わらず給水実施ができる。ただし、被災者であっても自力で近隣より飲料水が確保できれば供給の必要はない。

2. 給水方法

■ 給水方法の実施内容

実施事項	実施内容
優先供給	必要最小限の生活ができる用水の供給に限る。 また、医療施設、社会福祉施設、避難場所等の施設に対しては、優先的に給水を行うものとする。
取水	給水のための取水は水源地を基本とし、他に応急用水として消火栓、配水池、補給水源等から行うものとする。
消毒等	取水が汚染しているとき、又は汚染のおそれがあるときは、水質検査を行い、消毒を行うものとする。 飲料水の供給に使用する器具は、すべて衛生的処理をしたのちに使用するものとし、飲料水は末端給水までの適当な部所において塩素の残留効果を適時測定するものとする。
供給	被災地への供給は、給水車及び容器による搬送給水等、現地の実情に応じて適当な方法によって行う。 ①貯水量、位置等を考慮の上、配水池等から給水車等に補給し、配水池及び公園等に設置された緊急給水基地に搬送するものとする。 ②配水池や公園等に設置された緊急給水基地では、緊急給水用の蛇口設備等を設置して給水するものとする。 ③ドラム缶、ポリエチレン容器等の搬送用容器（以下「搬送容器」という。）に配水池等で補給し、適切な方法により被災者へ給水するものとする。
広報	給水に際し、防災行政無線又は広報車、報道機関等の協力を得て、給水日時、場所、その他必要な事項を村民に広報するものとする。

(1) 給水の方法としてその他に、ろ水器によるろ過給水、容器による搬送給水等現地の実情に応じ、適宜な方法によって行うものとする。

①ろ水器によるろ過給水

ア) 給水能力、範囲等を考慮の上、比較的汚染の少ない井戸等を水源に選定してろ水基地とし、ろ水器によりろ過したのち塩素剤による消毒を行うものとする。

イ) ろ過消毒した水は、搬送容器に入れ、適切な方法により給水する。

②容器による搬送給水

ア) 最寄りの非被災水道の管理者と協議して取水基地、取水計画等を定めるものとする。

イ) 取水した水は、給水車等で搬送し給水する。

(2) 給水体制が整わない段階においては、協定先等からペットボトルを確保し供給する。

3. 給水量

被災者に対する給水量は、1人1日3ℓ程度とするが、補給水源の水量、給水能力及び水道施設の復旧状況等に応じ、給水量を増減するものとする。

医療施設、社会福祉施設、避難場所等に対し、優先的に給水を行うものとする。

4. 水道施設の応急復旧

水道施設が破壊された場合には、給水のための重要度及び修理の可能性等を配慮して応急復旧を行い、必要に応じて村指定給水装置工事事業者の応援を求めるものとする。

第15節 食料供給計画

部署・関係機関	住民福祉班
---------	-------

I 基本方針

被災者及び災害応急対策員等に対する食料の給与のための調達、炊き出し及び配給等の迅速、確実に期するものである。

II 実施責任者

災害時における被災者及び災害応急対策員等に対する食料の調達及び供給は、村長が行うものとする。

災害救助法が適用された場合は、知事が実施する。ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは村長が実施する。

III 実施内容

1. 食料の調達

あらかじめ食料供給計画を定めておき、被災者のための食料の確保に努め、必要量が確保できないときは、県及び他の市町村に対し応援を要請する。

区 分	調 達 方 法
主食 (米穀または 乾パン)	米穀については、村長又は知事(流通政策課)に米穀の応急買受申請を行い、知事の発行する応急買受許可書により指定業者手持の米穀を調達するものとする。 災害用乾パンについては、村長は知事に災害用乾パンの買受要請を行い、これに基づき知事が那覇食糧事務所長に売却申請を行い調達するものとする。
副食及び 副調味料等	村内外における販売業者から、応急食料の確保協定を促進するなど、事前調整に努め調達するものとする。

2. 応急配給及び炊き出しの方法

(1) 応急配給を行う場合

災害が発生し、または災害の恐れがある場合における応急配給は、次の場合に村長が必要と認めるとき行う。

応急配給の実施基準	応急配給数量(1人当たり)
被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合	1日当り 精米 300g [㍉]
被災により卸売、小売業者が通常の販売を行うことができないため、その機関を通さずに配給を行う必要がある場合	1日当り 精米 300g [㍉]
災害時における救助作業、急迫した災害防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	1日当り 精米 200g [㍉]

(2) 応急配給品目

配給品目は原則として米穀とするが、状況により乾パン又は麦製品とする。

(3) 炊き出し（乳幼児のミルクを含む）の実施

炊き出しは、各避難所において行い、必要に応じ自治会や婦人会等の地域組織の協力を得て実施するものとする。

※ 補助施設：学校給食優先を前提に給食センターを活用（担当：学校・教育班）

区 分	実 施 内 容
対象者	ア) 避難場所に収容された者 イ) 住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、又は床上浸水等のため炊事のできない者 ウ) 被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要がある者 エ) 旅行者、一般家庭の来訪者、汽船の旅客等であって食料品の持ち合わせがなく、調達できない者に対して行うものとする。
費 用	炊き出し、その他による食品の給与を支出できる費用は、主食費、副食費及び炊き出し等の燃料費とする。（救助法に基づく）
期 間	炊き出し、その他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。 ただし、住家の被害により被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、3日分の食品等を現物支給するものとする。

3. 要配慮者等に配慮した食料の給与

村は、要配慮者や食物アレルギー等に配慮した食料の給与に努めるものとする。

4. 応援協定の推進

他の市町村及び関連事業者（流通業者等）と、災害時における応援協定の締結を推進し、食料（物資、資機材等を含めた検証）の安定確保を図れるよう努める。

なお、協定締結後の協定内容について、適宜検証を行い見直しを図るものとする。

5. 個人備蓄の推進

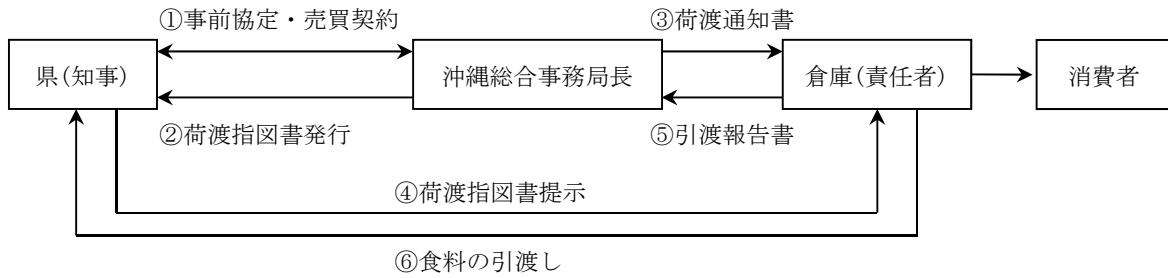
本村では、インスタントやレトルト等の応急食品及び飲料水等を3日分程度、各個人において備蓄準備するよう、住民に広報・推進するものとする。

（3日後は、救助及び援助活動による支援が図られるものと想定する。）

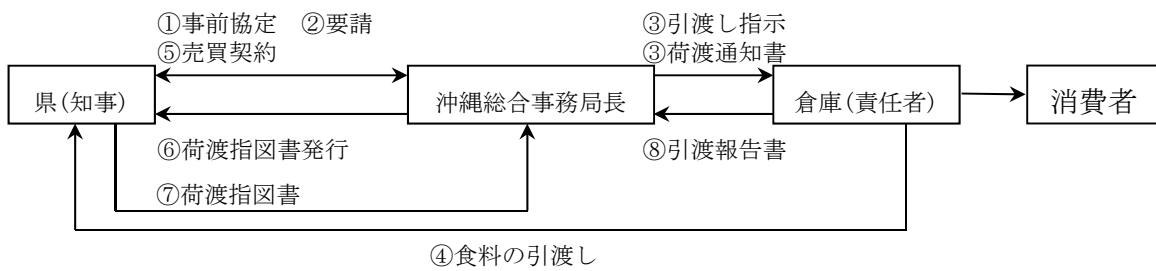
6. 災害救助用米穀（緊急食料）の引渡し系統図

① 県（知事）に対する緊急食料の売却

a. 荷渡指図書を発行・交付して引渡しを行う場合

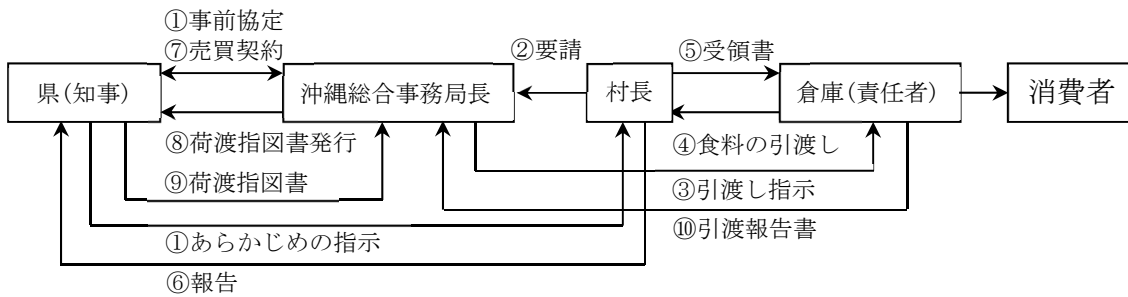


b. 荷渡指図書を発行・交付して引渡しを行う時間的余裕のない場合

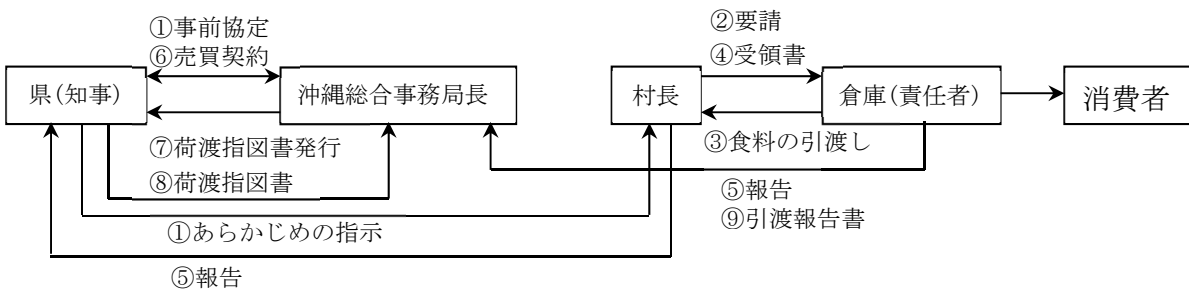


② 村からの緊急食料引渡しの要請

a. 村長から局長に対して緊急の引渡しを要請する場合



b. 村長から倉庫の責任者に対して緊急の引渡しを直接要請する場合
(総合事務局と倉庫との連絡がつかない場合)



第16節 生活必需品供給計画

部署・関係機関

住民福祉班

Ⅰ 基本方針

災害により日常生活に欠くことのできない被服・寝具・その他の生活必需品（以下「生活必需品」という）を喪失または毀損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給与または貸与する必要がある。そのために生活必需品の調達及び供給等について定めるものとする。

Ⅱ 実施責任者

被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の調達、給与及び貸与は村長が行う。

災害救助法が適用された場合は、知事が実施する。ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは村長が実施する。

Ⅲ 実施内容

1. 物資の調達

あらかじめ生活必需品等供給計画を定めておき、被災者のための生活必需品等の確保に努め、必要量が確保できないときは、県、日本赤十字社及び他の市町村に対し応援を要請する。

2. 物資の給与または貸与

衣料、生活必需品その他物資の給与又は貸与は、村において救助物資配分計画表により、被害別及び世帯の構成員数に応じて行うものとする。

また、避難所の避難者のみならず、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

なお、物資は時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、夏季の暑さ対策など被災地の実情を考慮し、さらには、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮した物資を供給する。

区 分	給与・貸与の範囲
対象者	ア) 災害により住家に被害を受けた者 (住家の被害程度は全・半(焼)、流失、床上浸水等で、直ちに日常生活を営むことが困難な者。) イ) 船舶の遭難等により被害を受けた者 ウ) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財道具を喪失したもの エ) 被服、寝具その他生活必需品がないため、日常生活を営むことが困難な者。
品 目	給与又は貸与する衣料・物資は、次に掲げる範囲内において現物をもって行う。 ア) 被服、寝具及び身のまわり品 イ) 炊事用具及び食器 ウ) 日用品及び光熱材料
費 用	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たりの費用を算出する。(災害救助法に基づく)

区分	給与・貸与の範囲
期間	災害発生の日から、10日以内とする。 (ただし、村長が認めた場合期間延長あり)

3. 救援物資の受入れ

(1) 救援物資の受入れ

村は、全国の自治体及び団体等からの救援物資を受け入れる。

村で救援物資の受入れができない場合は、県が村のニーズを把握し、救援物資提供の申出を受け付ける。

(2) 受け入れルールの作成

救援物資を受け入れる場合は、自治体、企業及び団体からの大口の提供のみとするなど、ルールを明確にする。

4. 物資の配給方法

村民生活班は、世帯構成員別に被害状況を把握し、物資の「配分計画」を立てて迅速かつ確実に配給する。

5. 義援物資及び金品の保管及び配分

本村に送付された義援物資及び金品は、事務局班において受入れ、保管し「配分計画」に基づき被災者に支給する。

6. 個人備蓄の推進

本村では、災害直後に最低限必要となる衣類等の生活必需品を、非常持ち出し品として個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。

第17節 医療救護計画

部署・関係機関	住民福祉班
---------	-------

I 基本方針

本村の救急業務は本村管轄の国頭地区行政事務組合消防本部により実施されているが、暴風、大雨、地震、津波、その他の異常な自然現象等の災害により多数の傷病者が発生し、また、医療機関の機能が停止して混乱が生じた場合は、「沖縄県災害医療マニュアル」に基づいて、県、医療関係機関と緊密に連携し、迅速かつ的確な医療救護活動（助産を含む。）を行う。

II 実施責任者

災害時の医療について、医療及び助産、乳幼児の救護等の受診ができなくなった者に対しては、応急的に医療関係機関の協力を得て村長が実施するものとする。

災害救助法が適用された場合、村長は知事の補助を行うものとする。ただし、知事が必要であると認めるときは、村長が行うことができる。

III 実施内容

1. 医療及び助産救護の実施

(1) 医療救護所の設置及び運営等

医療機関及び地区医師会の協力を得て、医療救護所の設置及び運営に努め、必要に応じて地域医療本部に支援を要請する。

(2) 救護班

医療及び助産等の方法は、救護班によるものとする。

村は、県から派遣された医療救護班等に対し、沖縄県医療本部及び地域医療本部からの要請により、輸送及び救護活動等への支援をできる限り行う。

■ 救護班の編成

班名	機関名	構成員	備考
医療・助産救護班	大宜味村 北部地区医師会 村内各医療関係機関	医師 助産師又は看護師 保健師 事務職員	・必要により運転手等助手を配備
県編成医療班	保健所 県立病院 日本赤十字社 国立病院機構 他市町村	医師（班長） 保健師、助産師、看護師 （准看護師を含む） 事務員 運転手	

注）災害状況により救護班の規模の決定及び要請（事前協議の上）を実施する。

(3) 救護班以外の協力

救護班による医療及び助産救護が十分でない場合、また災害規模及び患者の発生状況により、日赤沖縄県支部救護班、沖縄県医師会、その他医療関係機関の協力を得て行うものとする。

また、緊急な出産を要する場合、最寄りの助産師によって行う等の措置を図るものとする。

■ 医療、助産の費用及び期間

区分	費用	実施期間
医療	ア) 救護班による場合 薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費用の実費 イ) 一般の病院又は診療所の場合 社会保険の報酬額以内 ウ) 施術者による場合 協定料の額以内	災害発生の日から14日以内
助産	ア) 救護班による場合 使用した衛生材料等の実費 イ) 助産師による場合 慣行料金の8割以内の額	分べんした日から7日以内

(3) 救護所の設置

設置区分	設置基準
応急救護所	救護所は、本部長の指示によりり災者の収容施設、り災者の通行の多い地点及びその他適当と認める場所に設置するものとする。
臨時救護所	地域被災者の応急救護の拠点として、避難所（学校、公民館等）や避難場所（総合グラウンド等）、病院・診療所等の公共施設に臨時救護所を設置するものとする。

(4) 委託医療機関等による医療

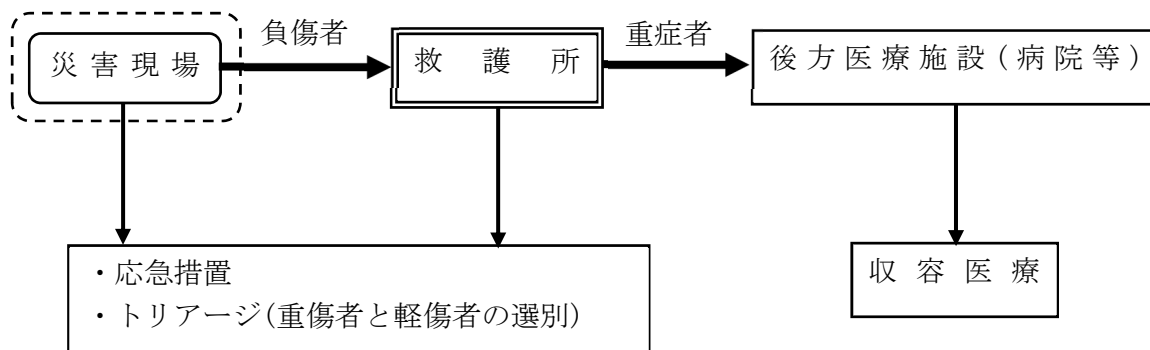
救護班による医療措置ができない者や救護が適当でない者は、委託医療機関（県及び国立の公共病院、助産所、近隣市町村の委託医療機関）において救護を行う。

- ① 救助法適用市町村の区域内の病院・診療所における入院治療施設
- ② 隣接市町村の区域内の病院・診療所における入院治療施設

(5) 船舶の利用

大規模な災害により被災地の医療施設が不足する場合は、県（総括情報班）をとおし、第十一管区海上保安本部、海上自衛隊等に対し、所有船舶の借用を要請する。

(6) 医療救護の流れ



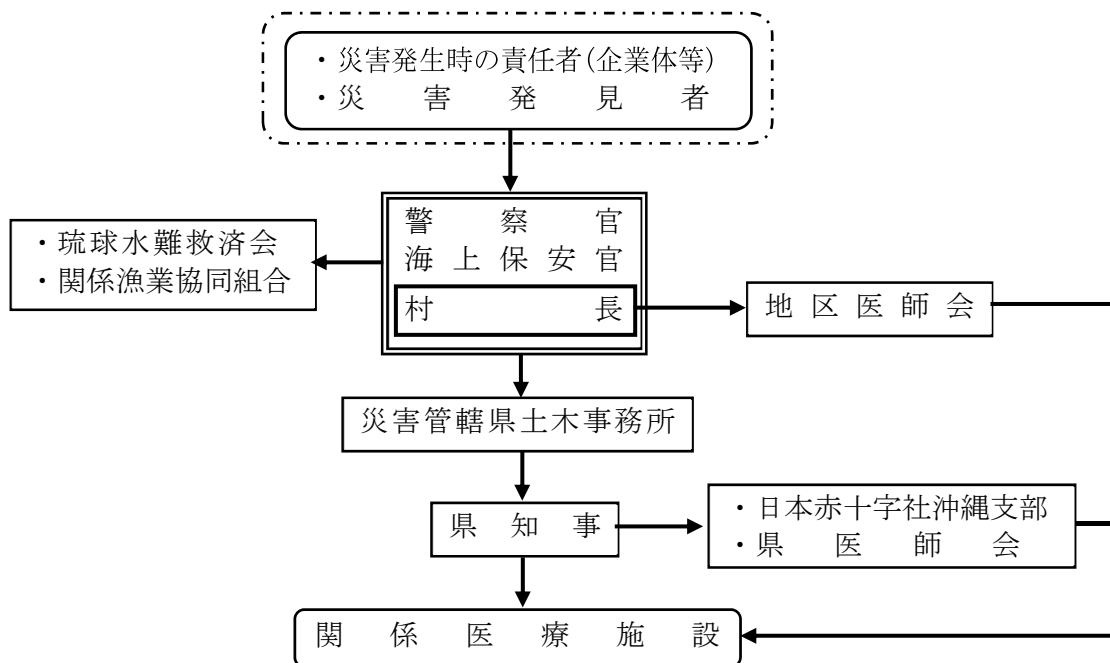
※ 後方医療施設：救護所では困難な重病・重症患者等の処置、治療を行う（常設の公立、救急指定病院）

(7) 救急医療体制の確立

各関係機関及び団体は、相互間の連絡・協力で万全を期することで、災害時の救急医療を迅速かつ的確に実施するものとする。

- ① 現地における応急的医療施設の設置並びに管理
- ② 傷病者の救出、搬送及び災害現場の警戒並びに各機関における搬送の調整
- ③ 日本赤十字地区長、分区長に対する出動要請
- ④ 地区医師会に対する出動要請

■ 災害発生時の通報連絡



2. 医療品等の調達

(1) 医療、助産活動に必要な携行資材の補給方法

救護所における必要な医薬品、衛生材料及び医療器具等は、各編成施設の当該班の手持品、資材を携行し繰替使用するものとするが、携行不能又は不足の場合は北部地区医師会検診センターにおいて補給するものとする。ただし、当該地域において確保が困難なときは、県（薬務疾病対策班）において確保、輸送の要請を行う。

(2) 血液製剤の確保

本村において、災害時の輸血用血液製剤が円滑に供給できるよう、県（薬務疾病対策班）をとおり沖縄赤十字センターへ、必要な輸血用血液製剤の確保・要請を行う。

3. 被災者の健康管理とこころのケア

(1) こころのケア

大規模の災害における被災者に対する「こころのケア」として県及び村は保健所その他に相談窓口を設置し、精神科医、医療ケースワーカー、保健師、児童相談所職員等による救護活動を行う。また、避難所等を巡回し定期的な医療活動を行うなど、巡回救護の対策を図る。

(2) 継続的治療への支援

継続的治療が必要な被災者の状況を把握し、必要に応じて医療機関や県に対応を要請する。

4. 集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策

突発的な災害に当により傷病者が短時間に集団的に発生した場合、迅速かつ的確な救急医療活動が実施できるよう組織的な救急医療体制を確立するとともに、関係機関が相互に協力して救急医療を実施できるよう努める。

(1) 救急医療の対象と範囲

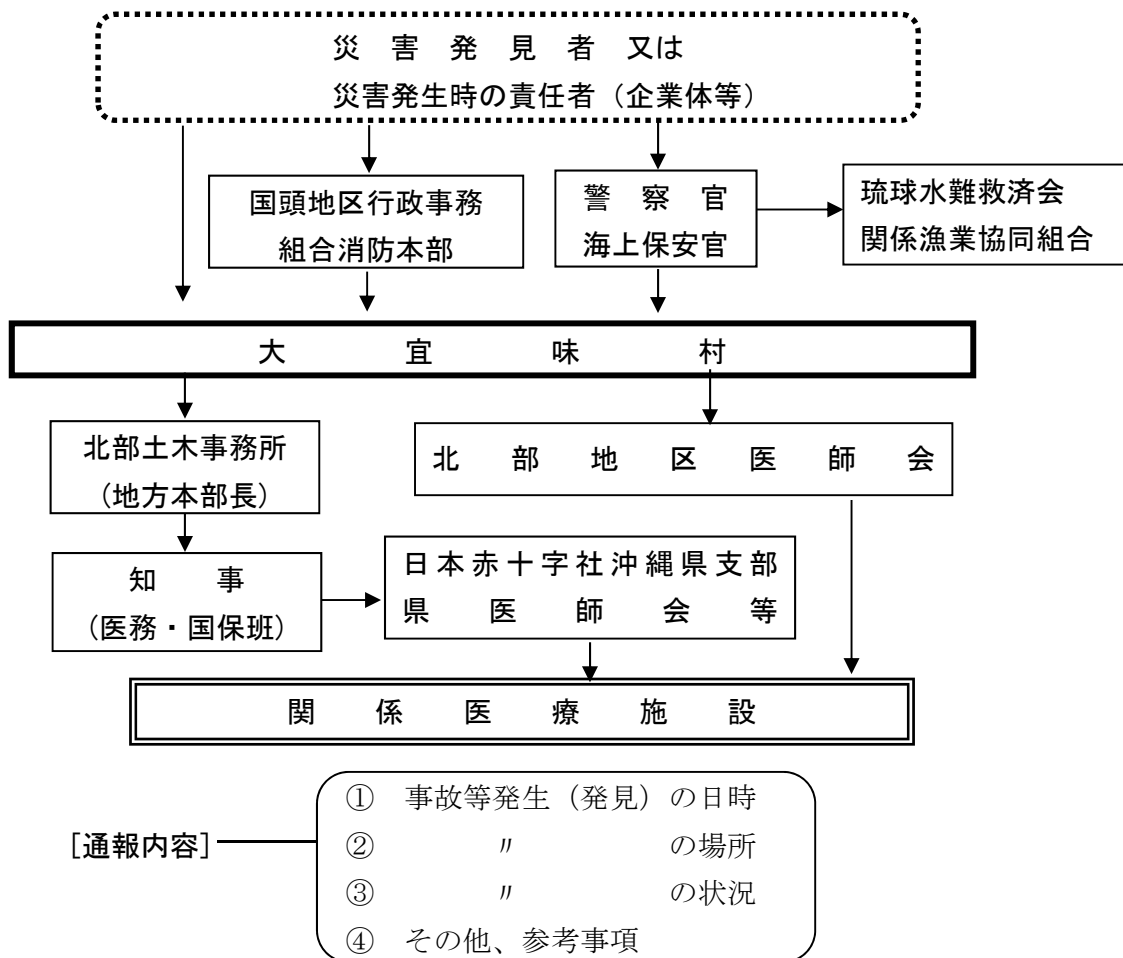
本計画に想定され、災害対策基本法に規定する又はこれに準ずる災害・事故等により、傷病者が50人以上に及ぶ災害とする。ただし、災害発生の場所、医療施設の状況等の実情により本村において対象傷病者数の基準を引き下げもしくは引き上げることができる。

(2) 救急医療体制の確立

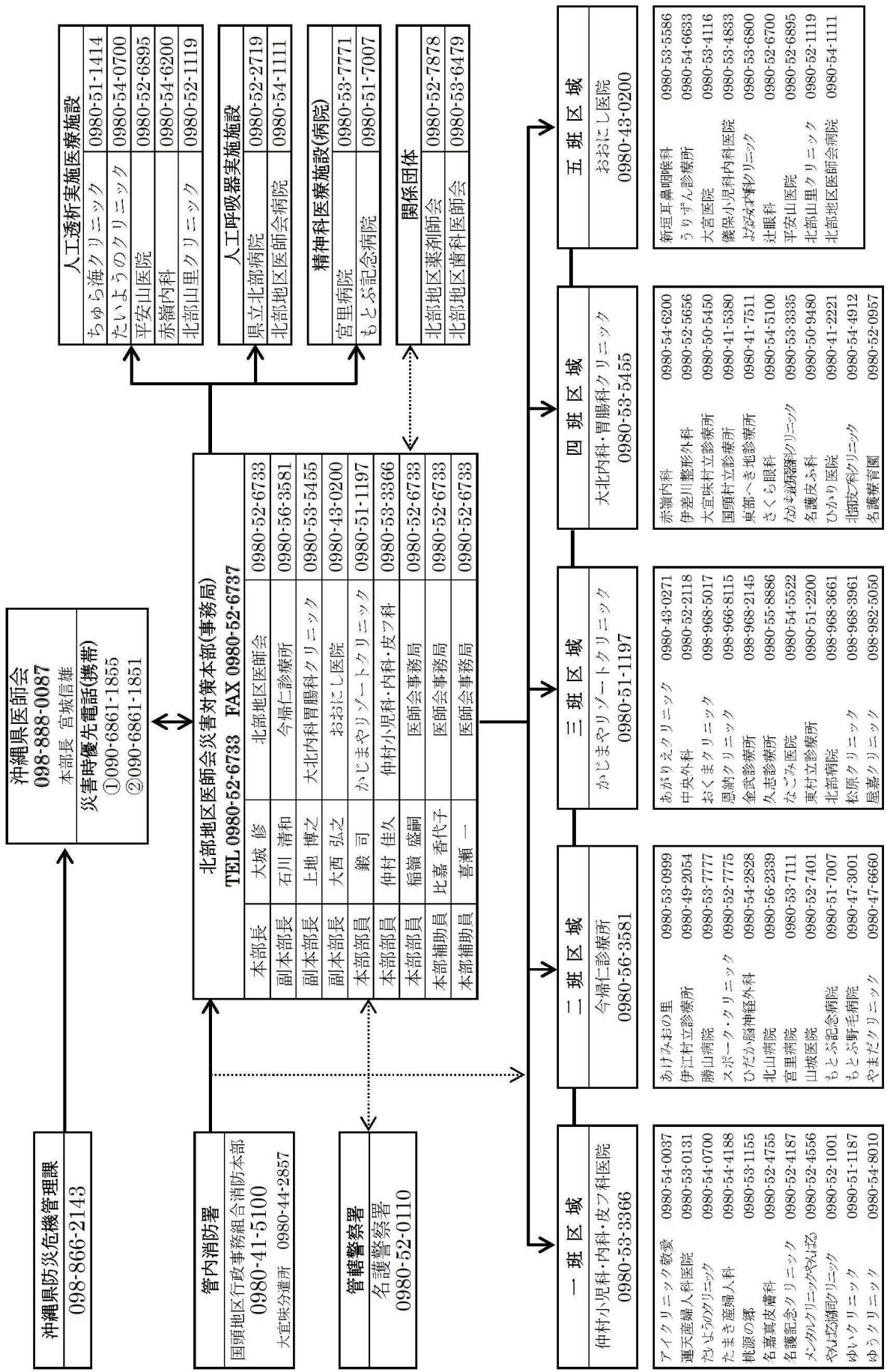
県、村及び医療機関は、広域災害・救急医療情報システム等を整備することにより、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握し、応援の派遣等を行うよう努める。

- ア) 現地における応急的医療施設の設置及び管理
- イ) 傷病者の救出、搬送及び災害現場の警戒並びに各機関における搬送の調整
- ウ) 日赤地区長、分区長に対する出動要請
- エ) 北部地区医師会に対する出動要請

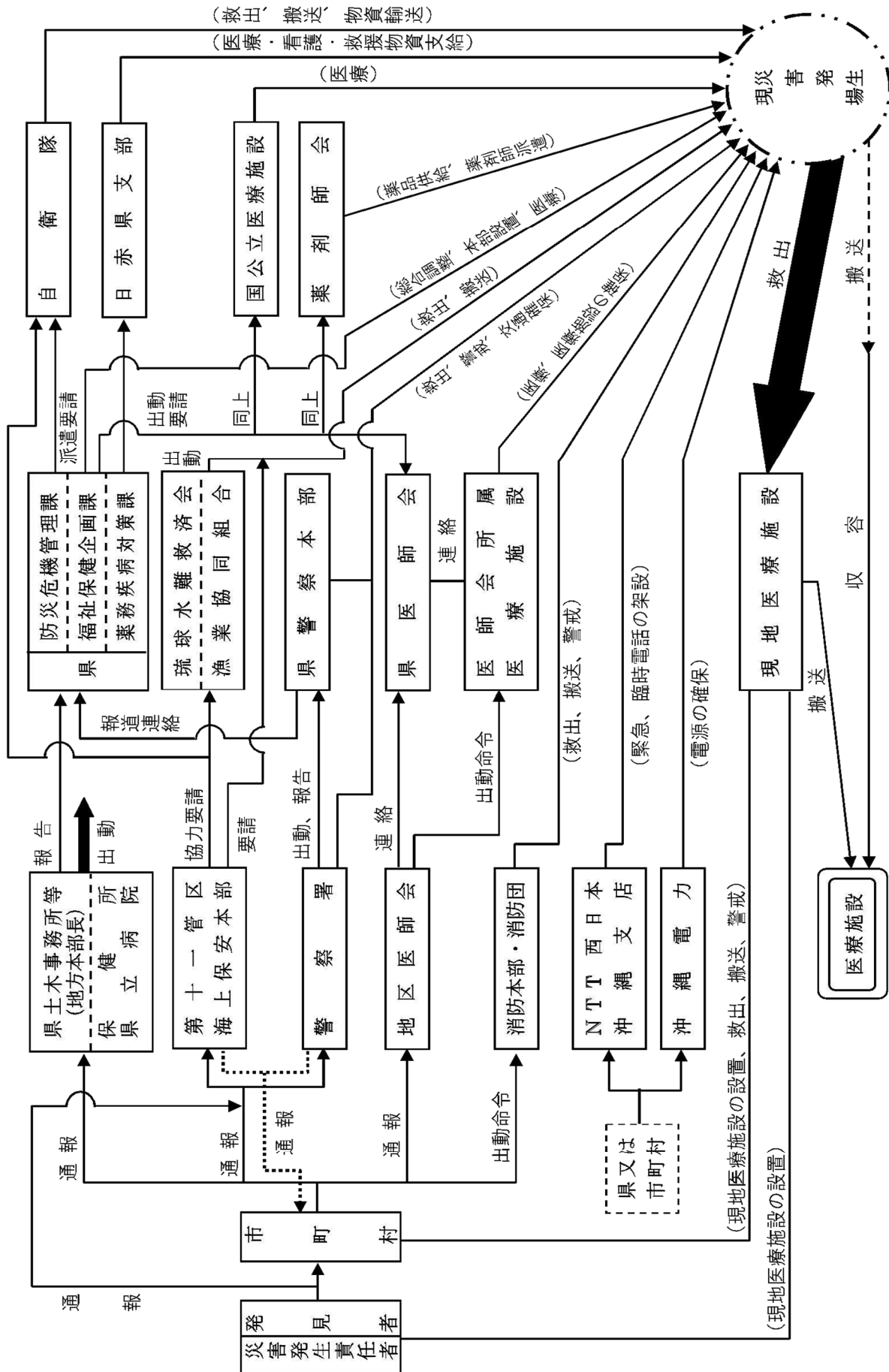
《集団的な傷病者発生の通報連絡系統》



■ 北部地区医師会 災害時通信番号ならびに緊急時連絡網



■ 半瀬川の通報連絡非技術的対策系統図



第18節 感染症対策、し尿処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画

部署・関係機関	住民福祉班
---------	-------

I 基本方針

被災地においては、環境衛生が悪化し感染症等の発生及びまん延が予想されるため、これを防ぐための防疫活動について定めるものとする。

II 実施責任者

災害時における感染症対策は、県（北部福祉保健所等）の指示を受け、村長が必要な措置を行うものとする。

知事（県）は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下本節において「法」という。）に基づき感染症対策に必要な措置を行う。

III 実施内容

1. 感染症対策班の編成

担当（住民福祉班）は、感染症対策班を編成し、災害地域が広域にまたがるときは、その都度即応体制をとるものとする。

■ 感染症対策班編成の実施内容

担当	実施内容
疫学調査係	実施責任機関となる県の疫学調査班に協力し、情報収集とともに地域の衛生に努める。
感染症対策係	保健所等の指導のもと、清潔方法及び消毒方法の施行、鼠族、虫の駆除等、地域感染症対策の実施を図るものとする。

注）配備体制は、災害の状況・規模に応じ人員及び車両の確保を図るものとする。

2. 感染症対策の指示、命令等

村長は、知事が感染症予防上必要と認め、その範囲及び期間等を定めて指示を発しそれを受けた場合、すみやかに指示事項を実施する。

県又は村の行うこれらの措置は、感染の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、最大限行わなければならない。

〈知事の指示事項〉

- ① 消毒に関する指示（法第27条第2項及び法第29条第2項の規定）
- ② ねずみ族及び虫等の駆除に関する指示（法第28条第2項の規定）
- ③ 生活の用に供する水の供給に関する指示（法31条第2項の規定）
- ④ 臨時予防接種に関する指示（予防接種法第6条第1項の規定）

3. 感染症対策の実施

実施事項	実施内容
清潔方法	感染症の患者が発生し、又は感染症がまん延するおそれがある場合において、感染症予防のため必要があると認めるときは、当該土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は管理者）に対し、清潔を保つよう指導するものとする。また、本村が管理する道路、溝渠、公園等の場所の清潔を保つよう努める。なお、津波被害においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じうることから、防疫活動に万全を期するよう十分に留意する。
消毒方法	法施行規則第14条に定めるところにより行うものとする。
ねずみ族及び昆虫等の駆除	法施行令第15条によるものとする。
生活の用に供される水の供給	知事（北部福祉保健所）の指示に基づき、すみやかに生活の用に供される水の供給措置を開始するものとする。
臨時予防接種	知事（北部福祉保健所）の指示に基づく臨時予防接種は、対象者の範囲及びその時期又は期間を指定して実施するものとする。実施にあたっては、特別の事情のない限り通常災害の落ち着いた時期を見計らって定期予防接種の繰り上げの実施等を考慮する。ただし、集団避難所で患者もしくは保菌者が発見され、まん延のおそれがある場合には緊急に実施するものとする。
避難所の感染症対策措置	避難所を開設したときは、県の指導のもと避難所における感染症対策の徹底を期さなければならない。このため避難所内における衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て感染症対策に万全を期するものとする。 〈感染症対策指導の重点事項〉 ア) 疫学調査 イ) 清潔の保持及び消毒の実施 ウ) 集団給食 エ) 飲料水の管理 オ) 健康診断

4. 感染症対策薬剤の調達

感染症対策薬剤は、担当（住民福祉班）において緊急に調達するものとするが、それが不可能な場合は、県（北部福祉保健所等）に調達斡旋の要請を行うものとする。

5. 食品衛生監視活動

本村の被災状況から、県が災害時に食品衛生の監視が必要と認めたとき、県の食品衛生監視班指導のもと食品衛生監視活動を実施するものとする。

6. し尿の処理

村は、被災地域におけるし尿の収集・処理の計画及び実施について、清掃班を組織し、対応するものとする。ただし、被害が甚大なため当該市町村において実施できない有害化学物質等が漏出した場合等は、他市町村又は県の応援を求めて実施するものとする。

処理方法	実施内容
収集方法	所要の計画に基づいて清掃班によりし尿の収集を実施し、し尿の収集運搬戸数は1.8キロリットルバキューム車で1回約20世帯とする。

処理方法	実施内容
	なお、収集されたし尿はあらかじめ指定する場所に運搬し処理するものとする。
処理方法	し尿の処理は、「名護市衛生センター」で行う。
し尿処理	避難者の生活に支障が生じることがないように、避難所への仮設便所の設置をできる限り早期に完了する。 また、仮設便所の管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行うとともに、し尿の収集・処理を適切に行う。
清掃用薬剤の調達	清掃用薬剤の調達の必要が生じたときは、適切に調達を実施するものとする

7. 保健衛生

被災者の健康管理について、次の実施を図るものとする。

実施事項	実施内容
良好な衛生状態の保持	被災地、特に避難場所においては、生活環境の激変にともない被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所等を設ける。
要配慮者への配慮	高齢者、障害者等要配慮者の心身双方の健康状態には特別の配慮を行い、必要に応じて福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車いす等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得ながら計画的に実施する。
保健師等による健康管理	保健師等による巡回健康相談等を実施し、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導）を行う。

8. 犬等及び危険動物の保護・收容計画

(1) 動物保護・收容の実施事項

実施区分	責任者	実施内容
犬及び負傷動物対策	県（北部福祉保健所等）・村	災害時に必要に応じ、犬等收容班を組織し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、「大宜味村飼い犬条例」や「大宜味村ネコの愛護及び管理に関する条例」等に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、猫、小鳥等の愛玩動物）の保護及び收容を行う。 また、県は、收容・保管に際し、村及び民間団体へ場所又は施設の提供と適正な管理の協力を求めるものとする。
特定動物（危険動物）対策	県（北部福祉保健所等）・村、関係及び協力機関	沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に規定する危険動物が逸走した場合には、特定動物対策班を設置し関係機関との情報収集及び連絡調整を行うとともに、飼養者に対して、人の生命、身体等に対する危害を防止するために必要な措置をとるよう命ずるものとする。 所有者不明の場合、県の活動とともに本村における警察及び民間団体に対し危険動物の捕獲、收容その他必要な措置について、協力を求めるものとする。

(2) 保護・収容動物の公示

県は、保護収容された動物について、台帳を作成・公示するものとする。

(3) 動物の処分

■ 動物処分の実施事項

区 分	実施者	実 施 内 容
所有者不明犬等	県	狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律に基づき処分するものとし、収容期間等は災害時の状況に応じて検討するものとする。
危険動物		人命・身体等の安全を確保するために必要と認めるときは、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、当該危険動物を殺処分する。実施にあたり、警察、民間団体に対する必要な協力を求める。

9. ペットへの対応

災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想される。そのため、県及び村は、避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。

村は、避難所でのペットの状況を把握するとともに、避難場所敷地内にペット専用スペースを確保し、避難者の生活場所と区分するほか、飼育ルールを定めるとともに、飼養について飼い主の自己管理を促すよう努める。

県、獣医師会及び動物関係団体は、相互に連携して、動物救援本部を設置し、負傷動物保護・治療、飼養困難な動物の一時保管、所有者不明動物の情報提供等を行う。また、県はペットフードや飼育用の資機材を確保する。

第19節 行方不明者の搜索、遺体処理及び埋葬計画

部署・関係機関	建設環境班、警察署、第十一管区海上保安本部、各関係機関
---------	-----------------------------

I 基本方針

災害により行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者）の搜索を行い、遺体の収容、処理及び埋葬を円滑に実施するものとする。

II 実施責任者

災害時における行方不明者の検索及び遺体の処理及び埋葬等の措置は、村長が行うものとする。担当は、以下の表のとおりである。

措置別	実施・協力機関等
行方不明者の搜索	災害対策本部（担当）、警察署、第十一管区海上保安本部、消防本部
遺体の収容、処理及び埋葬等	災害対策本部（担当）、学校（仮設等）、その他（住民、事業所等）

※救助法が適用されたとき、村長は知事の補助を行うものとする。ただし、知事が迅速に行うため必要と認めるときは、村長が行うこととすることができる。

III 実施内容

1. 行方不明者の搜索

村は、関係機関の協力により搜索班を編成し、警察、第十一管区海上保安本部及び自衛隊の協力得て、行方不明者の搜索を実施するものとする。

実施事項	実施内容
搜索隊の設置	行方不明者の搜索を迅速かつ的確に行うため、必要に応じて消防本部に搜索隊を設置し、行方不明者数及び搜索範囲等の状況を考慮し、消防吏員を中心に各班員をもって編成する。
搜索の方法	搜索にあたっては、災害の規模や地域、その他の状況を勘案し、関係機関と事前に打ち合わせを行う。

2. 行方不明者の発見後の収容及び処理

(1) 遺体の収容・安置

実施事項	実施内容
負傷者の収容	搜索隊が負傷者及び病人等、救護を要するものを発見したとき、または警察及び第十一管区海上保安本部ら救護を要する者の引き渡しを受けたときは、速やかに医療機関に収容する。
遺体の収容	発見した遺体は速やかに医師の検案を受け、海上保安官及び警察官による遺体検分調書を作成後、遺体の引き渡しを受けたときは、直ちに適切な施設に搬送・収容するものとする。
医療機関との連携	搜索に関しては、負傷者の救護及び遺体の検案等が円滑に行われるように、災害対策本部（担当）及び医療機関等との連絡を予めとっておくものとする。

(2) 遺体の調査、身元確認

- ① 発見された遺体については、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律等の関係法令に基づき、警察官又は海上保安官が遺体の調査等を行う。
- ② 遺体の調査、身元確認等を、医師及び歯科医師等の協力を得て行う。
- ③ 警察官又は海上保安官は、身元が明らかになった遺体を遺族に引き渡す。また、受取人がいない遺体又は身元不明の遺体は、死亡報告書に本籍等不明死体調査書を添付して、死亡地を管轄する村へ引き渡す。

(3) 遺体の処理

- ① 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理
遺体の識別のため処置として行うものとする。
- ② 遺体の一時保存
遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬ができない場合等において、遺体を特定の場所（寺院等の施設の利用又は寺院、学校等の施設に仮設）に集めて、埋葬の処理をとるまで保存する。
- ③ 検案
遺体について死因、その他について医学的検査をする。
- ④ 遺体の処理は埋葬の実施と一致することを原則とする。

4. 遺体の埋葬

埋葬又は火葬は村長が実施する。納骨は遺族が行うが遺族のない者については、村が実施する。

5. 広域火葬

村で火葬が困難な場合は、県に広域火葬を要請する。

県は、火葬が可能な施設を把握し、火葬の受け入れ、火葬場までの遺体の搬送を調整する。

第20節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画

部署・関係機関

建設環境班、第十一管区海上保安本部

I 基本方針

災害のため居住またはその周辺に運ばれた土石及び竹木等の障害物が、日常生活に著しい支障を及ぼしている場合に、これを除去するための方法について定めるものとする。

II 実施責任者

災害時における障害物の除去は、救助法が適用された場合は県が実施する。ただし、県は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、村長が行うこととすることができる。

また、救助法が適用されない場合で、村長が必要と認めたときは、本村が実施する。

III 実施内容

1. 障害物の除去

実施者は、自らの応急対策機器材を用い、又は状況に応じて建設業者等の協力を得て障害物の除去を行うものとする。

(1) 住居又はその周辺に運ばれた障害物

本村は、住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に著しい障害を及ぼすものの除去を、救助法に基づき実施する。

① 対象者

- (ア) 当面の日常生活が営み得ない状態にある者であること
- (イ) 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者であること
- (ウ) 自らの資力をもってしては、障害の除去ができない者であること

② 除去の方法

村は、人夫あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施する。ただし、日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限る。

(2) 倒壊住宅

倒壊した住宅の解体は、被災者生活再建支援法に基づき被災世帯に支給された支援金により被災者が実施する。村は、解体後の処分場所までの運搬及び処理を行う。

(3) 道路関係障害物

道路管理者は、自動車・遺体等の特殊なものを除き、道路上の障害物を除去する。特に、交通路の確保のため緊急輸送道路を優先的に行う。

(4) 河川・港湾関係障害物

河川管理者及び港湾管理者は、それぞれが管理する区域の障害物を除去する。

第十一管区海上保安本部は、海難船舶又は漂流物・沈没物等により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、所有者に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じることを命じ、又は勧告する。

2. 災害廃棄物の処理

(1) 災害廃棄物処理体制の確保

災害発生時に排出する多量の一般廃棄物を速やかに、かつ、円滑に処理する体制を確保するため、国が策定した「災害廃棄物対策指針（平成30年3月）」及び「沖縄県災害廃棄物処理計画（平成29年3月）」に基づき、処理体制を速やかに確保する。

村は、廃棄物処理が困難な場合広域処理体制を県に要請する。

(2) 仮置場、最終処分地の確保

村内でがれきの仮置場、最終処分地の確保を行うことを原則とするが、それが困難な場合、県内の他市町村での仮置場及び最終処分地の確保について、県及び環境省の支援を受けて確保する。

(3) リサイクルの徹底

がれき処理に当たっては、適切な分別を行うことによって可能な限りリサイクルに努めることとする。

(4) 環境汚染の未然防止、住民・作業者の健康管理

障害物の除去に当たっては、有毒物質の漏洩やアスベストの飛散防止及び住民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮するものとする。

第21節 住宅応急対策計画

部署・関係機関	建設環境対策班
---------	---------

I 基本方針

災害により住宅を失い、または破損したため居住することができなくなり、自力で住宅を確保することができない者に対し、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急処理、その他を実施する。

II 実施責任者

村は、被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理を実施する。災害救助法が適用されたときは知事が行うが、災害救助法が適用されない場合にあっても、村長が設置の必要を認めるときは、村長が実施する。

III 実施内容

1. 応急仮設住宅の設置等

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の設置は以下のとおりとする。

区 分	設 置 内 容
対 象 者	住家が全壊（焼）、又は流失し、居住する住家のない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者。
設 置 戸 数	住家が全壊（焼）、又は流失した世帯の3割以内とする。ただし、これにより難い特別の事情がある場合は、厚生労働大臣に協議し、その承認を得て和の引き上げをすることができる。
設 置 場 所	原則として村有地とするが、やむを得ない場合に限り私有地を借用して設置する。
規 模 及 び 費 用	1戸当たり規模：29.7㎡（9坪） 構 造：1戸建て、長屋建て又はアパート式のいずれか 設 置 費 用：整地費、建築費、附帯工事費、人夫費、輸送費及び建築事務所費等の一切の経費を含めた額
着 工 及 び 供 与 期 間	応急仮設住宅の設置は、災害発生の日から20日以内に着工する。また、応急仮設住宅として被災者に供与できる期間は完成の費から建築基準法第85条第3項による期限内（最高2年以内）とする。
要 配 慮 者 に 配 慮 し た 仮 設 住 宅	高齢者等要配慮者であって日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護仮設等・業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を、仮設住宅として設置できる。
入 居 者 の 選 定	高齢者や障害者等の災害弱者の入居を優先する。
賃 貸 住 宅 借 り 上 げ に よ る 収 容	応急仮設住宅の設置に代えて賃貸住宅の居室の借り上げを実施し、これらに収容することができる。

区 分	設 置 内 容
運 営 管 理	<p>応急仮設住宅は、入居者の状況に応じての適切な運営管理を行う。</p> <p>この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。</p> <p>また、必要に応じて応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。</p>

2. 住宅の応急処理

災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理は以下のとおりとする。

区 分	実 施 内 容
対象者	<p>災害のため住家が半壊（焼）し、そのまま当面の日常生活を営むことができず、かつ、自己の資力では住家の応急修理をすることができない者に対して行う。</p>
修理の方法	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の応急修理は知事（権限を委任した場合は村長）が直接又は建築事業者等に請負わせる等の方法で行うものとする。 応急修理は居室、炊事場及び便所等のような生活上欠くことのできない最少限度必要な部分のみを対象とする。
戸 数	住家が半壊（焼）した世帯数の3割以内とする。（沖縄県の規程に準ずる。）
期 間	住宅の応急修理は、災害発生の日から1ヶ月以内に完了させる。

3. 公営・民間住宅の確保

住 宅 別	実 施 内 容
公営住宅の確保	<p>村は、村営住宅の応急仮設住宅としての利用・確保に努める。村営住宅の利用は、災害発生の日から3年間（公営住宅法第24条）に限る。また、一時入居住宅として、正規の入居資格要件の有無を問わない。</p>
民間住宅の確保	<p>民間の空き家等の賃貸住宅を借り上げ、仮設住宅としての利用確保に努める。</p>

4. 住宅の被災調査

村は、り災証明発行のために、住家の被災状況の調査を行い、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、全壊、大規模半壊、半壊及び一部破損の区分で判定を行う。

5. 建物の解体、撤去

村は被災した建物について応急危険度を判定し、「危険」と判断された建物等を優先して建物の解体、撤去の措置を促す。また、自力で撤去できないものについては、村長が必要と認めた場合において実施する。

6. 被災者台帳の作成

村は、必要に応じて、個々の被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成、活用し、被災状況に応じて被災者が受けられる援護措置が漏

れなく、効率的に実施されるよう努める。

県は、災害救助法に基づく被災者の救助を行った者について、被災者台帳を作成する村から情報提供の求めがあったときは、被災者台帳に関連する情報であって自らが保有するものを提供する。

＜被災者台帳の内容＞

- ①氏名
- ②生年月日
- ③性別
- ④住所又は居所
- ⑤住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- ⑥援護の実施の状況
- ⑦要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事項
- ⑧上記に掲げられるもののほか、内閣府令で定める事項

第22節 二次災害の防止計画

部署・関係機関

建設環境対策班

I 基本方針

災害による二次災害を防ぐため、建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定の派遣及び技術支援の要請で円滑に実施するものとする。

II 実施責任者

建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定は、村が実施する。県は、村に応急危険度判定士の派遣及び技術的な支援を行う。

III 実施内容**1. 被災建築物の応急危険度判定**

村は、建築物の余震等による倒壊や部材の落下等の二次災害を防止し、使用者等の安全を確保するため、応急危険度判定を実施する。危険度判定は、「応急危険度判定実施要綱」及び「実施マニュアル」により実施する。

県は村の要請に基づき応急危険度判定士の派遣及び資機材の提供等の支援を行う。

村は判定実施本部を設置し、県及び関係団体の支援を受けて建築物の応急危険度判定を実施し、判定結果を各建築物に表示する。

2. 応急危険度判定のための村の措置

村は、応急危険度判定を円滑に実施するため、次の措置を行う。

- ① 応急危険度判定を優先して行う必要のある建築物、宅地等の選定
- ② 地図の提供
- ③ その他、応急危険度判定に必要な資機材の提供

3. 降雨等による水害・土砂災害の防止

村は、災害の発生に備え避難対策を実施する。

4. 高潮、波浪等の対策

必要に応じて応急工事及び県と連携した警戒避難体制等の応急対策を行う。

村は、災害の発生に備え避難対策を実施する。

第23節 教育対策計画

部署・関係機関	学校・教育班
---------	--------

I 基本方針

災害が発生し又はそのおそれがある場合の教育現場における迅速かつ適切な対応、また文教施設及び児童生徒の被災により教育を行うことができない場合の応急教育の確保について定めるものとする。

II 実施責任者

災害時の教育に関する応急対策の実施者は、以下のとおりとする。

実施責任者	実施内容
村 長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 村立小中学校、その他の文教施設の災害復旧 ・ 救助法による教科書、教材及び学用品支給について知事の補助機関として行う
村教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 村立小中学校児童生徒に対する応急教育 なお、救助法が適用されたとき、又は実施が困難な場合、県知事又は教育委員会が関係機関の協力を求めて適切な措置をとる
県 知 事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救助法の適用事項
県教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立学校、その他の文教施設の災害応急復旧 ・ 県立学校の生徒に対する応急教育
学校設置者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校等の文教施設の災害応急復旧及び児童生徒の応急教育

III 実施内容

1. 応急教育対策

(1) 小中学校

① 学校施設の確保

被害規模	利用施設等の対応策
校舎の一部が使用不能	特別教室、屋内体育館等の施設を利用する。 不足時には、二部授業等の方法を図る。
校舎の全部又は大部分	公民館等の公共的施設、又は隣接学校の校舎等を利用。
特定の地区が全体的な被害	避難先の最寄りの学校、又は被害をまぬがれた公民館等の公共的施設等を利用。利用すべき校舎がない場合、応急仮校舎の建設を実施。
本村域内に適当な施設がない場合	村教育委員会は、県教育事務所を通じ県教育委員会に対し、施設斡旋を要請する。

② 教育職員の確保

県教育委員会が、県教育事務所及び村教育委員会との密接な連携を図り、教職員の確保に努め、応急教育実施の支障をきたさないよう適切な教育を行い、教育上の混乱をまねかないよう教育職員の確保に努める。

③ 教科書、教材及び学用品の支給方法

実施区分	実施内容
被害状況の調査報告 (被災児童生徒・教科書等)	村長は、被災した児童生徒、災害によって滅失した教科書及び教材の状況を県教育委員会に報告する。
支 給 (斡旋された現品等)	<p>ア) 救助法適用世帯の児童生徒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与の対象となる児童生徒の数は、被災者名簿について当該学校における在籍の確認を行い、被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握する。 ・ 教科書は、学年別、発行所別に調査集計し、調達配分する。 ・ 文房具、通学用品は、前期給与対象人員に基づいた学用品購入(配分)計画表により購入配分する。 <p>イ) 救助法適用世帯以外の児童生徒の支給について、村又は本人の負担とする。</p>

④ 被災児童生徒の転校、編入

被災児童生徒の転校、編入については、教育長が定める。

(2) 県立学校

授業実施のための校舎等の施設は、小中学校における応急教育に準じ、教育職の確保においては県教育委員会に派遣要請するものとする。また、施設利用等の要請手続きにおいては、県教育委員会の指示等により対応するものとする。

3. 学校給食対策

村教育委員会及び各学校長は、応急給食について、県教育委員会、県学校給食会、保健所と協議の上実施するものとする。

4. 社会教育施設等の対策

社会教育施設等の施設は災害応急対策のために利用される場合が多いことから、管理者は被害状況の把握に努めるとともに、被災した施設等の応急修理等を速やかに実施するものとする。

(1) 公民館等の施設

公民館等の施設は、本村の災害応急対策のために利用されることから、管理者は被害状況の把握に努めるとともに、被災した施設・設備等の応急修理等をすみやかに実施する。

(2) 文化財対策

村指定文化財の所有者等は、文化財に被害が発生した場合に、被害状況を速やかに調査し、その結果を村教育委員会に報告する。国・県指定の文化財は、県教育委員会に報告する。

個々の被災文化財について、村及び所有者は県教育委員会の指示・指導のもと、文化財としての価値を維持するよう努めるものとする。

5. り災児童・生徒の保健管理

り災児童・生徒の心の相談を行うため、カウンセリング体制の確立を図る。

第24節 危険物等災害応急対策計画

部署・関係機関	支援班（消防団等）、警察署、各事業所
---------	--------------------

I 基本方針

危険物による災害については、関係機関相互の密接な連携のもとに、災害の種類、規模、態様に応じた迅速かつ的確な災害応急対策を実施するものとする。

1. 石油類

責任者	措置内容
危険物施設の責任者	消防法で定める危険物の貯蔵所等の施設が危険な状態となった場合は、施設の責任者は、以下の応急措置を行うとともに、消防機関等関係機関に通報する。 ア) 危険物施設の実態に応じ、危険物の流出または出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検及び出火等の防止措置をとる。 イ) タンク破損等による漏洩した危険物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。 ウ) 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。
村の措置	村は、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示及び広報活動等を実施する。
警察の措置	警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。

2. 高圧ガス類

責任者	措置内容
高圧ガス保管施設責任者	高圧ガス保管施設責任者は、高圧ガス保管施設が危険な状態となった場合は、以下の応急措置をとるとともに、消防機関等関係機関に通報する。 ア) 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。 イ) 高圧ガス保管施設が危険な状態になったときは、直ちに製造または消費等の作業を中止し、施設内のガスを安全な場所に移し、または大気中に安全に放出し、この作業のために必要な作業員以外のものを退避させる。 ウ) 充てん容器等を安全な場所に移す。
村の措置	村は、保管施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止広報及び避難の指示等を実施する。
県の保安措置	ア) 高圧ガス保管施設全部または一部の使用の停止を命ずる。 イ) 高圧ガスの製造、引き渡し、貯蔵、移動、消費または廃棄を一時禁止し、または制限する。 ウ) 高圧ガスまたはこれを充てんした容器の廃棄または所在場所の変更を命ずる。
警察の措置	警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。

3. 毒物劇薬

責任者	措置内容
毒物劇薬保管施設責任者	<p>毒物保管施設等が災害により被害を受け、毒物劇薬が飛散し、漏れ、流出し、染み出し、又は地下に浸透して保健衛生上の危害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、以下の応急措置をとるとともに、保健所、消防機関、警察等の関係機関に通報するものとする。</p> <p>ア) タンク破壊等による漏洩した毒物・劇薬が流出、飛散しないよう防止措置をとる。</p> <p>イ) 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。</p>
村の措置	<p>村は、施設の責任者と密接な連絡を図り、施設の延焼防止のための消防活動、負傷者等の救出、汚染区域の拡大防止措置、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等を実施するものとする。</p>
県の措置	<p>県は、施設等の責任者に対し、危害防止のための応急措置を講ずるよう指示するほか、毒性、劇性の危険区域を指定して警察、消防等関係機関と協力し、交通遮断、緊急避難、除毒方法の実施、広報活動等を実施するものとする。</p>
警察の措置	<p>県警察は、施設の責任者その他関係機関と連携して負傷者の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行うものとする。</p>

第25節 治安警備計画

部署・関係機関	総務班、警察署
---------	---------

I 基本方針

災害の拡大を防止するために住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急的対策を実施して、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害地における社会秩序の維持にあたるものとする。

II 実施内容

1. 災害地における警察の任務

警察は、災害が発生しまたは発生するおそれがある場合において、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急的対策を実施して、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、本村における社会秩序の維持にあたるものとする。

2. 災害時における警備体制

災害が発生しまたは発生するおそれがある場合には、次により災害警備活動を行うものとする。

(1) 警察

本村において、警察が行う公安警備活動は「沖縄県地域防災計画」、「沖縄県警察災害警備実施要綱」、「名護警察署災害警備計画」による。

(2) 村長

村長の措置	措置内容
災害応急措置	村長は、災害応急対策に関する措置をとるときは、警察署長に連絡をし、両者が緊密に協力する。
協力要請	村長が警察官の協力を求める場合は、原則として警察署長に対して行う。
出動要請	村長が警察官の出動を求める場合は、警察署長を経て災害応急対策責任者である警察本部長に要請する。

第26節 民間団体等協力計画

部署・関係機関	住民福祉班、学校・教育班
---------	--------------

I 基本方針

災害の規模が大きく地域社会の災害応急対策の円滑迅速な処理を行うため、民間団体の協力を図る。

II 実施責任者

民間団体への活用要請は、村長が行う。

なお、大規模な被害、もしくは広範囲にわたる災害の発生等により、本村において処理できない場合、被災をまぬがれた隣接市町村又は知事（総括情報班）、県教育委員会に協力を要請して行うものとする。

III 実施内容

1. 協力要請対象団体

- ①各自治会
- ②婦人団体
- ③青年団体
- ④民間企業
- ⑤その他各種団体

2. 協力要請

区 分	実 施 内 容
要 請 の 方 法	協力を要する作業に適する団体の長に対し、次の事項を明示して協力要請を行うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 協力を必要とする理由 ② 作業の内容 ③ 期間 ④ 従事場所 ⑤ 所要人数 ⑥ その他必要な事項
協 力 を 要 す る 作 業 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害現場における応急措置と患者等の搬出、危険箇所の発見及び連絡等の奉仕 ② 救護所の設置に必要な準備、救護所における患者等の世話等の奉仕 ③ 被災者に対する炊き出し、給水の奉仕 ④ 警察官等の指示に基づく被災者の誘導 ⑤ 関係機関の行う被害調査、警報連絡の奉仕 ⑥ その他危険の伴わない災害応急処置の応援

第27節 ボランティア受入計画

部署・関係機関

住民福祉班、学校・教育班、村社会福祉協議会

I 基本方針

大規模災害の発生時には、村の防災関係職員だけでは十分な応急対策活動が実現できない事態が予想される。本計画は、このような緊急の際に関係諸団体との連携のもとボランティア団体の協力を得て、応急対策の迅速かつ的確な実施を図るためのものである。

II 実施責任者

村は、大宜味村社会福祉協議会、県、日本赤十字社、その他関係機関との連携を図りながら、ボランティア活動が円滑に実施できるように受入体制を整備するものとする。

III 実施内容

1. ボランティアの募集及びニーズの把握

村災害ボランティアセンターは、ボランティア受付の総合窓口を設置するとともに、被災地におけるボランティアニーズを把握し、ボランティア募集に係る広報に努める。

2. ボランティア受入体制の整備

村災害ボランティアセンターは、沖縄県災害ボランティアセンター、村、社会福祉協議会、日本赤十字社及び地域ボランティア団体等と連携し、ボランティアの円滑な活動が図られえるよう受入体制を整備する。さらに、受入れに際しては、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に生かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティア活動の円滑な実施が図れるよう支援に努めるものとする。

ボランティアの受入れ事務（受付、活動調整、現地誘導等）には、地域のボランティアや住民組織からの人員の派遣等により実施する。

3. ボランティア活動内容

ボランティアの活用に際しては、ボランティア活動の内容に即し、協力を求めるものとする。

■ ボランティアの活動内容

種 別	活 動 内 容
専 門 ボ ラ ン テ ィ ア	ア) 医療救護（医師、看護師、助産師等） イ) 無線による情報の収集、伝達（アマチュア無線通信技術者） ウ) 外国人との会話（通訳及び外国人との会話能力を有するもの） エ) 住宅の応急危険度判定（建築士等） オ) その他、災害救助活動において専門技能を要する業務

種 別	活 動 内 容
一 般 ボ ラ ン テ ィ ア	ア) 炊き出し イ) 清掃 ウ) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分 エ) 被災地外からの応援者に対する地理案内 オ) 軽易な事務補助 カ) 危険を伴わない軽易な作業 キ) 避難所における各種支援活動 ク) その他災害救助活動において専門技能を要しない軽易な業務 ケ) 災害ボランティアセンターの運営に関する支援 キ) その他必要なボランティア活動

4. ボランティアの活動支援

(1) ボランティア活動場所の提供

区 分	活動拠点の場所	役 割
本 部	・大宜味村役場 (使用不可能な場合他の公共施設)	ア) ボランティアの活動方針の検討 イ) 全体の活動状況の把握 ウ) ボランティアニーズの全体的把握 エ) ボランティアコーディネーターの派遣調整 オ) 各組織間の調整 (特に行政との連絡調整) カ) ボランティア活動支援金の募集、分配 キ) 村災害ボランティアセンターの立ち上げ及び継続的活動支援
地区活動	・大保ダム地域防災センター ・各学校施設 ・公民館 ・道の駅 ・社会福祉施設 ・その他公共施設	ア) 避難所等のボランティア活動の統括 イ) 一般ボランティアの受付、登録 (登録者は本部へ連絡) ウ) 一般ボランティアのオリエンテーション (ボランティアの心得、活動マニュアル) エ) ボランティアの紹介 オ) ボランティアニーズの把握とコーディネーション カ) ボランティアの活動記録の分析と次の活動への反映

(2) 設備機器の提供

電話、ファックス、携帯電話、パソコン、コピー機、事務用品、自動車、自転車等、村長が必要と認め、かつ本村において提供可能な資機材とする。

(3) 情報の提供

行政によって一元化された適切な情報をボランティア組織に提供することによって情報の共有化を図る。

また、ボランティア組織の必要情報とともに、住民に対する災害関連情報、生活情報も同時に提供する。

(4) ボランティアの保険

ボランティア保険の加入に際し、金銭面の支援を検討する。

(5) ボランティアに対する支援物資の募集

ボランティアが必要としている物資を、報道機関を通じて報道するなど、ボランティア活動に対する金銭面や物的面の負担を軽減することに努める。

第28節 広域応援要請計画

部署・関係機関	総務班
---------	-----

I 基本方針

災害時において隣接市町村、県または指定地方行政機関の職員等の応援により災害応急活動、応急復旧活動の万全を図る。

II 実施責任者

村長は、村外への応援を要請する場合、関係機関と連絡調整を図りその受入れ体制を準備する。

III 実施内容

1. 応援要請

機 関 別	実 施 内 容
① 隣接市町村等相互間の応援	村長は、本村の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、他の市町村長に対して職員等の応援を求めるものとする。
② 指定地方行政機関の応援	村長は、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を明示して職員等の派遣要請を行うものとする。 ア) 派遣を要請する理由 イ) 派遣を要請する職種別人数 ウ) 派遣を要請する期間 エ) 派遣される職員の給与、その他勤務時間 オ) その他職員等の派遣について必要な事項
③ 県への職員派遣斡旋要請	村長は県に対し、県、指定地方行政機関または他の地方公共団体の職員の派遣について、②の事項を明示して斡旋を求めるものとする。

2. 広域応援要請

実施区分	実 施 内 容
災害相互応援協定の締結	村は、県外における姉妹都市等と積極的に災害時相互応援協定の締結を推進していくものとする。
九州・山口9県災害時相互応援協定に基づく要請	村長が県に応援を求め、大規模な災害のため県単独では十分な応急措置が実施できないと知事が認めるときに、知事が応援協定の関係県に直接または幹事県を通して応援要請を求める。 ●資料編 資料 2-8 九州・山口9県災害時相互応援協定

3. 防災関係機関における応援要請

機 関 別	実 施 内 容
警察	大規模災害発生時において、警察は、必要に応じ国に対して警察災害派遣隊の出動を要請し、被害情報、交通情報の収集、救出救助、緊急交通路の確保等の活動について応援を求めるものとする。
消防機関	大規模災害発生時において、村は、消防組織法第44条に基づき、必要に応じ県を通じて総務省消防庁長官に対して「緊急消防援助隊」等の出動を要請し、救急、救助、消火活動等について応援を求めるものとする。
ライフライン事業者	大規模災害発生時において、ライフライン事業者は、必要に応じ応急対策に関し広域的応援体制をとる。

4. 米軍その他海外からの支援受入れ

実施事項	実 施 内 容
米軍その他海外からの受入体制	国の非常災害対策本部から、米軍その他海外からの支援受入れの連絡があった場合、県が支援の受入の可否を判断し、支援を受入れる際に村は、支援の種類、規模、到着予定日時、場所等を県と連携の上決定する。
撤収要請	本部長は、県知事、警察、消防機関、派遣部隊長との協議の上、災害派遣部隊等の撤収要請を行う。

第29節 自衛隊災害派遣要請計画

部署・関係機関	総務班、自衛隊
---------	---------

I 基本方針

大規模な災害の発生により村長が自衛隊の救援を必要と認めた場合、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条に基づき、災害に際して人命又は財産保護のため、村長が自衛隊の派遣要請を依頼する。

II 実施責任者

自衛隊に対する派遣要請は、要請できる者（以下「要請者」という）が自己の判断または村長の要請により行うが、基本的に村長が通じて要請する。

要請者	災害内容
知事	主として陸上災害
第十一管区海上保安本部	主として海上災害
那覇空港事務所長	主として航空機遭難

III 実施内容

1. 災害派遣を要請する場合の基準

- ① 天変地異、その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため地元警察、消防等では対処し得ないと認められるとき。
- ② 災害の発生が目前に迫り、その予防のため自衛隊の派遣が必要であると認められるとき。
- ③ 村の通信途絶の状況から判断した場合。

2. 県への派遣要請の依頼等

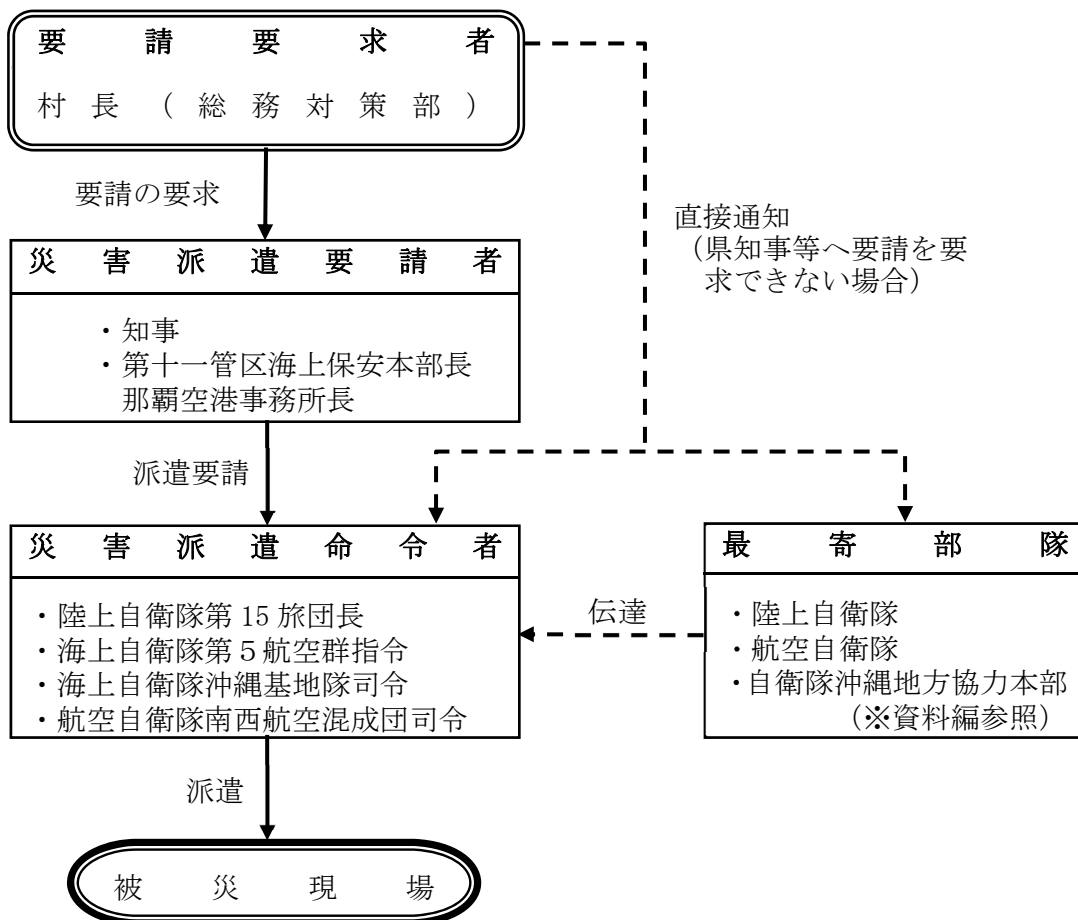
実施事項	実施内容
要請依頼の要望	各班長は、所管の対策業務について要請基準により自衛隊派遣の必要を認めたときは、要請依頼の要望を行う。
県への派遣要請依頼	村長は災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において応急措置を実施するために必要があると認めるときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は無線等で県に自衛隊派遣要請を依頼し、事後速やかに依頼文書を提出する
防衛大臣等への通知	村長は通信の途絶等により県への要請依頼ができない場合、その旨及び災害の状況を国（防衛大臣）またはその指定する者に通知することができる。なお、村長は通知を行った場合には、速やかにその旨を県に報告しなければならない。通知を受けた防衛大臣またはその指定する者は、その事態が特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命または財産保護のため、県の出動要請を待たないで自衛隊法第8条に規定する部隊等を派遣することができる。

●資料編 資料3-12 自衛隊災害派遣要請書（依頼）

■ 自衛隊の連絡場所

	あて先	所在地	実務担当 (昼間)		実務担当 (夜間)	
			主管	電話	実務	電話
陸上自衛隊	第15旅団長	那覇市鏡水 679	第15旅団司令部 第3部	857-1155 857-1156 857-1157 内線276 ~279	団本部直当	857-1155 857-1156 857-1157 内線308
海上自衛隊	第5航空群司令	那覇市当間 252	作戦幕僚	857-1191 内線5213	群司令部直当	857-1191 内線5222
	沖縄基地隊司令	うるま市勝連平敷屋 1920	基地隊本部警備科	978-2342 978-3453 978-3454 内線230	隊本部直当	978-2342 978-3453 978-3454 内線244
航空自衛隊	南西航空混成団司令	那覇市当間 301	司令部運用課	857-1191 内線2236	S O C 当直幕僚	857-1191 内線2204 2304

■ 自衛隊の災害派遣要請系統図



※ 緊急時における直接通知を実施した村長は、速やかに県に派遣要請依頼するものとする。

3. 要請の内容

要請は、派遣命令者に対し次の事項を明確にして文書をもって要請する。ただし、緊急の場合で文書による要請のいとまがないときは、電話等により要請を行い、事後速やかに文書を提出する。

- ① 災害の状況及び派遣を要請する理由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ⑤ その他参考となるべき事項（連絡責任者、連絡方法、宿泊施設の有無、救援のために必要とする諸器材、駐車場等の有無等）

4. 派遣部隊との連絡調整

災害の発生が予想される場合、県及び村は自衛隊が派遣する連絡幹部等に対し必要な情報の提供に努める。

5. 村が準備すべき事項

村は、災害時における自衛隊の任務を理解し、その活動を容易にするよう自衛隊派遣に際して次の事項に留意するとともに協力する。

(1) 事前措置

- ① 災害地における作業等に関しては、県及び村当局と派遣部隊指揮官との間で協議して決定するものとする。
- ② 村は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため業務処理の責任者を指定しておくものとする。
- ③ 派遣部隊の防災拠点の指定や宿泊施設、または野営施設を提供するものとする。
- ④ 災害救助または応急復旧作業に使用する機械、器具類、材料、消耗品類は、特殊なものを除き、できる限り村で準備するものとする。
- ⑤ 県及び村は、災害の応急対策活動、復旧活動並びに緊急患者空輸に必要な航空燃料の補給及び航空機用発電機等の使用について便宜を図るものとする。

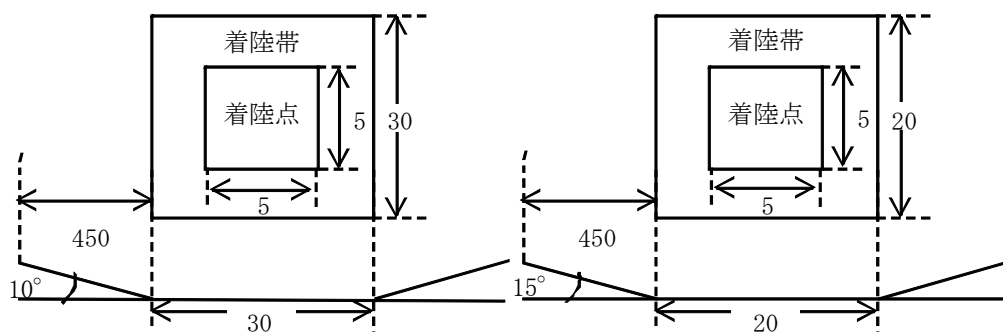
(2) ヘリポートの準備

人命の救出（緊急患者空輸を含む）または、救助物資の空輸（血液、血清リレーを含む）を円滑に実施するため、地域ごとに適地を選定しておくものとする。

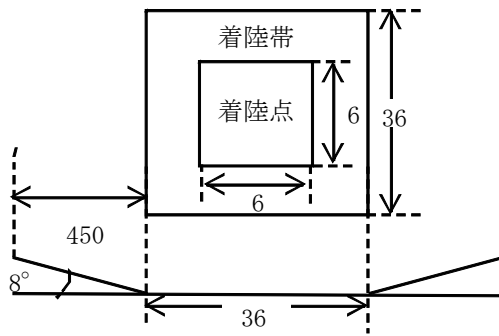
① ヘリポートの設置基準

(a-1) 小型機（OH-6）の場合《標準》

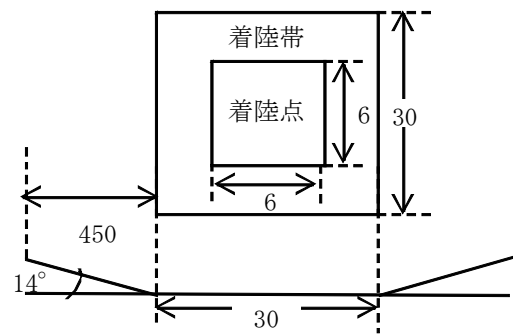
(a-2) 小型機（OH-6）の場合《応急》



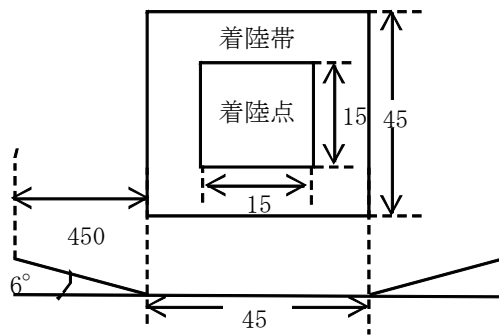
(b-1) 中小型機 (UH-1) の場合《標準》



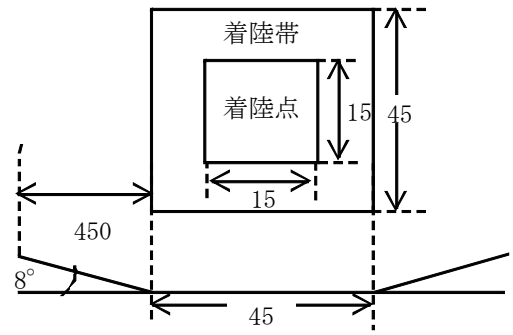
(b-2) 中小型機 (UH-6) の場合《応急》



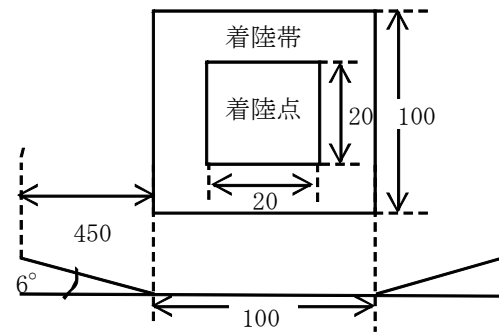
(c-1) 大型機 (V-107 及び UH-60J) の場合《標準》



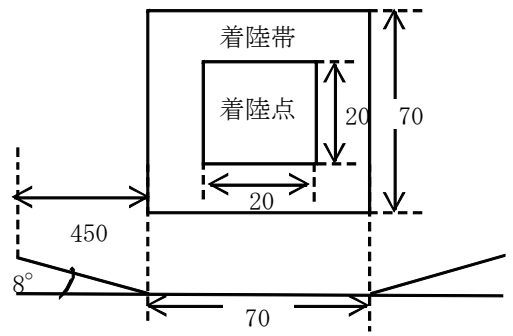
(c-2) 大型機 (V-107 及び UH-60J) の場合《応急》



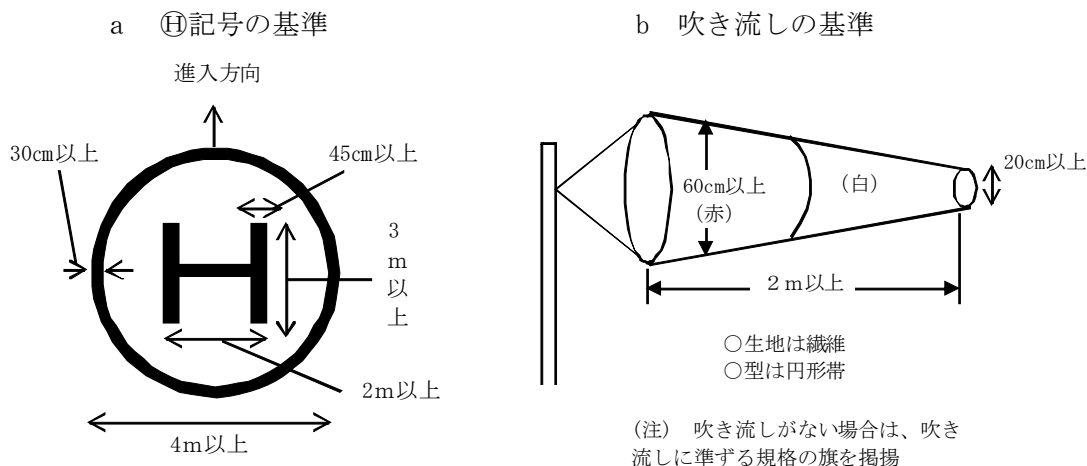
(d-1) 大型機 (CH-47) の場合《標準》



(d-2) 大型機 (CH-47) の場合《応急》



[ヘリポート標示基準]



○石灰で標示。積雪時は墨汁、
絵具等で明瞭に標示。

※ 着陸地点の地盤は堅固で平坦であること。

② 受入れの時の準備

- 離着陸地点には、H記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空からの風向き、風速の判定ができるよう、吹き流しを掲揚する。
- ヘリポート内の風圧により巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- 砂塵が舞い上がる場合においては、散水を行う。
- ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離発着について広報を行う。
- 物資を搭載する場合は、その形状及び重量を把握の上、事前に自衛隊と調整を行う。
- 離発着時においては、ヘリポートには関係者以外立ち入らせない。

(3) 派遣部隊到着後の措置

- ① 派遣部隊の集結地への誘導
- ② 作業計画等の協議調整及び必要措置
- ③ 村と派遣部隊が準備・使用する器材等の協議
- ④ 派遣部隊の撤収（時期等）に関する協議
- ⑤ その他必要と認められる措置

5. 連絡員の派遣

災害発生による自衛隊派遣の際、村に連絡幹部を派遣させ、県及び部隊との連絡調整にあたらせるものとする。

6. 派遣部隊の活動内容

派遣部隊の実施する作業等は、災害の状況、他の救難機関等の活動状況等のほか、要請者の要請内容、現地における部隊の人員及び装備等によって異なるが、通常、以下のとおりである。

- ① 被災状況の把握（偵察行動）
- ② 避難の援助（避難者の誘導、輸送）
- ③ 避難者等の搜索、救助

- ④ 水防活動（土のう作成、運搬、積み込み等）
- ⑤ 消防活動（消火）
- ⑥ 道路または水路の啓開（損壊、障害物除去等の啓開、除去）
- ⑦ 応急医療、救護及び防疫
- ⑧ 人員・物資の緊急輸送（救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送等）
- ⑨ 炊飯及び給水
- ⑩ 物資の無償賞与又は譲与【総理府令第1号（昭和33年1月1日付）による】
- ⑪ 危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去）
- ⑫ その他（自衛隊の能力で対処可能なもの）

7. 自衛隊の自主派遣

災害の発生が突発的でその救援が特に急を要し、県の派遣要請を待ついとまがないときは、部隊等の長は派遣要請を待つことなく、その判断に基づいて部隊を派遣する。この場合、指定部隊等の長はできるだけ早急に県に連絡し、緊密な連携のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

■ 要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準

- ① 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- ② 災害に際し、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。次の基準により、救援の措置が必要であると認められたときとする。
 - ア) 通信の途絶等により部隊が県と連絡が不能である場合、村長または警察署長、その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報（基本法第68条の2第2項の規定による市町村長からの通知を含む。）を受けたとき。
 - イ) 通信の途絶等により部隊が県と連絡が不能である場合、部隊等による情報、その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置が必要であると認められるとき。
- ③ 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- ④ その他、上記①～③に準じ、特に緊急を要し県等からの要請を待ついとまがないと認められること。

8. 派遣部隊の撤収

要請権者は、派遣部隊の撤収時期について自衛隊及び被災地関係者と十分な協議を行い、円滑な撤収に努めるものとする。

派遣命令者は、知事から要請があった場合又は派遣の必要がなくなつたと認める場合には、速やかに部隊を撤収する。この際、関係市町村長、警察、消防機関等と周密に調整するとともに、その旨を知事に通知するものとする。

●資料編 資料 3-13 自衛隊災害派遣部隊撤収依頼要請書

9. 経費の負担区分

災害派遣部隊が活動に要した経費のうち、次に掲げるものは県及び村の負担とし、細部はその都度

要請者と災害派遣命令者間で協議のうえ決定する。

- ① 救助活動を実施するため必要な資機材（自衛隊の装備に関わるものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- ② 宿泊施設の宿泊に必要な使用量・借上料
- ③ 派遣部隊の宿泊及び救助活動に伴う高熱・水道費、連絡のための電話設置費及び当該電話による通話料等
- ④ 派遣部隊の救援活動の実施に際し、生じた損害（自衛隊の装備に関わるものを除く。）の補償等
- ⑤ その他、救援活動に要する経費の分担区分に疑義のある場合は、自衛隊と村が協議するものとする。

第30節 労務供給計画

部署・関係機関

総務班

I 基本方針

災害応急対策実施のため、各実務機関における職員の動員だけでは十分に対応できない困難な事態が発生した場合に、必要な労務の供給に関することを定める。

II 実施責任者

災害応急対策に必要な労務者の雇用は、村長が行うものとする。

III 実施内容

1. 労務者の供給の方法

村長は、必要とする作業内容、労務の種別、就労時間所要人員及び集合場所を明示して、沖縄公共職業安定所長に要請するものとする。

2. 救助法による賃金職員等の雇上げ

村が実施する、救助法に基づく救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げは、以下によるものとする。

(1) 雇上げの範囲

救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げの範囲は以下のとおりとする。

① 被災者の避難誘導賃金職員等

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるための誘導賃金職員等を必要とするとき。

② 医療及び助産における移送賃金職員等

(ア) 医療班では処理できない重症患者又は医療班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならぬ患者がおり、病院、診療所に運ぶための賃金職員等を必要とするとき。

(イ) 医療班によって医療、助産が行われる際の医師、助産師、看護師等の移動にともなう賃金職員等を必要とするとき。

(ウ) 傷病疾病がまだ治癒せず、しかも重症ではあるが、今後は自宅療養することになった患者を輸送するための賃金職員等を必要とするとき。

③ 被災者の救出賃金職員等

被災者の救出及びその救出に要する機械器具、その他の資材の操作又は後始末をするための賃金職員等を必要とするとき。

④ 飲料水の供給賃金職員等

飲料水を供給するための機械器具の運搬、操作等に要する賃金職員、飲料水を浄化するための医薬品等の配布に要する賃金職員及び飲料水を供給するために必要とする賃金職員等を必要とするとき。

⑤ 救済用物資の整理、輸送及び配分賃金職員等

以下の物資の整理輸送及び配分に要する賃金職員等を必要とするとき。

(ア) 被服、寝具、その他の生活必需品

- (イ) 学用品
- (ウ) 炊出し用の食料品、調味料、燃料
- (エ) 医薬品、衛生材料

⑥ 死体捜索賃金職員等

死体の捜索に必要な機械器具、その他の資材の操作及び後始末に要する賃金職員等を必要とするとき。

⑦ 死体の処理（埋葬を除く）賃金職員等

死体の洗浄、消毒等の処理をする賃金職員等及び仮安置所まで輸送するための賃金職員等を必要とするとき。

(2) 賃金職員等雇上げの特例

① 上記のほか、埋葬、炊出しその他救助作業の賃金職員等を雇上げる必要がある場合、村は、次の申請事項を明記して県に申請するものとする。

- (ア) 賃金職員等の雇上げをする目的又は救助種目
- (イ) 賃金職員等の所要人員
- (ウ) 雇上げを要する期間
- (エ) 賃金職員等雇上げの理由

② 村は県へ要請を依頼し、その必要を認めるときは、厚生労働省にその旨を申請し、承認を得て実施するものとする。

(3) 雇上げの費用及び期間

① 費用

雇上げ労務に対する賃金は、法令その他に規定されているものを除き、労務者を使用した地域における通常の実費程度を支給するものとする。

② 雇上げの期間

労務者雇上げの期間は災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とするが、救助法に基づく賃金職員等の雇上げの期間はそれぞれ救助の実施が認められている期間とする。

3. 従事命令、協力命令

(1) 従事命令、協力命令の要領

災害応急対策を実施するため人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合は次の要領によって、従事命令、協力命令を発する。

① 人的公用負担

災害応急対策を実施するために人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合は次の要領によって従事命令、協力命令を発する。

■ 命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	村長
		〃 第65条第2項	警察官、海上保安官
		〃 第65条第3項	自衛官（村長の職権を行う者がその場にい ない場合）
		警察官職務執行法第4条	警察官
		自衛隊法第94条	自衛官（警察官がその 場にい ない場合）
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第24条	知事
	協力命令	〃 第25条	
災害応急対策事業 (災害救助を除く応急措置)	従事命令	災害対策基本法第71条第1項	知事
	協力命令	〃 第71条第2項	村長 (委任を受けた場合)
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員、消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者、水防団長、 消防機関の長

※ 知事（知事が村長に権限を委任した場合の村長を含む）の従事命令の執行に際しては、法令等の定める令書を交付する。

■ 命令対象者

命令区分（作業対象）	対象者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令 (災害応急対策並びに救助作業)	ア) 医師、歯科医師又は薬剤師 イ) 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 ウ) 土木技術者又は建築技術者 エ) 土木、左官、とび職 オ) 土木業者、建築業者及びこれらの者の従業者 カ) 地方鉄道業者及びその従業者 キ) 軌道経営者及びその従業者 ク) 自動車運送業者及びその従業者 ケ) 船舶運送業者及びその従業者 コ) 港湾運送業者及びその従業者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令 (災害応急対策並びに救助作業)	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市町村長、警察官、海上保安官の従事 (災害応急対策全般)	市町村区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令 (災害緊急対策全般)	その場に居合わせた者、その事物の管理者 その他関係者
消防法による消防吏員、消防団員の従事命令 (消防作業)	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者、水防団長、消防機関の長の従事命令 (水防作業)	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

② 物的公用負担

■ 公用負担の種類と執行者

対象物	公用負担の種類	根拠法	執行者	備考
消防対象・土地	使用、処分、 使用制限	消防法 第29条第1項	消防吏員 消防団員	
土地	一時使用	水防法 第21条第1項	村長	
土石、竹材、その他の資材	使用、収用			
車両、その他の運搬具・器具	使用			
必要物資の生産集荷配給、保管、運送の業者	保管命令	災害救助法 第23条の2第1項	・指定行政機関の長 ・指定地方行政機関の長	
必要な物資	収用	災害対策基本法 第78条第1項		
病院、診療所、助産所、旅館、飲食店	管理	災害救助法 第26条第1項	知事 (村長)	
土地、家屋、物資	使用	災害対策基本法 第71条第2項		
必要物資の生産集荷配給、保管、運送の業者	保管命令			
必要な物資	収用			
他人の土地、建物、その他の工作物	一時使用	災害対策基本法 第64条第1項	村長 警察官 海上保安官	
土石、竹材、その他の物件	使用、収用	災害対策基本法 第64条第2項		
災害を受けた工作物又は物件で応急措置の実施の支障になるもの	除去、その他の必要な措置			

(2) 傷害等に対する補償（基本法第84条第1項）

村は、従事命令（警察官又は海上保安官が基本法の規定により村長の職権を行った場合も含む）により、当該事務に従事した者が死亡し、負傷し、もしくは疫病となったときは、基本法施行令第36条に規定する基準に従い条例で定めるところにより、その者の遺族、もしくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。

(3) 損失等に対する補償（基本法第82条第1項）

村又は県は、従事命令等による処分によって通常生ずべき損失に対して補償を行うものとする。

第31節 公共土木施設応急対策計画

部署・関係機関	建設環境班
---------	-------

I 基本方針

災害時における村内の公共施設のほか、道路及び河川、漁港等の公共土木施設の応急対策について定めるものとする。

II 実施責任者

災害時における道路、港湾・漁港施設等の応急対策は、それぞれの管轄機関及び管理者が行うものとする。本村は各施設管理者等と調整を図るものとする。

III 実施内容

1. 施設の防護

(1) 道路施設

- ① 本村内の道路に被害が発生した場合、国道（指定区間）は沖縄総合事務局開発建設部における措置、国道（指定区間外）及び県道は管理者である県における措置に従い、村道は管理者である村長が所管長（北部土木事務所長）に報告するものとする。

〈報告内容〉

- ア) 被害の発生した日時及び場所
- イ) 被害の内容及び程度
- ウ) 迂回道路の有無

- ② 自動車の運転者や地区の住民等が、決壊崩落土、橋りょう流失等の災害を発見した場合は、直ちに警察及び消防機関に通報し村長に報告されるよう常時指導・啓発しておくものとする。

(2) 港湾・漁港施設

村長は、護岸、岸壁等に被害が発生した場合は、各機関との調整及び所管長（北部土木事務所）に報告するものとする。

〈報告内容〉

- ア) 被害の発生した日時及び場所
- イ) 被害の内容及び程度
- ウ) 泊地内での沈没船舶の有無

2. 応急措置

(1) 道路施設

道路管理者は、災害が発生した場合に全力を上げて復旧に努めるとともに、迂回道路等の有無を十分調査し、交通の確保を図るものとする。

(2) 港湾施設

港湾管理者は、災害が発生した場合は全力を挙げて応急復旧に努めるとともに、再度災害を防止するため十分な応急措置を行い、背後の民家等を防護するものとする。

3. 応急工事

(1) 応急工事体制

① 要員及び資材の確保

■ 応急工事実施責任者による必要な事前措置

ア) 応急工事の施工に必要な技術者、技能者の現況把握及び緊急時における動員方法

イ) 地元建設業者の現地把握及び緊急時における調達の方法

② 応援又は派遣の要請

応急工事実施責任者は被害が甚大のため応急工事が困難なとき、又は大規模対策が必要な場合、他の地方公共団体に対し応援を求めて応急工事の緊急実施を図る。

(2) 応急工事の実施

① 道路施設

被害の状況に応じた仮工事等により、交通確保を図る。また、救助活動及び災害応急対策に必要な道路を重点的に実施する。

ア) 排土作業又は盛り土作業

イ) 仮舗装作業

ウ) 障害物の除去

エ) 仮道、栈道、仮橋等の設備設置

② 港湾・漁港施設

ア) 背後地に対する防護

津波による防波堤の破壊のおそれがある場合は補強工作を行い、堤防の破壊又は決壊した場合、潮止め工事、拡大防止応急工事を施工するものとする。

イ) 航路、泊地の防護

河川から土砂流入及び波浪による漂砂等によって航路、泊地が被害を受け、使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行うものとする。

ウ) 係留施設

岸壁、物揚場等の破壊に対する応急措置は、決壊部分の応急補強工事を行い破壊拡大を防止するものとする。

4. 主要交通の途絶予想箇所及び代替道路の把握

本村域において、災害時における主要道の交通途絶予想箇所及び代替え道路等について、過去の被害及び災害想定により状況を把握し、応急対策が図れるよう整えておくものとする。

第32節 ライフライン等施設応急対策計画

部署・関係機関	総務班、建設環境班、沖縄電力(株)、NTT 西日本沖縄支店
---------	-------------------------------

I 基本方針

ライフライン（電気、通信、ガス、上・下水道）の災害応急対策について迅速、適切な対応を行うためのものである。

II 実施内容

1. 電力施設災害応急対策計画

(1) 実施方針

電力施設に関する災害応急対策については、沖縄電力株式会社が定める防災業務計画により実施するものとする。なお、同計画は電力施設に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を図るために定められており、災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

(2) 関係機関との協力体制

被災地に対する電力供給を確保するため、電力施設復旧の処理に当たっては、大宜味村と十分連絡をとるとともに必要に応じ県災害対策本部と協議して措置するものとする。

機関の名称	所在地	電話
沖縄電力株式会社	浦添市牧港 5-2-1	098-877-2341
沖縄電力株式会社名護支店	名護市字名護 4604 番地 2	0980-59-2029

2. 電気通信施設被害応急対策計画（NTT西日本沖縄支店）

災害時における電気通信手段確保のための応急対策は、災害が発生し、または発生の恐れがあると認めたときはNTT西日本沖縄支店の防災業務計画に基づき実施する。なお、電気通信施設の復旧処理にあたっては、必要に応じ村災害対策本部と協議し、実施する。

機関の名称	所在地	電話
NTT 西日本沖縄支店	浦添市城間 4-35-1	098-870-4163

3. ガス施設災害応急対策計画

ガス施設に関する災害応急対策は、大宜味村管轄の各ガス関係業者が定める保安規定により各業者が実施するものとする。

なお、同規定は、ガス供給施設工事、維持及び運用に関して安全を確保し、かつ災害、その他非常時にとるべき措置等について定めるものとする。

(1) 連絡体制

液化石油ガス販売事業所（以下「販売店」という。）は、自ら供給している消費者等から事故発生の通報があったときは、速やかに現地に赴くと同時にLPガス協会の支部長、消防機関、警察に連絡する。

休日及び夜間における連絡は、各消防機関とその管内の販売店が協議して定める。

(2) 事故の処理

事故現場における処理は、警察、消防機関の承諾を得て行い、地域住民の避難、救出等事故の拡大防止に努める。また、整備点検調査を行い、事故原因を究明する。

4. 上水道施設災害応急対策計画

水道事業者等は、水道施設の復旧にあたっては、給水区域の早期拡大を図るため、配水調整等によって断水区域をできるだけ少なくするとともに、復旧優先順位を設けるなど効率的に復旧作業を進めるものとする。

また、被災者に対しては、給水車、備蓄飲料水、簡易浄水装置、雑用水源等の活用など、すみやかに緊急給水を実施する。

(1) 復旧の実施

施設別	実施内容
取水、導水施設の復旧	取水・導水施設の被害は、浄水活動に大きな支障を及ぼすことから、その復旧は最優先で行う。
浄水施設の復旧	浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧を行う。
管路の復旧	管路の復旧にあたっては、随時配水系統等の変更を行いながら、予め定めた順位に基づき被害の程度や復旧の難易、被害箇所の重要度及び浄水場・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次復旧を行うものとする。
給水装置の復旧	ア) 公道内の給水装置 公道内の給水装置の復旧は、配水管復旧及び通水と平行して実施するものとする。 イ) 一般住宅等の給水装置 一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等から修繕の申し込みがあったものについて実施するものとする。その場合において、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設、冷却水を必要とする変電所等を優先して実施するものとする。

(2) 広域支援の要請

村の要請等から県は、水道事業者等による相互支援の状況を踏まえつつ、県内の水道事業者等及び関係団体に対して、広域的な支援の要請をするとともに、これらの者による支援活動に関わる調整を行う。また、水道事業者等は、外部からの支援者の円滑な活動を確保するため、水道施設及び道路の図面の配布、携帯電話等の連絡手段の確保状況の確認等を行うものとする。

(3) 災害広報

応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期について広報に努めるものとする。

5. 下水道施設応急対策計画

下水道施設に被害が発生した場合においては、主要施設から順次復旧を図るものとする。復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧を優先し、その後枝線管渠、取付管等の復旧を行うものとする。

■ 施設別の実施内容

段階作業別		管路施設	処理場施設
第一段階	緊急調査	<ul style="list-style-type: none"> 被害の拡大、二次災害の防止のための調査 下水道本来の機能より、道路等他施設に与える影響の調査 重要な区間の被害概要把握 関連機関、住民からの通報のあった箇所の調査 	
	緊急措置	<ul style="list-style-type: none"> マンホールと道路の段差への安全柵等の設置、陥没部への土砂投入、危険箇所への通行規制、下水道施設の使用中止依頼 	
第二段階	応急調査	<ul style="list-style-type: none"> 被害の拡大、二次災害の防止のための調査（館内、マンホール内まで広げる） 下水道の機能的、構造的被害程度の調査 	<ul style="list-style-type: none"> 処理場施設の暫定的機能を回復するための調査
	応急復旧	<ul style="list-style-type: none"> 管内、マンホール内の土砂浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、下搬式ポンプによる下水の排除。 	<ul style="list-style-type: none"> コーキング、急結セメントによる復旧、下搬式ポンプによる揚水、止水バンドによる圧送管の止水

6. 電気通信施設被害応急対策計画

災害時における電気通信手段確保の応急対策は、災害が発生又は発生の恐れがあると認めるとき、NTT西日本沖縄支店の防災業務計画に基づき沖縄支店に災害対策本部が設置される。ただし、状況により情報連絡室の設置や、電気通信施設の復旧処理にあたる等、必要に応じ村災害対策本部と協議の上実施するものとする。

第33節 農林水産物応急対策計画

部署・関係機関	産業振興班
---------	-------

I 基本方針

災害時における農林水産関係の災害応急対策を行い、これら農林水産の経営の安定を図るためのものである。

II 実施責任者

災害時における農林水産物の応急対策は、村長が行う。

III 実施内容

1. 災害事前・事後対策の体制

本村において県が実施する事前対策及び事後対策に基づき、各関係機関への周知徹底及び指導を行う。

《対策の実施事項》

区 分	実 施 事 項
事前対策	村は、農水産物に被害を及ぼす災害発生又は発生するおそれのあるとき、直ちに事前措置を樹立し、防災行政無線及び広報車等を通じて周知徹底を図るとともに、農漁協、各自治会長並びに関係団体を通じて事前対策について指導を行うものとする。
事後対策	村は、災害発生により農水産物に甚大な被害を受けたときは、直ちに再生産対策を樹立し、農漁家を対象とした督励に努めるほか、農協、漁協、各自治会並びに関係団体の相互協力のもとにその対策を実施する。

2. 農産物応急対策

(1) 種苗対策

災害により農作物が被害を受け、種苗供給の必要がある場合は、種苗確保の計画樹立と、農業協同組合への要請・協力とともに県へ報告し、供給措置を実施する。

(2) 病虫害防除対策

災害による病虫害の異常発生から農作物が被害を受けた場合、県の病虫害緊急防除対策及び具体的指示に従い、本村における「病虫害防除計画」を樹立し、農業協同組合と連携した緊急防除を実施し、農作物に対する管理指導を行う。

3. 家畜応急対策

《対策別の実施内容》

対策種別	実施内容
家畜の管理	浸水、がけ崩れ等の災害が予想されるとき又は発生したときは、飼育者において家畜を安全な場所に避難させるものとする。 この場合の避難場所の選定、避難の方法について、必要に応じ村は事業者と事前調整を図っておく。
家畜の疾病対策	家畜疾病に対処するため、村は県や獣医師会と協力の上、必要な感染症対策措置を実施するものとする。 死亡家畜については県に届けるとともに、死体処理の指示に従うものとする。 特に、水害による予防注射又は畜舎消毒の必要が認められた場合、関係機関と連携し予防注射又は緊急消毒措置及び被災畜舎の消毒指導を行う。
飼料の確保	災害により飼料確保が困難となった場合、本村は農業協同組合を通じ必要量の調査把握を行い、確保調整のうえ県に要請するものとする。

4. 水産物応急対策

《対策別の実施内容》

対策種別	実施内容
水産養殖用の種苗・飼料等の確保	災害により水産養殖種苗の供給、補給の必要を生じた場合、村長は県に要請を行い確保する。
魚病等の防除指導	災害による水産養殖物に、魚病発生のおそれがある場合又は発まん延防止のため、村長は県に要請するとともに水産試験研究機関の指導を受け、対策を図るものとする。

第34節 海上災害応急対策計画

部署・関係機関

産業振興班

I 基本方針

この計画は、災害対策基本法に定める災害、陸上の危険物貯蔵施設もしくは船舶からの大量の石油類等の危険物の海域への流出、その他の海上災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、関係機関が緊密な連携を保ち、相互協力体制のもとに、人命及び財産の保護、海上安全の確保、流出油の防除、危険物の特性に応じた消火等の措置を講じて住民に及ぼす被害の局限及び拡大防止を図るためのものである。

II 実施内容

1. 応急対策

(1) 災害対策連絡調整本部の設置

防除活動を円滑かつ効果的に推進するため、第十一管区海上保安本部に災害対策連絡調整本部（以下「調整本部」という。）を設置し、本村は県及び防災関係機関と緊密な連絡を保ちながら災害対策を隊行するものとする。また、関係機関は調整本部に防災責任者を派遣し、災害対策の調整を図るものとする。

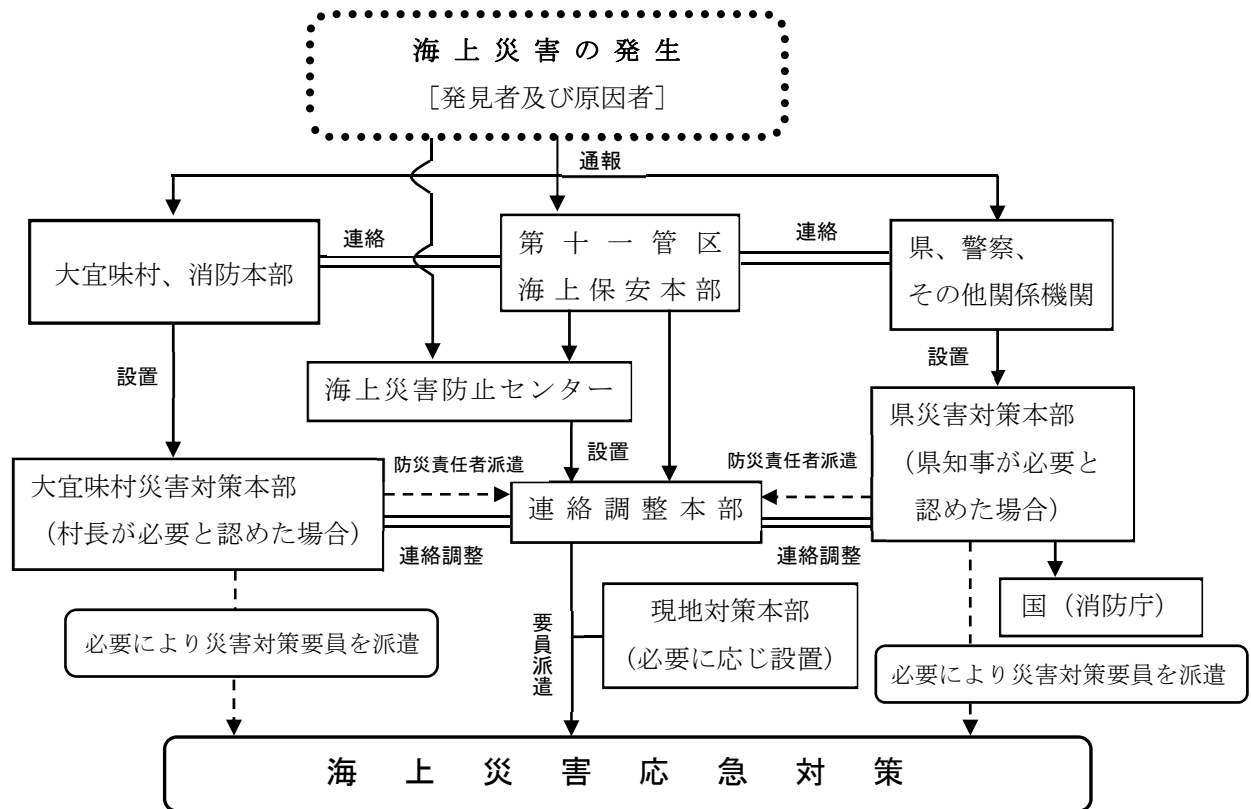
なお、調整本部の設置時期については、第十一管区海上保安本部に大規模海難対策本部が設置されたときとする。

(2) 実施機関

- ① 第十一管区海上保安本部
- ② 沖縄総合事務局
- ③ 沖縄気象台
- ④ 陸上自衛隊第15旅団
- ⑤ 海上自衛隊沖縄基地隊
- ⑥ 沖縄県
- ⑦ 沖縄県警察・名護警察署
- ⑧ 大宜味村
- ⑨ 国頭地区行政事務組合消防本部・消防団
- ⑩ 日本赤十字社沖縄県支部
- ⑪ 事故関係企業等
- ⑫ 海上災害防止センター
- ⑬ その他関係機関及び団体

(3) 海上災害発生時の通報系統

《海上災害の通報系統図》



2. 海上保安本部の実施事項

第十一管区海上保安本部が実施する災害応急対策は、次のとおりである。

(1) 非常体制の確立

- ① 管内を非常配備とする。
- ② 大規模海難等対策本部を設置する。
- ③ 通信体制を強化し、必要ある場合は非常無線通信に協力及び通信の確保に努める。
- ④ 巡視船艇・航空機等により被害状況調査を実施する。
- ⑤ 一般船舶の動静を把握し、必要ある場合は避難指示、出入港の制限等の措置をとる。

(2) 警報等の伝達

船舶等に対する警報等の伝達は、次により行うものとする。

■ 伝達状況別の措置内容

伝達状況	措置内容
気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたとき	航行警報、安全通報、標識の掲揚並びに船艇及び航空機による巡回等により直ちに周知するとともに、必要に応じ関係事業者にも周知する。

伝達状況	措置内容
航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき、又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたとき	速やかに航行警報又は安全通報を行うとともに、必要に応じ水路通報により周知する。
大量の油の流出により船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったとき	航行警報、安全通報並びに船艇及び航空機における巡回等により速やかに周知する。

(3) 情報の収集等

次に掲げる事項に関し、関係機関等と密接な連絡をとるとともに、巡視船艇等を活用し、積極的に情報収集活動を実施するものとする。

■ 災害情報の収集事項

災害が予想されるとき	発災後
① 在泊船舶の状況（船種別隻数、危険物積載船の荷役状況、旅客船の運航状況等） ② 船舶交通のふくそう状況 ③ 船だまり等の対応状況 ④ 被害が予想される地域の周辺海域における船舶交通の状況 ⑤ 港湾等における避難者の状況 ⑥ 関係機関等の対応状況 ⑦ その他災害応急対策の実施上必要な事項	① 海上及び沿岸部における被害状況 ② 被災地周辺海域における船舶交通の状況 ③ 被災地周辺海域における漂流物等の状況 ④ 船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況 ⑤ 水路、航路標識の異常の有無 ⑥ 港湾等における避難者の状況 ⑦ 関係機関等の対応状況 ⑧ その他災害応急対策の実施上必要な事項

(4) 海難救助等

海難救助等を行うにあたっては、災害の種類、規模等に応じて合理的な計画を立て、次に掲げる措置を講ずるものとする。

その際、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するものとするが、必要に応じて民間の協力等を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

■ 事故・火災別の活動内容

事故、火災別	活動内容
船舶の海難、人身事故等が発生したとき	速やかに巡視船艇・航空機等によりその搜索救助を行う
船舶火災又は海上火災が発生したとき	ア) 速やかに巡視船艇等によりその消火を行う イ) 必要に応じ地方公共団体に協力を要請する
危険物が排出されたとき	その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じ火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う

(5) 緊急輸送

傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施するものとする。

この場合、輸送能力を強化した災害対応型巡視船艇等の活用について配慮するものとし、輸送対象の想定は次のとおりに行うものとする。

■ 段階別の輸送対象

段階別	時期	輸送対象
第1段階	避難期	ア) 救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資 イ) 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資 ウ) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員等 エ) 負傷者等の後方医療機関への搬送 オ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階	輸送機能確保期	ア) 上記（第1段階）の続行 イ) 食料、水等生命の維持に必要な物資 ウ) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階	応急復旧期	ア) 上記（第2段階）の続行 イ) 災害復旧に必要な人員及び物資 ウ) 生活必需品

(6) 物資の無償貸付又は譲与

物資の無償貸付若しくは譲与について要請があったとき、又はその必要があると認めるときは「海上災害救助用物品の無償貸付及び譲与に関する省令」(昭和30年運輸省令第10号)に基づき、海上災害救助用物品を被災者に対し無償貸付、又は譲与する。

(7) 関係機関等の災害応急対策の実施に関する支援

関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障がない範囲において、沿岸部の陸上における救助・救急活動等について支援するものとするほか、医務室を設備しているヘリコプター搭載型巡視船等による支援活動を実施するものとする。

(8) 流出油等の防除

船舶又は海洋施設その他の施設から海上に大量の油等が流出したときは、火災、爆発及びガス中毒等二次災害の防止を図りながら、次に掲げる措置を講ずるものとする。

なお、流出油等に係る防除作業は、流出した油等の種類及び性状、拡散状況、気象・海象の状況その他種々の条件によってその手法が異なるので、防除活動に関しては、流出油の拡散及び性状の変化の状況についての的確な把握に努めて状況に応じた防除方針を速やかに決定するとともに、初動段階において有効な防除勢力の先制集中を図り、迅速かつ効率的に排出油等の拡散防止、回収及び処理が実施できるよう留意するものとする。

■ 流出油の措置別内容

措置別	措置内容
防除措置を講ずべき者が行う 防除措置を効果的にする措置	ア) 巡視船艇等により、流出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行うとともに出動を要請する。 イ) 必要に応じ海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（第41条の2）に基づき、関係行政機関の長又は地方公共団体の長、その他の執行機関に対し、必要な措置を講ずることを要請する。
防除措置を講ずべき者が、流出油等の拡散防止、除去等の措置を講じていないと認められるとき	防除措置を講ずべきことを命ずる。
緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、必要があると認められるとき	ア) 巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせるとともに、関係機関等に必要な資機材の確保及び防除措置の実施について協力を要請する。 イ) 必要に応じ海上災害防止センターに防除措置を依頼する。

(9) 海上交通安全の確保

海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

■ 安全確保の措置内容

安全確保の必要状況	措置内容
船舶交通のふくそうが予想されるとき。	当該海域において必要に応じ船舶交通の整理、指導を行う。（この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。）
海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれのあるとき。	必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるとき。	速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。
船舶交通の混乱を避ける必要があるとき。	災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要なと思われる情報について、無線機等を通じ船舶への情報提供を行う。
水路の水深に異状を生じたと認められるとき。	ア) 必要に応じ検測を行う イ) 応急標識を設置する等により水路の安全を確保する
航路標識が損壊し、又は流出したとき。	速やかに復旧に努めるほか、必要に応じ応急標識の設置に努める。

(10) 警戒区域の設定

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、災害対策基本法第63条第1項及び同条第2項の定めるところによる警戒区域を設定し、巡視船艇等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行うものとする。

また、警戒区域を設定したときは、直ちに最寄りの市町村長にその旨を通知するものとする。

(11) 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ巡視船艇等により次に掲げる措置を講ずるものとする。

- ① 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
- ② 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

(12) 危険物の保安措置

危険物の保安措置については、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- ① 危険物積載船については、必要に応じ移動を命じ、又は航行の制限もしくは禁止を行う。
- ② 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。
- ③ 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

(13) 非常処置

沿岸海域において排出された大量の特定油等により海岸が著しく汚染され、海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、人の健康を害し、財産に重大な損害を与えるおそれのある場合において、緊急にこれらの障害を防止するため排出油の防除措置を講ずる必要があるときは、油が積載されていた船舶の破壊、油の焼却、現場付近海域にある財産の処分等の応急非常措置をとるものとする。

3. 村の対応**(1) 災害予防****■ 災害予防の実施内容**

区 分	実 施 内 容
防災訓練	防災業務を迅速かつ的確に実施するため、被害想定を明らかにした様々な条件を設定した実践的な訓練を、関係機関を含めた実施に努めるものとする。
啓発活動	職員及び海上で業務に従事する関係者を対象に、第十一管区海上保安本部及び関係機関等と協力して地震、津波等の災害に対応するための基礎知識や災害が発生したときに具体的に取るべき行動等、防災思想の普及高揚を図ることに努める。
調査研究	防災業務を総合的かつ効果的に実施するため、関係機関と常に資料、情報等を共有し、被害の未然防止に努める。

(2) 海上災害防止対策

港内または港の境界付近の船舶及び漁港施設等の災害防止のため、災害発生のおそれがある場合、担当（産業振興対策班）は港内を巡視し、船舶及び関係者に対する関連情報の迅速な伝達、早期避難勧告や荒天準備の指導等、必要な措置を講じる。

また、応急対策の必要がある場合は、村長（担当：総務対策班）が第十一管区海上保安本部に要請し、同本部の行う応急対策に協力して活動する。

■ 海上被害防止措置事項

- ① 沿岸住民に対する災害情報の周知、広報
- ② 沿岸住民に対する警戒区域の設定、火気使用の制限等危険防止のための措置
- ③ 沿岸漂着の可能性のある油及び沿岸漂着油等の防除措置の実施
- ④ 死傷病者の救出、援護（搬送、収容）
- ⑤ 沿岸及び地先海面の警戒
- ⑥ 沿岸住民に対する避難の指示及び勧告
- ⑦ 消火作業及び延焼防止作業
- ⑧ その他、海上保安官等の行う応急対策への協力
- ⑨ 防除資機材及び消火資機材の整備
- ⑩ 事故貯油施設の所有者等に対し、海上への石油等流出防止措置の指導
- ⑪ 漂流油等防除に要した経費及び損失補償要求などの資料作成並びに関係者への指導

(3) 在港船舶対策

村及び関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、港内在泊船の万全を期するため、相互に緊密な連携のもとに次の措置を講ずるものとする。

■ 在港船舶対策

- ① 港内停泊船は安全な泊地に移動させる。
- ② 岸壁係留船舶は離岸して安全な海域に移動させるか、離岸できないときは係留方法について指導する。
- ③ 荷役中の船舶は速やかに荷役終了又は中止させる。
- ④ 航行中の船舶は、早めに安全な港に避難するよう勧告する。
- ⑤ 災害により港内又は港内の境界付近に船舶交通を障害するおそれのある漂流物、沈没物、その他の物体を生じたときは、その物体の所有者等にその物件の除去等について指導する。

(4) 災害時の対応

村（担当：産業振興対策班）及び消防関係機関は、船舶及び臨海施設等の火災に対する消防活動、人命等の救護について、第十一管区海上保安本部と協力して実施する。また、第十一管区海上保安本部に協力し、密接な連携をとりながら流出危険物の防除について応急措置を講ずる。

消防団は、災害に伴う海上における治安維持のため、第十一管区海上保安本部及び警察機関と協力し、緊密な連絡を保ちながら各種犯罪の情報収集、犯罪の防止、捜査、犯人の検挙あるいは暴動・騒乱の予防、鎮圧その他治安維持に必要な措置をとる。

(5) 流出油汚染事故等対策

■ 対策別の実施内容

対策別	実施内容
油防除	ア) 油汚染事故等に際して、海上保安庁長官（第十一管区海上保安本部長）から「排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の除去その他の海洋汚染を防止するため必要な措置」の要請があった場合、村は関係機関、協力団体及びボランティア等に協力を求めて対応する。 イ) 油汚染事故等の緊急措置については、本村において港湾法及び漁港法に基づき「油濁防止緊急措置マニュアル」を必要に応じ作成し、油防除資材等の設置に努める。

対策別	実施内容
漂着油除去	<p>ア) 漂着油の除去作業は、原因者等の防除活動のみでは十分な対応ができない場合、村は関係機関、協力団体及びボランティア等に協力を求めて対応するものとし、原因者不明の漂着油に関しても同様とする。</p> <p>イ) 応急対策用資機材の確保について村は協力し、不足するものについては協力者に持参するよう求めるとともに、国や県と密接に連携し、適切な技術指導・協力を求め、迅速な除去に努めるものとする。</p>

4. 災害復旧・復興対策

災害による地域の社会経済活動が低下する状況を踏まえ、可能な限り迅速かつ円滑に被災者の生活再建を支援できるように、地方公共団体等と連携を図りつつ被災の復旧・復興にあたり、次に掲げる対策を講ずるものとする。

■ 対策別の実施内容

区分	実施内容
海洋環境の汚染防止	がれき等の処理に当たっては、海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のため適切な措置を講ずるものとする。
海上交通安全の確保	<p>災害復旧・復興に係る工事に関しては、工事作業船等の海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講じるものとする。</p> <p>ア) 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じ船舶交通の整理指導を行う。</p> <p>イ) 広範囲にかつ同時に多数の工事関係者により工事が施行される場合は、工事関係者に対し、工事施行区域・工事期間の調整等、事故防止に必要な指導を行う。</p>

5. その他

- ① 各機関は、機会のある毎に海上防災思想の普及に努める
- ② 各機関は、海汚染事件への対応を迅速かつ的確に実施するため、「海上災害防止センター」の海上災害のための措置に関する訓練事業を活用するなどして人材の育成に努めるものとする。

第35節 道路事故災害応急対策計画

部署・関係機関

建設環境班、警察署、沖縄総合事務局

I 基本方針

災害時における交通輸送のための道路関係の災害応急対策を行い、被害拡大防止を図るためのものである。

II 実施責任者

災害時における道路事故災害の応急対策は、村長が行う。

III 実施内容

1. 計画内容

(1) 発生直後の情報収集・連絡及び通信の確保

ア 多重衝突や道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、道路管理者は速やかに関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

イ 村は、人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性を連絡する。

(2) 応急活動及び活動体制の確立

道路管理者は、発災後速やかに災害拡大防止のため必要な措置を講ずるものとする。

(3) 救助・応急、医療及び消火活動

ア 道路管理者は村等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力する。

イ 県及び村は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。

ウ 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、県及び村は、必要に応じ民間からの協力等により必要な資材を確保して、効率的な活動を行う。

(4) 道路、橋梁等の応急措置

ア 道路管理者は、道路・橋梁・トンネル等に被害が生じた場合は、緊急輸送の確保に必要な道路等から優先的に、その被害状況に応じて、障害物の除去、路面及び橋梁段差の修正、排土作業、盛土作業、仮舗装作業及び仮橋の設置等の応急工事により、一応の交通の確保を図る。

イ 道路管理者及び上下水道・電気・ガス・電話等道路占有施設設置者は、所管の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所有する者に直ちに応急措置を講ずるよう通報する。

ウ 道路管理者は、類似の災害発生の再発防止のために被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。

エ 県警察本部は、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設点検を行う等必要な措置を講ずる。

(5) その他

ア 災害復旧への備え

道路管理者は円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な書簡施設の構造図の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため複製を別途保存するよう努める。

イ 再発防止対策

道路管理者は原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

